

平成 28 年

富岡町議会会議録

第 6 回 定例会

6 月 13 日 開会 ～ 6 月 14 日 閉会

富岡町議会

平成28年第6回富岡町議会定例会会議録目次

第1日 6月13日（月曜日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	3
○欠席議員	3
○説明のため出席した者	3
○事務局職員出席者	4
開 会（午前 9時59分）	5
○開会の宣告	5
○開議の宣告	5
○議事日程の報告	5
○諸般の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	6
○諸報告	6
○議案の一括上程	10
○提案理由の説明及び一般町政報告	10
○一般質問	16
安藤正純君	16
堀本典明君	26
早川恒久君	33
遠藤一善君	41
宇佐神幸一君	48
渡辺英博君	53
高野匠美君	61
○散会の宣告	68
散 会（午後 3時39分）	68

第2日 6月14日（火曜日）

○議事日程	71
○本日の会議に付した事件	71

○出席議員	7 2
○欠席議員	7 2
○説明のため出席した者	7 2
○事務局職員出席者	7 3
開 議 （午前 9時59分）	7 4
○開議の宣告	7 4
○議事日程の報告	7 4
○会議録署名議員の指名	7 4
○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決	7 4
○日程の追加	9 9
○議案第69号 富岡町副町長の選任につき同意を求めることについて	9 9
○副町長就任の挨拶	1 0 1
○委員会報告	1 0 2
○動議の提出	1 0 5
○閉会の宣告	1 0 6
閉 会 （午後 1時36分）	1 0 6

平成28年第6回富岡町議会定例会

議事日程 第1号

平成28年6月13日（月）午前10時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸報告

- 1、監査委員報告
- 2、議会運営委員会報告
- 3、議会報編集特別委員会報告
- 4、原子力発電所等に関する特別委員会報告
- 5、総務常任委員会報告
- 6、産業復興常任委員会報告

日程第4 議案の一括上程

- 発議第 4号 議員派遣の件について
- 報告第 4号 平成27年度富岡町継続費繰越しの報告について
- 報告第 5号 平成27年度富岡町継続費繰越しの報告について
- 報告第 6号 平成27年度富岡町繰越明許費繰越しの報告について
- 報告第 7号 平成27年度富岡町繰越明許費繰越しの報告について
- 報告第 8号 専決処分の報告について
- 議案第63号 損害賠償額の決定及び和解について
- 議案第64号 富岡町再生可能エネルギー寄附金等による復興まちづくり基金条例について
- 議案第65号 富岡町副町長の定数を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第66号 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第67号 富岡町なかよし広場設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第68号 平成28年度富岡町一般会計補正予算（第1号）について

日程第5 提案理由の説明及び一般町政報告

日程第6 一般質問

日程第7 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

- 発議第 4号 議員派遣の件について

- 報告第 4号 平成27年度富岡町継続費繰越しの報告について
報告第 5号 平成27年度富岡町継続費繰越しの報告について
報告第 6号 平成27年度富岡町繰越明許費繰越しの報告について
報告第 7号 平成27年度富岡町繰越明許費繰越しの報告について
報告第 8号 専決処分の報告について
議案第63号 損害賠償額の決定及び和解について
議案第64号 富岡町再生可能エネルギー寄附金等による復興まちづくり基金条例について
議案第65号 富岡町副町長の定数を定める条例の一部を改正する条例について
議案第66号 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
議案第67号 富岡町なかよし広場設置条例の一部を改正する条例について
議案第68号 平成28年度富岡町一般会計補正予算（第1号）について
-

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸報告

- 1、監査委員報告
- 2、議会運営委員会報告
- 3、議会報編集特別委員会報告
- 4、原子力発電所等に関する特別委員会報告
- 5、総務常任委員会報告
- 6、産業復興常任委員会報告

日程第4 議案の一括上程

- 発議第 4号 議員派遣の件について
報告第 4号 平成27年度富岡町継続費繰越しの報告について
報告第 5号 平成27年度富岡町継続費繰越しの報告について
報告第 6号 平成27年度富岡町繰越明許費繰越しの報告について
報告第 7号 平成27年度富岡町繰越明許費繰越しの報告について
報告第 8号 専決処分の報告について
議案第63号 損害賠償額の決定及び和解について
議案第64号 富岡町再生可能エネルギー寄附金等による復興まちづくり基金条例について

- 議案第65号 富岡町副町長の定数を定める条例の一部を改正する条例について
 議案第66号 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
 議案第67号 富岡町なかよし広場設置条例の一部を改正する条例について
 議案第68号 平成28年度富岡町一般会計補正予算（第1号）について

日程第5 提案理由の説明及び一般町政報告

日程第6 一般質問

○出席議員（14名）

1番	渡辺英博君	2番	高野匠美君
3番	渡辺高一君	4番	堀本典明君
5番	早川恒久君	6番	遠藤一善君
7番	安藤正純君	8番	宇佐神幸一君
9番	山本育男君	10番	高野泰君
11番	黒澤英男君	12番	高橋実君
13番	渡辺三男君	14番	塚野芳美君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

町長	宮本皓一君
副町長	齊藤紀明君
教育長	石井賢一君
参事兼 会計管理	佐藤臣克君
参事兼 総務課長	伏見克彦君
企画課長	林紀夫君
税務課長	三瓶雅弘君
参事兼 健康福祉課長	猪狩隆君
住民課長	植杉昭弘君
参事兼 安全対策課長	渡辺弘道君
参事兼 産業振興課長	菅野利行君

復興推進課長	深	谷	高	俊	君
復旧課長	三	瓶	清	一	君
教育総務課長	石	井	和	弘	君
いわき支所長	小	林	元	一	君
拠点整備課長	竹	原	信	也	君
統括出張所長	三	瓶	直	人	君
参事兼 生活支援課長	林		志	信	君
総務課長補佐	遠	藤	博	生	君
代表監査委員	坂	本	和	久	君

○事務局職員出席者

参事兼議事 事務局事務局長	志	賀	智	秀
議会事務係 局長	大	和	田	豊
議会事務係 主任	藤	田	志	穂

開 会 (午前 9時59分)

○開会の宣告

○議長（塚野芳美君） ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより平成28年第6回富岡町議会定例会を開会いたします。

○開議の宣告

○議長（塚野芳美君） 直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の報告

○議長（塚野芳美君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○諸般の報告

○議長（塚野芳美君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

まず初めに、今定例会における会期及び日程等について、去る6月7日の議会運営委員会において審議をしていただきました。その結果、会期は本日から明日までの2日間とする旨の答申を受けておりますので、ご報告いたします。

次に、去る6月6日、平成28年度福島県町村議会議長会の定期総会が開催されました。その席上、議会議員として20年以上地方自治の振興発展に寄与、貢献された功績により、福島県町村議長会より自治功労表彰の伝達が行われました。本町議会からは、高橋実君が表彰の栄に浴されております。心よりお祝い申し上げます。

よって、ただいまより高橋実議員に表彰状の伝達を行いますので、暫時の間よろしく願いいたします。

高橋議員、前のほうにお願いいたします。

〔表彰状の伝達〕

○議長（塚野芳美君） 次に、平成28年第2回双葉地方広域市町村圏組合議会定例会について文書をもって報告しておりますので、ごらんいただくようお願いいたします。

また、陳情書2件を受理しております。この写しもあわせて配付しておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上で諸般の報告を終わります。

○会議録署名議員の指名

○議長（塚野芳美君） 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

5番 早川恒久君

6番 遠藤一善君

の両名を指名いたします。

○会期の決定

○議長（塚野芳美君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から14日までの2日間といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から14日までの2日間と決定いたしました。

○諸報告

○議長（塚野芳美君） 次に、日程第3、諸報告に入ります。

初めに、監査委員の報告を求めます。

代表監査委員、坂本和久君。

〔代表監査委員（坂本和久君）登壇〕

○代表監査委員（坂本和久君） 皆さん、おはようございます。それでは、監査委員のほうから例月出納検査の報告をいたします。

28監第4号、平成28年6月13日、富岡町長、宮本皓一様、富岡町議会議長、塚野芳美様、富岡町監査委員、坂本和久、富岡町監査委員、堀本典明。

例月出納検査報告書、例月出納検査を実施した結果を地方自治法第235条の2第3項の規定により報告する。

記、1、検査の対象。（1）平成28年2月、3月、4月分、平成27年度4月、平成28年度4月、（2）一般会計及び特別会計、（3）歳入歳出外現金。

2、検査の時期。3月18日、4月20日、5月19日。

3、検査の結果。（1）収支出納関係諸帳簿及び整備の状況、適切であると認めた。（2）違法または不適切と認めて指示した事項、なし。（3）検査時における現金及び予算執行の状況、適切であると認めた。

以下、別紙のとおりですので、朗読を省略いたします。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 次に、委員会報告に入ります。

議会運営委員会の報告を委員長より求めます。

6番、遠藤一善君。

〔議会運営委員会委員長（遠藤一善君）登壇〕

○議会運営委員会委員長（遠藤一善君） 報告第16号、平成28年6月13日、富岡町議会議長、塚野芳美様、議会運営委員会委員長、遠藤一善。審査報告書、本委員会は、付託された事件について審査した結果を次のとおり報告する。

記、1、事件名。第1回、(1)議案審議について、(2)6月定例会の会期及び日程について、(3)発議第4号 議員派遣の件について、(4)その他、①一般質問について、②陳情について、③その他。

2、審査の経過。回数、第1回、日時、平成28年6月7日午前9時15分、場所、富岡町役場桑野分室、出席委員4名、欠席委員1名、説明出席者、総務課長、同補佐、職務出席者、議長、議会事務局長、庶務係長であります。

3、審査の結果。第1回、(1)議案審議について、6月定例会に町長提出予定の議案等の内容について総務課長より説明を受けた。提出予定議案は次のとおり。報告案件5件、和解案件1件、条例の新規制定案件1件、条例の一部改正案件3件、補正予算案件1件、合計11件。(2)6月定例会の会期及び日程について、6月定例会の会期日程については、会期を6月13日から14日までの2日間とすることに決し、議長に答申した。(3)議員派遣の件について、6月定例会において議員派遣の件を議員発議として提出することに決した。(4)その他、①一般質問について、一般質問の通告7名について議会事務局長より説明を受けた。②陳情等について、「国家主導による避難計画策定が原発再稼働の条件」を富岡町が国に要請することを求める陳情書、国からの「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による十分な就学支援を要請する意見書の提出を求める陳情書、以上の2件の陳情について審議し、全議員に周知することに決した。③その他、なし。

○議長（塚野芳美君） ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、議会報編集特別委員会の報告を委員長より求めます。

4番、堀本典明君。

〔議会報編集特別委員会委員長（堀本典明君）登壇〕

○議会報編集特別委員会委員長（堀本典明君） 改めましておはようございます。それでは、報告第17号、平成28年6月13日、富岡町議会議長、塚野芳美様、議会報編集特別委員会委員長、堀本典明。審査報告書、本委員会は、付託された事件について審査した結果を次のとおり報告する。

記、1、事件名。第1回、(1) とみおか議会だより第186号の編集について、(2) その他。第2回、(1) とみおか議会だより第186号の最終校正について、(2) その他。

2、審査の経過。審査の経過は記載のとおりでございますので、朗読を省略させていただきます。

3、審査の結果。第1回、(1) とみおか議会だより186号の編集について。とみおか議会だより第186号企画表に基づき、議会報編集の事務分担を決めた。とみおか議会だより第186号の今後の作成スケジュールについて協議し、改選から議会報発行までの日数が少ないことから、本特別委員会を2回開催することに決した。リード記事の審議及び編集、質疑応答のピックアップ、レイアウトの審議を実施した。表紙の写真は、富岡幼小中学校入学式の写真を採用することに決した。第2回、(1) とみおか議会だより第186号の最終校正について。議会報の最終校正の内容確認等を実施した。

○議長（塚野芳美君） ただいま議会報編集特別委員会委員長の報告が終わりました。

これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。この件につきましては、委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、議会報編集特別委員会委員長報告のとおり決しました。

次に、原子力発電所等に関する特別委員会の報告を委員長より求めます。

8番、宇佐神幸一君。

〔原子力発電所等に関する特別委員会委員長（宇佐神幸一君）登壇〕

○原子力発電所等に関する特別委員会委員長（宇佐神幸一君） おはようございます。報告第18号、平成28年6月13日、富岡町議会議長、塚野芳美様、原子力発電所等に関する特別委員会委員長、宇佐神幸一。審査報告書、本委員会は、付託された事件について審査した結果を次のとおり報告する。

記、1、事件名。1、原子力発電所通報連絡処理（平成28年2月・3月・4月分）について、2、東京電力（株）福島第一原子力発電所1号機から4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップの進捗状況について、3、その他。

2、審査の経過。審査の経過につきましては、お手元の資料の記載とおりでございますので、ご一読お願いいたします。

3、審査の結果。第1回、1、原子力発電所通報連絡処理（平成28年2月・3月・4月分）につい

て。原子力発電所通報連絡処理簿に基づいた福島第一原子力発電所並びに福島第二原子力発電所の通報内容について安全対策課より説明を受けた。2、東京電力（株）福島第一原子力発電所1号機から4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップの進捗状況について。廃炉に向けた主な作業項目と現在の作業の進捗状況等について、東京電力（株）より説明を受けた。陸側遮水壁の造成状況と汚染水の流入に対する長期的な見通し、ミュオンによる2号機原子炉内燃料デブリの調査状況等の説明を受けた。3、その他、福島第二原発の現状と今後の方針及び事業再開を希望する事業者への事業再開支援について説明を受けた。

以上、報告いたします。

○議長（塚野芳美君） ただいま原子力発電所等に関する特別委員会委員長の報告が終わりました。これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。この件につきましては、委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、原子力発電所等に関する特別委員会委員長報告のとおり決しました。

次に、所管事務の調査については、文書をもって報告しておりますが、委員長報告に対し1人1回の質疑を許可することになっておりますので、質疑を許します。

まず初めに、総務常任委員会委員長の報告に対しまして質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

次に、産業復興常任委員会委員長の報告に対して質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

以上で所管事務の調査についてを終わります。

次に、議会報編集特別委員会において議会広報研修を実施しておりますので、委員長より報告を求めます。

4番、堀本典明君。

〔議会報編集特別委員会委員長（堀本典明君）登壇〕

○議会報編集特別委員会委員長（堀本典明君） 報告第21号、平成28年6月13日、富岡町議会議長、塚野芳美様、議会報編集特別委員会委員長、堀本典明。調査研修報告書、本特別委員会は、付託された事件について調査研修を実施したので、報告いたします。

議会報編集特別委員会議会広報研修報告書、1、目的。議会広報の編集能力を高め、議会に対する住民の理解と関心を深める議会報編集に寄与するため。

2、研修名称。名称は平成28年度町村議会広報研修会、場所は郡山市のビッグパレットふくしまです。日時は、平成28年5月20日金曜日午後1時から午後4時まで。

3、参加者。全委員参加しております。

4、研修の概要。研修の概要といたしましては、講演といたしまして「住民に読まれる 議会活動が伝わる 議会報の基本と編集技術」及び議会報クリニックでございます。両方とも議会広報サポーターの芳野政明氏にやっていただきました。

5、所見。議会報は、議会活動を町民にわかりやすく伝えるという責務を担っている。議会として活動したことをただ載せているだけでは、町民に手にとって読んでもらうことは難しい。訴求力のある紙面構成で町民の興味を引き、いかに手にとってもらえるかがとても大事であるとする。そのためには目を引くレイアウト、内容が推察できるような大見出しや小見出し、わかりやすい表現など、町民の視覚に訴える工夫を凝らし、多くの町民にさらに受け入れてもらえるような議会報をつくっていきたいと考える。今回議会報クリニックで当町議会だより185号を講師による診断をしていただいた。わかりやすい見出しをつけたほうがよい箇所があるとの指摘は受けたが、議事公開度が高く、町民目線での編集がすばらしいとの言葉をいただいた。今後とも町民の目線に立って、町民の知りたいことを端的にわかりやすく伝えるために、こういった研修、他自治体の議会報を参考にしながら研さんを積んでいきたいと考える。

以上、議会報編集特別委員会議会報研修の所見といたします。

○議長（塚野芳美君） 以上をもって委員会報告を終わります。

これをもって諸報告を終わります。

○議案の一括上程

○議長（塚野芳美君） 次に、日程第4、議案の一括上程を行います。

事務局長の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○提案理由の説明及び一般町政報告

○議長（塚野芳美君） 次に、日程第5、提案理由の説明及び一般町政報告を議題といたします。

町長より提案理由の説明及び一般町政報告を求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 皆さん、おはようございます。平成28年第6回富岡町議会定例会を開催するに当たり、さきの定例会以降の町政についてご報告申し上げ、次いで今定例会に提案いたしました議案につきましてご説明を申し上げます。

皆様ご承知のとおり、本町では昨年6月に策定した第2次復興計画において、早ければ平成29年4月の帰還開始を目指すことを掲げ、これまで職員一丸となってさまざまな施策や事業を展開してまいりました。町の様子に目を向けると、インフラの復旧や除染の進捗のほか、昨年秋に役場、警察、消防が一部再開して以降、町立診療所や国際共同研究棟の着工、複合商業施設や災害公営住宅の建設にも一定の見通しがつくなど、町の復旧、復興への足取りは着実に進んでおり、町民の皆様に対しましてもようやく目に見える形でふるさとが再生していく姿をお見せすることができるようになったと考えております。

帰還開始に向けた議論を進めるためのプロセスとしては、ことしのお彼岸からゴールデンウィークにかけて特例宿泊を初めて実施し、課題の洗い出しや改善策に取り組むほか、3月には帰町計画を策定し、このほど帰町検討委員会による町の現状の客観的評価に着手したところであります。

一方で町民の皆様からは特に4月以降、町の復興実現に向けたご意見やご要望、帰還開始時期などについてのご質問を数多く頂戴するようになりました。これは、復旧、復興の進展を背景に、ふるさとへの帰還をその時期を含めより現実的なものとして捉え、帰町に向けた準備や検討をされているものと受けとめております。私としては、避難指示の解除は早期の町内生活を望む町民の帰還実現と本格復興の第一歩であると捉えており、避難指示の解除なくして町の本格復興はないと考えております。改めて町民の皆様のはるさと再興への思いを全身で受けとめ、正念場となる今年度の復興の取り組みを一層加速し、来年4月の帰還開始をより確かなものとしてまいります。また、準備宿泊につきましても夏ごろの開始を視野に入れ、準備を進めてまいりたいと考えております。

なお、当然のこと、避難指示解除の判断は帰町検討委員会による町内生活環境の現状評価や除染検証委員会による検証結果、そして議会を初め町民の皆様と情報を共有し、意見を交換し、総合的に判断してまいる考えに変わりはありませんので、議員各位のご理解を重ねてお願いいたします。

続いて、3月定例議会以降の町政についてご報告いたします。初めに、総務課所管の業務について申し上げます。まず、参議院議員通常選挙についてご報告いたします。7月25日の任期満了に伴い、この夏執行される参議院議員通常選挙につきましては、6月22日公示、7月10日投開票で現在準備を進めております。なお、昨年成立いたしました改正公職選挙法により、この参議院選より投票できる年齢が18歳に引き下げられます。当町におきましても町広報やホームページなどで周知に努め、投票率向上を図ってまいります。

次に、タブレット端末及び町専用アプリ開発についてご報告いたします。現在町が配布しているタブレット端末につきましては、今年度末で事業年度が終了となることから、次年度以降の情報発信ツールとして町専用アプリを開発するために、仕様書の内容の検討や財源の確保に向けた復興庁との協議などを進めております。

次に、企画課所管の業務について申し上げます。まず、町内における災害公営住宅の整備についてご報告いたします。復興拠点地区内に整備を進めます第1期分50戸につきましては、本年度内の完成を目指し、来月には着工することと、事業用地の取得や詳細設計などの作業を進めているところです。また、第2期分の災害公営住宅整備として、住民意向調査の結果を踏まえ、平成29年度末から順次入居を目指し、100戸程度を整備することと計画しており、これ以降の整備については、町民の意向確認結果や町内災害公営住宅の入居状況などにより整備計画を策定してまいりたいと考えております。なお、住宅に係る各種制度や住宅修繕事業者の紹介などの相談体制の構築、ハウスクリーニング費用の助成や害虫駆除など、町内住環境の回復についても総合的に支援してまいることが必要と考え、事業の構築を進めてまいりますので、あわせてご報告申し上げます。

次に、第3の道に関するアクションプランの策定状況についてご報告いたします。第3の道は、第2次復興計画の根幹をなすものであり、町民一人一人の思いや判断を尊重し、ふるさとへの思いを未来につなげるための考え方と認識しております。このことから、このアクションプランは「人と町とのつながり」アクションプランと題し、ふるさとへの思いを富岡の未来へつなげていくためにと副題を付すことといたしました。今年度初めには避難指示解除後の町外生活サポートと富岡とつながるふるさとづくりを柱とした計画骨子をお示したところであり、この秋の計画策定を目指して関係各課の横断的議論のもと検討を進めているところです。また、計画策定に合わせ、町とともにふるさと復興の担い手となる（仮称）復興まちづくり会社の設立についても、昨年度立ち上げました発起人会で会社定款や実施事業の具体について検討を始めておりますので、あわせてご報告いたします。

次に、新たな産業団地並びに交流公園の整備についてご報告いたします。本事業については、震災、原発事故で失われた雇用と町民のコミュニティーの再創出並びに本町への理解を深める場の確保のために欠かせない事業であると考え、産業団地並びに交流公園についてそれぞれ上郡地区並びに太田地区へ計画することとし、内容及び規模の検討作業を始めることといたしました。今後整備財源の確保や詳細な事業内容について国、県及び関係団体と協議を進めるとともに、関係行政区などに丁寧にご説明し、事業調整を図ってまいります。

次に、拠点整備課所管の業務について申し上げます。まず、曲田土地区画整理事業についてご報告いたします。当該事業地であり、復興拠点の交通のかなめとなりますJR富岡駅前交通広場の整備予定地内については、関係権利者のご理解のもと、昨年度内に全ての家屋の解体が完了いたしました。今年度は、復興拠点の基盤をなす当該事業の関係権利者との調整及び計画完了を行いながら、さきの臨時議会でご承認いただきましたJR富岡駅前交通広場整備工事、また本交通広場と県道広野小高線

とを結ぶ避難道路を兼ねた曲田都市計画街路4号線の新設に係るJR跨線橋下部工事を初め、来年4月の帰還開始に向けた魅力ある駅前づくりを目指して、関連インフラの整備を進めてまいります。駅前交通広場については年内の竣工を目指し、またJR跨線橋については来年中を目途とされている常磐線竜田富岡駅間の再開通前までには竣工できるよう進めてまいります。

次に、防災集団移転促進事業及びその関連事業についてご報告いたします。これらの事業につきましては、本年1月より事業を進めており、今年度においては移転先となる曲田土地区画整理事業地内の土地を希望される方を確定し、年度内の供給を目指してまいりたいと考えております。

次に、住民課所管の業務について申し上げます。本町における個人番号カード、通称マイナンバーカードについては、5月末現在の申請率が近隣町村と比べ14.5%と高く、これは特設申請窓口の設置や仮設住宅などへの巡回型臨時窓口開設による周知活動の成果があらわれてきたものと考えております。このカードを利用した住民票などのコンビニ交付サービスは、長期避難を余儀なくされている町民にとっても証明書取得時の不便を解消する非常に有効な手段であると考えており、今後ともさらなるカードの普及に取り組んでまいります。

次に、健康福祉課所管の業務について申し上げます。まず、町立とみおか診療所の整備状況についてご報告いたします。4月18日に起工式を行い、現在は土間配管及び外部配管工事を進めております。今月中旬から鉄骨建て方、下旬には屋根工事、外壁工事などを予定しており、順調に進捗しているところであります。引き続き工事の安全を第一に工期内完成を目指すとともに、今後は医療機関の指定申請や備品購入などを進めてまいります。

次に、敬老会について申し上げます。平成28年度の富岡町敬老会につきましては、郡山市会場が9月1日、いわき市会場が9月8日とし、従前どおり2会場での開催を予定しております。ことしもより多くの皆さんに参加いただけるよう事前アンケートを実施し、送迎バス乗車場所や送迎家族への配慮など、丁寧な対応をしていきたいと考えております。また、アトラクションには復興コンサートなどで被災者支援に取り組んでおられる山形県出身の民謡歌手、大塚文雄さんを予定しているところであります。

次に、安全対策課所管の業務について申し上げます。地域防災計画についてご報告いたします。防災計画は、昨年度より改定に着手し、先日の全員協議会において素案を皆様にご協議いただいたところであります。今後は、議員の皆様からいただいたご意見、パブリックコメント、防災会議でのご意見を踏まえ、修正の後、9月定例会への議案提出を予定しております。

次に、産業振興課所管の業務について申し上げます。まず、商業施設整備についてご報告いたします。本件につきましては、さきの臨時議会において町が取得した複合商業施設の内装等解体工事の契約についてご同意をいただき、着手したところであります。今後は、内装など解体工事の進捗に合わせ、建物本体工事の入札を実施いたします。本件も議会のご同意を得ながら工事を進めてまいります。また、今月6日には複合商業施設に出店される株式会社ヨークベニマル、株式会社ダイユーエイトと

の出店協定の調印を行ったところであります。今後は、本体工事に着手するとともに、当該施設が多くの方々に親しみを持って利用いただけるよう愛称募集を行う予定であります。

次に、大石原、下千里地区における太陽光発電事業についてご報告いたします。本事業につきましては、発電事業主体である富岡復興エナジー合同会社に対する匿名組合出資や事業用地の地上権登記が完了するなど、予定どおりに進捗しております。現在は金融機関などと融資の協議を始めており、7月下旬に工事着工となる予定であります。

次に、町内公共交通システム構築事業についてご報告いたします。本事業は、町内路線バスの来年4月の運行再開を目指した生活交通の確保を進めるものであります。路線バスにつきましては、現在町内循環やいわき市と富岡町を結ぶ路線などの運行に向けてバス事業者と路線の調整、調査、ダイヤの精査などを進め、法的手続や予算確保などの面で国や県との協議を続けております。一方、県では路線バスを主軸にした浜通りの公共交通網を整備するための計画を来年度中の策定を目標にして着手するところであります。このほかタクシーサービスの再開や小回りのきくデマンド型の乗り合いタクシーの導入などについても国、県、事業者と協議、交渉を進めております。

次に、営農再開支援事業についてご報告いたします。農業復興実施計画、いわゆる農業アクションプランの策定につきましては、去る6月8日に第1回検討委員会を開催いたしました。今後は、月1回のペースで検討委員会を開催し、年内の計画策定を目指し、町内での営農再開を目指す方々に対し具体的な方針を示してまいります。

次に、復旧課所管の業務について申し上げます。まず、下水道関連の災害復旧についてご報告いたします。避難指示解除準備区域及び居住制限区域については、小浜地区の一部を除き使用が可能となりました。当該一部地区においては、汚染処理区域の小良ヶ浜浄化センターの機器修繕が完了し、現在污水管渠についてことし10月の再開に向け、鋭意復旧工事を進めております。

次に、道路の災害復旧については、避難指示解除準備区域及び居住制限区域の37カ所の被災箇所のうち、他事業との調整後に発注予定の1カ所を除く36カ所の災害復旧工事が完了しております。

次に、復興推進課所管の業務について申し上げます。まず、除染の状況についてご報告いたします。昨年9月に発足した除染検証委員会は、これまで6回開催され、去る5月20日に中間報告が提出されました。町といたしましては、この報告書を踏まえ、効果的かつ徹底した除染が実施されるよう環境省と協議、今回さらなる申し入れを行うとともに、町職員も除染現場に積極的に足を運び、除染の手法や範囲、効果などをしっかり確認してまいります。また、帰還困難区域のうち夜の森の桜並木につきましては、本町はもとより双葉郡有数の観光資源、交流拠点であること、町民の心の復興の実現に必要な不可欠であること、さらには人口が密集する居住制限区域と広範囲で接することなどから、これまで国に対し早期の本格除染の着手を強く求めてまいりました。こうした取り組みの結果、このほど丸川環境大臣より本年夏ごろに提示される帰還困難区域見直しに向けた国の考え方を踏まえ、町においても夜の森地区を観光交流拠点として再生していくことから、桜並木と夜の森公園、桜並木への主

要接続道路に沿ったお花見を楽しめるような道路の端からおおむね50メートルを含む広がりを持った地域で除染を実施する、早期に事前調査に入れるよう具体的手続に入るとの回答がありましたので、ご報告いたします。国はことし夏ごろに帰還困難区域の見直しに向けた方針を示すとしていますが、これに先立つ形で町民の誰もが愛し、心の支えとなる夜の森の桜並木の再生や帰還困難区域と接する居住制限区域の住民の安全、安心につながる除染が行われることは、町の本格復興を確実に前に押し進めるものと大いに期待するところであり、町としても全面的に協力してまいる考えであります。

次に、家屋解体についてご報告いたします。家屋の解体については、現在約1,300件の申請がなされており、これまで約500件の解体が完了しております。今年度は、約800件の解体を行う予定となっております。なお、防じん対策につきましては、町からの申し入れが反映され、今年度より対策が義務化されております。これら除染、家屋解体、廃棄物処理などにつきましては、いずれも町民の安全、安心の確保、ふるさとの環境回復、帰還開始を目指す上で極めて重要な事業であることから、引き続き全力で取り組んでまいります。

次に、生活支援課所管の業務について申し上げます。まず、町内への一時立ち入り時間の延長についてご報告いたします。自宅の片づけや修繕など、帰還に向けた活動の充実や利便性の向上を図るために、6月1日より町内立ち入り時の退出時間を1時間延長いたしました。この結果、避難指示解除準備区域及び居住制限区域は午後4時を目安に、帰還困難区域は5時間以内の制限はありますが、午後4時まで滞在できることになりました。

次に、特例宿泊についてご報告いたします。3月17日から3回にわたり実施した特例宿泊につきましては、延べ66世帯、123人の方々が自宅などでの宿泊に訪れ、実際に生活された中で得られた多数の貴重なご意見、ご提言をいただくことができました。今後も帰還開始に向けた検証を進め、町民の皆様が抱く不安を少しでも取り除くことができるよう課題解決に向けた取り組みを一層強化してまいります。

次に、教育総務課所管の業務について申し上げます。富岡町立幼稚園、小中学校三春校は、園児6名、小学生15名、中学生18名の計39名で新年度をスタートいたしました。今年度も基準より多くの教職員を配置していただき、教師が子供たち一人一人のよさを伸ばしていけるきめ細かい指導を実践し、大いに成果を上げているところであります。

次に、富岡町レーザー測量業務委託事業についてご報告いたします。この事業は、富岡町のシンボルとなっている夜の森地区の桜並木などを3次元計測し、多くの町民の皆様に関連していただけるよう整備を進めているものです。ことし4月には満開を迎えた桜並木の計測を行い、現在は主に編集作業を行っております。今後皆様にごらんいただく機会を設けてまいりたいと考えており、町民の皆様が町を離れていてもふるさと富岡を身近に感じる機会の創出に努めてまいりますので、ご理解をお願い申し上げます。

次に、今定例会に提出しております議案について申し上げます。報告案件5件、和解案件1件、条

例の新規制定案件1件、条例の一部改正案件3件、平成28年度一般会計歳入歳出補正予算案件1件の合計11件であります。詳細につきましては、それぞれの議案審議の際にご説明申し上げますが、いずれも町政執行上重要な案件でありますので、速やかなる議決を賜われますようお願い申し上げます、町政報告及び提案理由の説明といたします。

○議長（塚野芳美君） これをもって提案理由の説明及び一般町政報告を終わります。

○一般質問

○議長（塚野芳美君） 次に、日程第6、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

まず、7番、安藤正純君の登壇を許します。

7番、安藤正純君。

〔7番（安藤正純君）登壇〕

○7番（安藤正純君） ただいま議長より発言の許可がありましたので、通告に基づいて大きく3点ほど質問させていただきます。

1番目、財物賠償残り6分の1の支払い時期について。（1）、平成24年11月26日の全員協議会において、国は居住制限区域及び避難解除準備区域の財物賠償について、5年分を一括払いし、6年目も帰還できないと判断した場合はその時点で1年分を追加支払うという案が示されておりましたが、平成28年3月には6年目に入っております。町と国の話し合いはどのように進んでいるのか伺いたい。

2番目、特定廃棄物の埋め立て処分に係る周辺地域との安全確保に関する協定について。（1）、本年4月22日の全員協議会において、環境省から特定廃棄物の埋め立て処分事業における周辺地域との安全協定は、地元2行政区、太田、毛萱を予定しているとの説明がありましたが、もっとふやすべきとの意見に対して、最終的には町の判断に合わせると回答しております。町の考えを伺いたい。

3つ目、福島市町村復興支援金の有効な活用について。（1）、富岡町に戻るため自宅をリフォームされる方、町外で新築される方への住宅再建支援をすべきだと思うが、町の考えを伺いたい。

以上3点よろしく申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 7番、安藤正純君の一般質問について、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 7番、安藤正純議員の一般質問にお答え申し上げます。

1、財物賠償残り6分の1の支払い時期について。（1）、平成24年11月26日の全員協議会において、国は居住制限区域及び避難解除準備区域の財物賠償について、5年分を一括払いし、6年目も帰還できないと判断した場合はその時点で1年分を追加支払うという案が出されておりましたが、平成28年3月には6年目に入っております。町と国との話し合いはどのようになっているか伺いたいについて

お答えいたします。議員ご質問のいわゆる6分の1の支払い時期につきましては、当町としてはこれまでも国への要望活動や各種協議の場において6分の1の早期支払いの実現を求めてきたところであり、昨年度においても文部科学省、経済産業省へ要望書を直接手交し、要望した経緯があります。しかしながら、現時点においては早期の支払いは実現していない状況が続いているため、改めて国側との協議を進め、早期支払いとするよう引き続き求めてまいる考えであります。

次に、2、特定廃棄物の埋め立て処分に係る周辺地域との安全確保に係る協定について。(1)、本年4月22日の全員協議会において、環境省から特定廃棄物の埋め立て処分事業における周辺地域との安全協定は、地元2行政区、太田、毛萱を予定しているとの説明がありましたが、もっとふやすべきとの意見に対し、最終的には町の判断に合わせると回答しております。町の考え方を伺いたいについてお答えいたします。特定廃棄物の埋め立て処分事業においては、環境省と富岡町、櫛葉町及び福島県の4者間で安全確保のための協定を締結し、県と両町が国による事業の安全性について監視、確認を行っていくこととしております。また、環境省と地元行政区との協定については、環境省はフクシマエコテック社と地元行政区が結んでいた安全協定を継承し、かつ管理型処分場の所在する太田行政区と処分場の下流の河川水を利用する水田が存在する毛萱行政区との安心を確保するため協定を結びたいとの考えであり、町としてもこのような考え方は理解できるものと考えます。他の行政区にも個別の安全協定の範囲を広げるべきとのご意見につきましては、町としては国に対して国と2行政区以外との間での協定を求める考えではなく、町全体の安全確保につきまして、さきに申し上げた4者協定に基づき、町が責任を持って安全確認をしまいる考えでありますので、ご理解をお願いいたします。

次に、3、福島市町村復興支援金の有効活用について。(1)、富岡町に戻るため自宅をリフォームされる方、町外で新築される方への住宅再建支援をすべきと思うが、町の考えを伺いたいについてお答えいたします。優良で恒久的な住宅の確保は、町民の生活再建に欠かすことのできないことと認識しており、福島県が整備する復興公営住宅や国の助成金などの活用を案内するほか、帰還開始を見据え町内に災害公営住宅の整備を進めるなど、町民の安定した住宅確保を支援しているところです。町といたしましては、さらに既存制度や復興財源の活用範囲を踏まえて、住宅再建支援に対する町の役割を見きわめ、町民みずからが安定した住宅を確保できるよう、その環境整備や後方支援に総合的に取り組んでまいる考えであります。

ご質問の福島市町村復興支援金は、生活再建や健康福祉増進及びコミュニティー再生など、震災からの復興事業を支援する目的で福島県より交付されたもので、平成23年度に8億5,000万円を基金造成いたしましたものです。この基金は、被災自治体の実情に応じたきめ細やかな取り組みに柔軟に活用できることから、国及び県補助金などの依存財源の確保と帰還後の復興事業を十分に見きわめながら、今後持続可能で健全な財政運営を目指し、有効かつ効果的に活用できるよう引き続き検討してまいりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 再質問に入ります。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） ありがとうございます。1番目、財物賠償残り6分の1支払い時期についての再質問なのですが、町長のほうからは国のほうに要望活動を行っているというような答えだったのですが、当然当時富岡町は6年間戻らない宣言しておりました。もう5年目が過ぎて6年目に入るころには、まだインフラ整備も終わっていないし、商業施設、それと例えば診療所、フォローアップ除染と、戻れないことは明らかだったのですが、やはり国と町との約束ですから、再度申し入れているのだけれども、国が何とも返事してくれないとか、オーケーしてくれないというような今説明に聞こえたのですが、当時内閣府の熊谷審議官だったと思うのです。全員協議会で残り6分の1の支払い時期について議員もいろんな意見を述べて、それでやっと区域再編とか、そっちをのんだというように私は記憶しているのですが、国に申し上げたと言っていますけれども、国のほうはどのような内容の回答、町の申し入れに対して、今現在国の担当は内閣府なのでしょうか、経済産業省なのでしょうか。どこの課のどなたがどういう回答をしてくれているのか。私は、内閣府の熊谷審議官、その後で経済産業省のモリヤさん、こういった方が来て、6年目に1日でも入ったらというところを相当細かくやったつもりだったのです。町としても広報にきっちりそういう内容のものを町民に配布していますので、もっと具体的にお知らせください。お願いします。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（菅野利行君） お答えいたします。

町長の報告にあったようにこの間協議を進めてまいりました。今のご質問ですとどこの部署とということですので、要望活動はそれぞれ経済産業省だったり、文科省だったり、内閣府だったりいたしております。近々においては、内閣府あるいは福島復興局原子力損害賠償の担当、それとその場所とはまた別ですが、県の原子力損害対策課等々と早期賠償について求めていくというような話をしております。

○議長（塚野芳美君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） いろんな箇所に要望活動を行っているというのはわかりました。なぜ国は約束してくれたのに実行してくれないのですかということをもっと内容細かくお願いします。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（菅野利行君） 失礼しました。これも大変、私も11月26日の全協の内容とか再度見てみました。交渉の中でも我々としては6分の1出していただくつもりでいるのだけれどもというのは当然主張しております。ただ、国のほうの考えとしては、この11月26日の文面にしても町が解除の時期を明らかにした上で、それについて国が検討すると。ある意味では5年たてば自動的に出るというような形ではなくて、やはりその状況で町が解除時期見込み、私たちも交渉の中では復興計画とかアクションプランで早ければ29年度という話をさせていただいています。我々としてはそれが

一つの明示だと思っはいるのですが、国が求めるものというのは、結局我々が復興計画で明示したものを、先ほど町長が申しましたように、帰町検討委員会とか除染検証委員会、あるいは議員各位や町民の皆様と話し合った上で定めるということで、その目標であつてもまだそれが帰町の見込み時期の明言ではないというふうなとり方だと思ひます。ちょっと私的な感覚もあるのですが、話し合いと申しまして、結局町は本当に、私も客観的に難しいとは思ひのですが、客観性、現状ではなくて町が文書というか、実際にいついつ帰るよというのを明言した上での検討、協議だということて話をしております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 課長、当時の内閣府というか、国の担当者の説明では、当時前町長だったのだけれども、6年間戻らない宣言をして、富岡町は全町一律賠償、これにこだわっていました。この一律賠償が実現しない限り管理型処分場も、あと区域再編もこれは一切私は受け付けませんよと、そういう姿勢でやつていて、それで国のほうからは客観的事実をもつて判断すると。5年間のインフラ整備の途中で両区域、これは居住制限と避難指示解除準備区域、両区域の整備が終わらず帰還が難しいと判断した時点で町と協議するというお約束だったのです。町が例えば29年以降、以降というのはまだ確定でないから、30年とか31年とかと確定しないと5年を過ぎても払わないというように今国は申し上げているかわからないけれども、当時の約束は5年間のインフラ整備の途中でということになっています。途中で難しいと判断した場合はというふうに言つてるので、もう5年間を過ぎているのだから、当然帰還が難しいと町が判断すれば国は話し合いに応じるというふうには私は解釈するので。結局町の判断が、もう5年間過ぎてやはりまだ帰町検討委員会、除染検証委員会、こういったところの答申も出ていないし、インフラ整備、診療所とかフォローアップ除染、商業施設、そういったものを考えた場合に当然難しいと判断すべきだろうと思ひのですが、町はその辺の認識、帰町の判断、帰還の判断が難しいという認識はありますか。その辺教えてください。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（菅野利行君） お答えします。

私たちは、議員ご指摘のような内容というか、そういう形での認識でいたつもりではありましたが、国のほうとしてはただ5年を待たず、さっき繰り返になってしまうのですが、それであつてもやはり一つの明言するような形、あるいは私たち、これは周辺のことなのですが、現在の国においては他の町村でも前倒しみたいな形というのを要求していても、やっぱり期限を明確化しなければだめだということなことでほかの町村も実現していないです。ですから、認識としてはいろいろな今の国の状況からすれば、私たち交渉しているのはやはりこういう状況もあつたのですよという話と、富岡町はほかの町村と違うような経緯もたどつてきているように私は思つているのです。ですから、そういう意味では一刻も早く、今実現できていないということを見れば、やはりそれはそれで問題でございま

すので、一日も早く実現できるような、その辺が国との認識の乖離というか、実際にあるので、その辺はやっぱり今後詰めていくものだと思います。

○議長（塚野芳美君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 前倒しはだめだ、期日が経過しないと支払わない、これは東京電力、国も平成27年くらいからそういうふうな言い回しはしております。24年当時も他町との公平性の絡みという言葉も使われていました。富岡町だけ特別にはというような話はしておりました。これも記憶にはあります。ただし、前町長の強い一律賠償というものの中で、警戒区域を解除して3つの区域に再編するところの話し合いのときにこの賠償の話と、結局賠償と区域再編は別にしてくださいねと、そのときの条件ではないけれども、5年間戻らないと判断した場合には国と町は協議するというような話になったのです。ですから、国、東京電力が通り過ぎないと支払ってくれないということになったから、これはしょうがないのではなくて、富岡町との約束はこうだったですねというところを前面に出してもらいたいのです。やはり6分の1を当てにしている事業所さんいっぱいいます。事業再開とか、今官民合同チームからいろんな案が示されましたけれども、なかなかそれに当てはまらなくて自力で頑張らなければならないというところもあります。そういった中でこの6分の1を借金して事務所を建てたり、お店を建てたりという方々もいらっしゃいますから、これは国に申し上げています、申し上げていますではなくて、やはり国にも約束を守ってくださいと。これ変な話、約束したことを守ってもらえないのであれば、町だって国と約束したことをほごにできるではないですか。町の事情も変わったからと。お互いに国と町が、結局あの当時は本当に混乱期でした。だから、私らも本当に真剣勝負で6分の1の残り期間はやったつもりです。6年目に1日でも入ったらということをお前は念書もらうべきだとか、誓約してもらうべきだとか、モリヤさんに。ただ、向こうはそんなのは書けないよと。それは議事録にもとっていないし、ただの意見交換だったのですから。ただ、もう5年もたったから、記憶が薄くなってしまっているかもしれないのだけれども、やはり約束したことはきちり守ってもらいたい、そういうふうなことで私この質問したのですが、前倒しは認めないとか、期限が明らかでない。期限は明らかにできないでしょう、今。来年の4月以降、以降をとって、ぴしっとこの日ですと今言えないから、そうすると6年間たたないとあと6分の1はくれないよと言っているのと全く同じなのです。あの約束どうなったのですかということになってしまうので、もっと強い意思というものを示してもらいたいのです。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（菅野利行君） お答えいたします。

結果からいえば、今先ほど申しましたようにまだ実現していないので、取り組みが弱いと言われればそのとおりだったと思います。ただ、今我々やっているのは議員がおっしゃったような我々の今までの特異的な経過、それについては今もやっておりますが、さらにやっぱり主張していくべきだと思います。あと、見込み時期を示す、あるいはおっしゃったように5年過ぎて住むというところが

やはり直ちにならないという主張を国はしております。ですから、さっき私が富岡町の特異性と申したのは、やっぱりちょっとほかとは違うのだと、ほかで6分の5とったところとはまた違うのだろうとは思っています。ですから、当然我々としても一日も早い、もう期間は過ぎてしまっているのかもしれないませんが、やはり一日も早く支払うように努力していくと、これについては変わりございません。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） この件に関しましては、町民の方ももう期限来ているだろうという人がかなりいます。そういった中で今の課長の要望書を送っています、送っています、国にいっぱい送っています、あそこにもここにもという話なのですけれども、何か国からこういうようなという具体的なものをもっと町民の方にも知らせるべきかなと。何でおくれているのかなというところを正しく知らせあげないと、町民の皆様へということで、広報でこういうふうな国と約束しましたよということをお知らせしているので、その期限が来てもなぜ支払いができないかを正しく伝える義務があるのかなと思うのだけれども、その辺は課長、どのように考えますか。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（菅野利行君） お答えいたします。

議員おっしゃるように、当然富岡町の特異性と言いながらこういう形になってしまっているという状況あります。住民の方からも6分の1はどうなったのという形で問い合わせというか、来ているのは確かですので、やはりそこら辺は説明責任という形で、遅くはなるかもしれませんが、住民の方にお知らせしていくというふうにしたいと思います。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 課長、1つ提案なのですけれども、当時の議事録では、内閣府の熊谷審議官だったと思うのです。熊谷さんは、まだ復興庁とかいろんなところを渡り歩きながらこの地区にかかわり合っている方なので、もしこのときの約束について富岡の議会とお話し合いできるのであれば、町当局でもいいです、これは。当時発言した人間としてきっちり、もう6年間は戻れない、これは6年間戻らない宣言したから、戻れないのではなくて、今の現状が6年間戻れないのだから、戻れないということを確認しているわけだから、それをもって残りの6分の1をお支払いできないかということをお話しした人に直接問いただすということをお話ししたことを議会とか町とかやってみたらどうかとは思いますが、課長、どうですか。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（菅野利行君） 議員のご提案でございますが、私が簡単にはいと言えるレベルではないのですが、ただそれは一つの方法ですし、実際今の経緯というのはあると思いますので、どういう方法があるかというのはなかなか今のところわかりませんが、そういったことができるかど

うかやってみたいとは思いますが。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 課長、かなり苦しい回答で、ありがとうございました。

次に、2番目に質問移らせていただきます。町長の答弁で国、県、富岡町、楡葉町と4者の中で今お話し合いを続けているという話がありました。国のほうは、フクシマエコテック社との約束を継承するということから太田、毛萱という話なのですけれども、私は先日の全員協議会なんかでもお話ししたように、フクシマエコテック社のときの産業廃棄物と、この中に入ってくるもの、これがやはり全然中身が違うというところからこの問題をスタートさせています。だから、産廃であれば今までの継承でいいのだけれども、放射性廃棄物となればやはり住民の受けとめ方もかなり違ってきます。そういうことを考えれば、もっともっと周辺地域というものを拡大すべきなのかなというふうに思うのです。それで、平成24年8月には陳情書、太田、上郡、下郡、毛萱、この4行政区から出ていて、平成26年3月には要望書、これが太田、上郡から提出されております。いずれも内容は住民の帰還意欲の低下と、あとは30年後、50年後の健康に与える影響は現状では予測できない、そういった理由で特定廃棄物の埋め立て受け入れは拒否しますということを太田、上郡、下郡、毛萱、こういった行政区から陳情書及び要望書が出ているのです。こういったことを考えた場合に、やはりエコテックの継承ではなくて、物が違うよと。以前紅葉川だったですか、下流域という言葉があったので、私もちょっと地図見てみたのですけれども、下流域には下郡なども入ります。そういったのを考えれば、やはり現在の太田と毛萱だけではなくて、上郡とか下郡も入れるべきではないかなと私は思うのですが、その辺の考え方をもう一度お願いします。

○議長（塚野芳美君） 安全対策課長。

○参事兼安全対策課長（渡辺弘道君） お答えいたします。

これから締結する環境省、福島県、富岡町と楡葉町での安全協定は、地元太田行政区と毛萱行政区とを含む全行政区の町民の不安を払拭するための締結でありますので、安全協定に基づき町がしっかり責任持って監視してまいります。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） ということであれば、太田、毛萱、2行政区にとらわれず、27行政区全てを富岡町が代表してというふうに解釈していいですか。

○議長（塚野芳美君） 安全対策課長。

○参事兼安全対策課長（渡辺弘道君） 先ほど申し上げたとおりになりますけれども、町全体の安全確保につきましては4者協定に基づき、新たな行政区の協定を求めず、町が責任持って安全協定を結んで安全確認をしてまいりたいと考えております。

○議長（塚野芳美君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 4者協定に基づきというふうなことなのですからけれども、町が責任を持ってということであれば、27行政区を代表して責任を持って協定を結ぶということであれば、今までの太田とか毛萱は継承しなくても、4者協定に基づいて町一本でもいいのではないですか。

○議長（塚野芳美君） 安全対策課長。

○参事兼安全対策課長（渡辺弘道君） 繰り返しになりますけれども、町が結ぶ4者協定は富岡町全体を含む行政区の不安を払拭する協定でありますので、町が責任を持って監視いたします。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 富岡町全体を含むということの今答弁なのですからけれども、やはり陳情書とか要望書で周辺地域の行政区からこういったものが出て、私は例えば町がそういう判断をするのであれば、当然富岡南部地域の町民の方、太田、上郡、下郡、毛萱、こういったところの住民の方に説明会を開くべきなのかなと思うのです。こういうふうに決まりましたからといても、やはり住民の帰還意欲の低下とか将来の健康被害が予測できないとか、不安は持っているわけですから、中に入れる産廃と全然違うものが入ってくるということで、櫛葉だって今ああいう状態ですよ。櫛葉の場合には町長が住民説明会を開いていますけれども、富岡の場合は住民説明会を開かないで今までどおり、今までどおりで押してきて、あと残った行政区を代表して富岡町がというふうな意見なのですが、これどうでしょうか。陳情書とか要望書を出してきている行政区の皆さんとこういうことでこういう判断をしましたというようなお話し合いをする考えありますか。

○議長（塚野芳美君） 安全対策課長。

○参事兼安全対策課長（渡辺弘道君） 全体的な説明会は行政区長会で説明しておりますけれども、個別的なものにつきましては状況を踏まえて適切に判断していきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 適切に判断する、状況を踏まえてということなのですが、ではやらないということでもないというふうに解釈してよろしいですか。

○議長（塚野芳美君） 安全対策課長。

○参事兼安全対策課長（渡辺弘道君） お答えします。

繰り返しになりますけれども、状況を踏まえて適切に判断していきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 富岡町が全体を代表して4者協議ということをおっしゃいました。代表して協定を結ぶ、これは復興庁、環境省から埋め立て処分に係る対応についてということで一応案が示さ

れています。その中で、協定書の案なのですけれども、8条の立入調査、11条の立入調査等を行う者の選任、この8条と11条、ここはかなり注意を持って対処すべきなのかなと私は思うのですけれども、ほかの条項は大体そんなものでいいのかなと思うのですが、やはりこの立入調査は抜き打ち調査、いついかなるときでも何か疑わしいとか、入りたいなと思うとき、年に1回とかそういうことではなくて、突然入れるよと、そういうような条項にすべきだと思います。

それと、11条の立入調査等を行う者の選任、これはあくまでも私の案なのですけれども、富岡町職員とか議員とか行政区長、こういった者を立ち合わせて町民の方はいつでも抜き打ちで入れると、もちろん外部の放射線測定の実験家、これは身分を明らかにした方であれば連れて入れるよと、こういうような条項にすべきなのかなと思うのですが、この8条と11条についてもっと富岡町の住民側に立った条項にすべきなのかなと思うのですが、課長、その辺どうですか。

○議長（塚野芳美君） 安全対策課長。

○参事兼安全対策課長（渡辺弘道君） 2点、8条、11条の件についてお答えします。

8条につきましては、立入調査ということで、私の認識も抜き打ち調査ができるというふうに認識しております。

11条につきましては、選任とありますけれども、これにつきましては町の職員ということで、今ご質問あったとおり専門の方、例えばあとは行政区でも区長も立ち入りしたいということであれば、選任された者の同行をもって立ち入りできるということで今現在最終的な協定書は協議しておりますので、そういう形で詰めていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（塚野芳美君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 協定書が最終的に決定する前に、案の段階でもいいですから、修正、修正でこのようになりましたというときには議会のほうにもお知らせしてもらおうということによろしいですか。

○議長（塚野芳美君） 安全対策課長。

○参事兼安全対策課長（渡辺弘道君） お答えします。

安全協定につきましては、先ほど全員協議会でありました議会の関与も入れるということで今現在進めておりますので、最終的に安全協定を修正しましたら議会のほうと相談していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 安全協定の考え方について、課長と私余り変わらないみたいですから、それは了ということで、この辺で質問は安全協定については終わります。

3番目に移ります。3番目の福島市町村復興支援金の有効な活用について、これに移ります。私なぜこのような質問したかといいますと、東日本大震災で家屋に大きな被害を受けた世帯に対しては生活再建支援金を支給しているのですけれども、原子力事故の長期避難は対象外なのです。やはり原子

力被害と地震とか津波とかいろいろ被害で、複合被害ということで5年も6年も戻れないということであれば、東日本大震災の地震、津波と同等に考えるべきなのかなと思ひましてこのような質問をさせてもらいました。やはり本来であれば自宅に戻ってリフォームされる方だけではなくて、移住、よそに行かれて生活再建をすると、そういう方にもこういった基金があればいいのかなと思うのですが、富岡に戻られる方だけが限定なのか、その辺ちょっと、あとこの基金、これを使うことができるのかどうか、その辺も絡めてお願いします。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○参事兼総務課長（伏見克彦君） お答えいたします。

福島県市町村復興支援交付金につきましては、先ほど町長の答弁の中にもございましたように、復興事業を支援する目的で福島県より交付されたということでございます。復興事業につきましては、国、県の既存の支援制度活用というのを基本に財源確保ということで考えておりますが、どうしても既存の制度では対応し切れない、カバーし切れない、そういったものが今後数多く出てくるものというふうに考えております。ただいまリフォームでと、あるいは町外で新築されたということでお話ございましたが、交付金の交付目的である震災からの復興ということで考えますと、被災自治体の実情に応じて柔軟に使えるとはいうものの、町内でのということ、あるいは個人の資産形成につながるものは対象にならない、またその公平性の確保など、いろいろ基本的な考え、制約というものは当然あるものというふうに考えてございます。基金事業でございまして、申請に当たって申請という行為はないのですが、最終的には実績報告ですとか、あるいはその後の検査というものが当然発生してまいりますので、リフォームや町外での新築ということにこの基金を充当するというのであれば、やはりこういった制約を踏まえた制度設計と、当然事前に県との協議等も必要になってくると、それは必須であろうというふうに考えておりますので、今ほどのご意見についてもしっかりと制度設計をして、県と協議を行った上で、もし使えるということであれば使うというようなことになるかというふうに思います。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 柔軟にということだけれども、かなり今の総務課長の話だと資産形成とかがだめだとか、制約受けるものだなというふうな判断せざるを得ないのですけれども、やはり富岡町において自宅に戻って自宅を再建したいという人に比べれば、圧倒的に戻れないよという人もかなりおりますので、これは恐らく使い勝手のいい交付金とかいろいろな名目のものを、生活再建支援という形でいろんな、富岡町民であった方が富岡に戻らなくても、いわきでも例えば郡山でも三春でもそういうことができるようなことができればいいのかなとは私は思うのですが、今の制度で、この支援金ではちょっと難しいというようなお答えでしたので、今後特定廃棄物の受け入れに伴って国から出るような使い勝手のいい交付金とか、そういったもので自宅の再建の支援、生活再建支援という形の

名目でそういうことができるようになればいいのかなと思うのですが、課長はどのように思いますか。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○参事兼総務課長（伏見克彦君） お答え申し上げます。

先ほども申し上げましたように、まずは既存の復興庁あるいは各省庁の助成金、そういったものを財源として確保していくというのが基本ではございますが、今ほどおっしゃられましたように町内、町外を問わず生活再建、そういったものにエコテック絡みの基金が果たして使えるのかというところでございますが、これもかなり自由度の高いというふうには言うてはいても、詰まるところは国の財源でございますので、当然個人の資産形成というようなところについてはかなり厳しいものがあるというふうには考えてございます。とはいえ復興事業に資するということを、あるいは地域振興というようなことでございますので、そういった方向から国等とも交渉して、何とか充てることのできないのかということは検討してまいりたいというふうには考えております。

○議長（塚野芳美君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） ありがとうございます。相手が国ですから、6分の1の支払いもこの支援金の活用もかなり国はこうと決めたらこうだよというものがあるので、難しい対応を迫られるとは思いますが、町民のために、困っている町民はまだまだおりますので、もう少し頑張っている姿を見せてほしいと思います。決して頑張っていないとは言いません。言わないのだけれども、国のほうがちょっと強いので、もうちょっと強く押して、約束が違うのではないかとということやってほしいと思います。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（塚野芳美君） 7番、安藤正純君の一般質問を以上で終わります。

続いて、4番、堀本典明君の登壇を許します。

4番、堀本典明君。

〔4番（堀本典明君）登壇〕

○4番（堀本典明君） ただいま議長より発言の許可をいただきました。通告のとおり一般質問のほうをさせていただきます。

1、帰還判断について。（1）、第2次復興計画で早ければ平成29年4月の帰還開始を目指すとして帰還開始の目標時期を明示してから1年が経過いたしました。町はこれまで時期ありきではないというふうに発言、発信していると思いますが、目標開始まで10カ月を切る中、遅くともこの目標開始時期までには一定程度前の段階において帰還開始に関する何らかの判断が必要になるというふうに思います。今後、帰還検討委員会においての現状評価等をもとに判断していくことになるというふうには思いますが、現時点において町長は町民帰還に係る見通しについてどのように捉えているのかお聞かせいただきたいと思っております。

（2）、ことし3月よりフォローアップ除染が始まっておりますが、長期目標の追加被曝線量1ミ

リシーベルト達成にはまだまだ時間が必要なのかなというふうに感じております。放射線量の低減というのは町民の帰還判断で最重要であり、できる限り低減させるとの目標を達成するために、町では除染手法の検証、除染現場での作業状況の確認等、これまで以上にかかわっていく必要があると考えておりますが、町の考えはいかがでしょうか、お聞かせいただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 4番、堀本典明君の一般質問について、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 4番、堀本典明議員の一般質問にお答え申し上げます。

1、帰還判断について。(1)、第2次復興計画で早ければ平成29年4月の帰還開始を目指すとして帰還開始の目標時期を示してから1年が経過しました。目標時期まで10カ月を切る中、遅くともこの目標時期の一定程度前段階においては帰還開始に関する何らかの判断が必要となる。今後、帰町検討委員会においても現状評価が示されることと思うが、現時点において町長は町民帰還に係る見通しについてどのように捉えているかについてお答えいたします。昨年6月に策定いたしました第2次復興計画では、早ければ来年4月の帰還開始を目標としてお示しし、ライフラインの復旧や復興拠点施設の整備などに力を注いでまいりました。昨年に役場、警察、消防機能の一部が再開し、町民交流サロンが開設、その後コンビニエンスストア、移動型の銀行ATMなどもオープンとなるほか、町立診療所や国際共同研究棟も着工となり、さらには複合商業施設や災害公営住宅についても帰還開始目標時期前までの再開や完成に一定の見通しがつくなど、目に見える形で復旧、復興の具現化が着実に進んでいるものと実感しております。

また、本町では初めて実施した特例宿泊において、5年ぶりの我が家に宿泊された方々から、さらには今年度の新たな取り組みとして先週から始まった町民との座談会においては、さらなる生活環境の整備を求める声のほか、帰還開始までの見通しを示してほしいとの声を寄せられております。このほか除染の徹底、生鮮食料品などを購入できる買い物環境や住環境の整備、2次救急医療体制の確立などに係るご意見やご要望もさまざまな機会を通じ、町民の皆様から数多く頂戴しており、先ほど町政報告でも申し上げましたとおり、ふるさとへの帰還を現実的なものとして捉え、帰町に向けた準備や検討を進めておられる町民が確実にふえてきていると感じております。一方ですぐには戻れないなどとする皆さんとの対話からも、常に心のどこかであの懐かしいふるさとの豊かな生活を何とか取り戻したい、取り戻せないかとの強い思いが感じ取られ、どの道を選択しようともふるさとの確かな再生と復興は多くの町民の共通の願いであると改めて実感しております。

このことから、今年度は特に座談会や町政懇談会などを通じ、帰還開始の時期も含め、ふるさとの復興に関する町民皆様のお考えを丁寧にお聞きしてまいりたいと考えております。私としては、先ほど申し上げた本町のこれまでの復旧、復興の進捗を見る限り、徹底したさらなる除染を要するなど、課題は

決して少なくありませんが、来年4月の帰還開始への道のりを着実に歩んでいるものと感じております。今後とも復旧、復興に向けたさまざまな取り組みをまさに正念場の年として全力で取り組み、来年4月の帰還開始をより確かなものとしてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

次に、(2)、ことし3月よりフォローアップ除染が始まっているが、長期目標の追加被曝線量年間1ミリシーベルト達成にはまだまだ時間が必要と感じる。放射線量の低減は町民の帰還判断で最重要であり、できる限り低減させるとの目標を達成させるために、町でも除染手法の検証、現場での作業状況の確認等、これまで以上にかかわる必要があると考えるが、町の考えはについてお答えいたします。一昨年より始まった本格除染については、3月末をもっておおむね予定どおり完了し、現在は十分に放射線量が取り除かれていない箇所や何らかの原因で線量が上がってしまった箇所などの局所的に線量が高い箇所についてフォローアップ除染を行っております。しかし、議員ご指摘のとおり、町が掲げる長期目標である年間1ミリシーベルト達成までは時間を要することも予想されているところです。今後、町民の帰還開始の判断を行う上で線量の低減は最重要課題であることから、現場主義のもとできる限り現場に出向き、除染工事が徹底されるように努めるとともに、町民からの相談などに真摯に向き合い、町民の思いを環境省へつないでまいりたいと考えております。また、町独自の除染検証委員会などを通じて専門家の意見をお聞きしながら、できる限りの線量低減に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご指導及びご理解のほどよろしくようお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 再質問に入ります。

4番、堀本典明君。

○4番（堀本典明君） ありがとうございます。やはりまだまだいろいろと決めなければいけないこととか、いろいろと状況がまだ変わってくるというところで、もちろん今のところでいつというふうはまだご判断されるわけにはいかないということだとは思いますが、その中でまず私富岡町はこれまで避難指示を解除された地域に比べて、町長の答弁にもありましたが、医療であるとか商業施設、あとは町内の公営住宅等のインフラ整備が非常に進んでおるといふふうに評価しておりまして、町民が帰って生活できる環境が解除前にある程度整うことができるのだろうというふうに感じておりまして、非常に評価しております。その中で別に解除を無用に長引かせる必要もないと思っておるのですが、先ほど町長町政報告の中で話した、避難指示解除なくして町の復興なしというお話をされていたと思います。そのあたりは特に今まで解除された地域のこういったところを見たり、こういったことを感じてそういったご発言になったのか、ちょっと例を挙げてご説明いただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 具体の例ということでございますので、私からお答えさせていただきたいと思います。

避難指示解除と周辺市町村で解除された後可能となったことさまざまございますが、具体事例といましては、リフォーム業者さんが入りやすくなったということも1つ掲げられております。このことについては、我々議会からも、議員さん皆様からもなかなか業者さん入ってくださらないのだというお話も聞いておりますし、現実的にもそうであろうと。他方で檜葉町さん、避難指示が解除された後リフォーム業者さん、それから新築される方もおられて業者さん入りやすくなったというところは確かに具体としてあります。あとは町内で働く方々の働きやすさ、制限がないというところの働きやすさも確かに出ているといったところがございます。そのほかさまざまあるとは思いますが、まず代表的なところはこのところかというふうに思っております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 4番、堀本典明君。

○4番（堀本典明君） ありがとうございます。やはり今ほど町長が来年4月に向けて進んでいるというようなご発言があって、本当は解除すればリフォームが進むのだろうというふうに思うのですが、一日でも早く戻りたいという方は逆に4月、まだ決定ではありませんが、そういった方向を出していただくと、いろんなところを探してでもリフォームに進んでいきたいなんていうふうな思いも出てくるのかな、準備が進むのではないかなというふうに私は思いますし、もちろん今決定できるような材料がまだ町長とか町でも議会でも多分持っていないと思いますので、今ここでそういったことを決定することはないというふうに思いますが、ぜひそういったところはやってほしいというふうに思います。

もう一点、帰町検討委員会で現状評価するということですが、これはどのぐらいのタイミング、時期ありきではないのかもしれませんが、今のところそのあたりどの辺を見通しているのかお聞かせいただけますか。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 前段のことにつきましては、議員おっしゃるとおりでございますので、その準備のためにも準備のできるような制度を使いながら進んでいただければというふうに思っております。

それから、後段のご質問の帰町検討委員会評価というところでございますが、まず先月から帰町検討委員会において町内の現状について評価をいただいているところでございます。7月中ぐらいにはまずは第1回目の評価結果を出していただいて、議員の皆様、それから町民の皆様にお示しをしていきたい。町政報告の中にもございましたが、現在のところは自治会様を中心として座談会を始めているところでございますが、自治会の皆様からのさまざまなご意見もあわせてそこでご報告しながら、その後町政懇談会等々を開催し、皆様とご意見を交換してまいりたい、そんなふうに考えています。評価につきましては、7月中旬にお示しする評価だけではなくて、その後も継続して秋口、それからその後も継続してお示ししていきたい、評価していきたいというふうに思っているところです。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 4番、堀本典明君。

○4番（堀本典明君） ありがとうございます。今課長から答弁いただいた中でやはり座談会とか町政懇談会の中で町民の皆さんの意見を集約というか、いろいろ聞くということもお伺いしました。これは、もちろん各検討委員会等で提言等があって、その中で我々議会との議論であるとか、先ほど課長おっしゃったように座談会とか町政懇談会でいろいろと町民の皆さんと対話しながら決めていく、これは前から町長おっしゃっていたことだと思うので、それが変わっていないということだと思います。避難指示解除の最終的な判断はその中で出てくると思うのですが、やはり議会にとっても建設的な議論の中で富岡町とか富岡町民にとってどういったものかというものを、何がいいのかというものをきちんと判断していかなければいけないと思いますし、今後も状況の変化があったタイミングでいろいろと、今課長もおっしゃっていただきましたけれども、議会とか町民へ速やかな情報共有を図っていただいて、その中でいろいろと議論を深めていただきたいというふうに思うのですが、そういった手法というか、いろんなご意見、情報共有ということを何かお考えがあるかどうかお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 議会の皆様については、全員協議会その他で情報共有を図れるだろうと思っています。それから、町民の皆様については現在広報、それからタブレット端末等々で評価結果についても同様にお示しをして見ていただく。それから、座談会につきましても、現在自治会を中心に22カ所ほど7月の半ばまで予定はしておりますが、その後も例えばある程度のまとまりがある皆様からご要望があれば、そこに出かけて行って現状をお話する、それからお話を伺うという座談会も継続してまいりたい。そういうものを通じて情報共有と、それから意見をお伺いするというのを続けてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 4番、堀本典明君。

○4番（堀本典明君） ありがとうございます。非常に難しくデリケートな問題だと思いますので、私たちがきちんと建設的な議論ができるようにいろいろと準備進めていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

では次に、(2)のほうに移らせていただきます。町長の答弁にもありましたが、ちょっとやはり年間1ミリシーベルトまではなかなか時間がかかるだろうという見通しであります。そんな中前回の全員協議会の中で町内の本格除染完了後の空間放射線量の平均が $0.87\mu\text{Sv/h}$ ということで環境省から説明受けたと思います。年間1ミリシーベルトを達成するためには、今言われているのは平均 $0.23\mu\text{Sv/h}$ ということになると、ちょっとまだまだ開きがあるのかなというふうに思いますが、やはり帰還開始というか、避難指示解除の重要な目安になると思うのですが、今まで避難指示解除された

地域の各市町村の除染後の平均の空間線量みたいなもののデータというか、その数値というのは町のほうではある程度認識されているのかどうかちょっとお聞かせいただけますか。

○議長（塚野芳美君） 復興推進課長。

○復興推進課長（深谷高俊君） 私どもが避難指示が解除になった自治体については、データについてはある程度取りまとめをしております。例えばの例で申し上げますと、檜葉町で申し上げますと、全体が除染する前が0.78、これが解除のときに約0.4、宅地においては0.73が0.3というふうに低減しております。それから、今回解除になりました葛尾村でございますが、葛尾村におきましては全体が0.94、これが除染をして0.49、あと宅地については1.04が0.37というような数値でございます。

それから、今後解除を予定することになるであろう各自治体においても今時点の数字というものはある程度つかんでおります。これと富岡町との比較ということも当然やっております、そういう中では同じような数値を持っている自治体もあるということは確認をとっております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 4番、堀本典明君。

○4番（堀本典明君） ありがとうございます。やはりきちんとデータを確認されているということがわかりました。本来ならば0.23、年間1ミリになったときに帰還というのが望ましいとは思いますが、やはり周辺地域の避難指示解除のときの低減ぐあいと照らし合わせてみなければいけないのだろうと、それで我々だけがまだまだ下げてくれというようなことを言っていくわけにもいかないのだろうというふうにも感じます。ですが、やっぱり帰還を判断する時点では先行して解除されたところの、先ほどいろいろなデータがあると思いますが、そういったところの空間線量低減されていることが、富岡町内でも低減されていることが条件の一つになるのかなというふうに私は思うのですが、そのあたりで町のほうはどのようにお考えでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 復興推進課長。

○復興推進課長（深谷高俊君） 今後避難指示解除に向けて約10カ月と迫ったわけございまして、町といたしましては今の富岡町が置かれている現状をしっかりと検証した上で、やはりできる限り線量を下げていくと。10カ月の間でできる限り線量を下げていって、やれるだけのことはやって、そこで総合的に判断するということになるかと思っております。長期目標の1ミリシーベルトを目指すという意味では、いささかもぶれることがなくその目標に向かって今後も進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 4番、堀本典明君。

○4番（堀本典明君） ありがとうございます。長期目標の1ミリシーベルトはいささかもぶれないということで、もちろんそこぶれてしまうと大変なことになってしまうのですが、また今ご答弁いただいたので、それは確かに間違いはないというふうに確信を持てました。しかしながら、それを何年後でもいいよという話ではなくて、極力短くしていくと、幾らでも前に詰めることができるというふう

に私は思っております、今除染検証委員会でもいろいろと専門家からの知識をいただきながら町でも、先ほど答弁の中にもありましたが、積極的にいろいろかかわりを持ってやっていくということでございますので、やはりフォローアップ除染、先ほども現場主義というご答弁もいただきましたが、フォローアップ除染、決められた手法が本当に遂行されているのかというのはやはり現場で、先ほどの話ではないですけれども、抜き打ち的にある程度確認していただきながら、きちんとやれていない部分は改善を求めるということが必要だと思うのですが、課長、そのあたりも、時々現場でいらっしゃるのはわかっているのですが、ちょっと抜き打ち的なことも考えて調査というか、確認をしていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 復興推進課長。

○復興推進課長（深谷高俊君） 今議員がおっしゃったこと、私も非常に重要なことだと思っております、今の現状を申し上げますと、復興推進課といたしましては5月下旬にその3工事、大林J Vさんのところですが、抜き打ち的にフォローアップ除染とはどんなことをやっているかというところを確認してみました。それから、6月の上旬でございますが、その2工事、清水J Vさんの工事でございますが、ここについても現場のほうフォローアップ除染、なかなかフォローアップ除染と一口で申し上げますと、どのような形でやっているかということがよく見えていないという町民からのお話も受けておりました、私どもも現場に入って3カ所ずつ先日確認してまいりました。その際に丁寧にやっているということは第一印象でございました。そのほかは、やはり町内居住制限区域と解除準備区域の線量をいかに低減させるかということで、先日も全員協議会の場で環境省に申し上げがありましたが、ある程度線量が高いところを優先してまずはやっていくと。後半にはそれ以外のところも引き続きやっていって、1ミリを目指してやっていくという環境省からの回答がございました。町といたしましてもしっかりとそのあたりを現場見まして、まず優先的には高いところからやっているということはほぼ説明どおりでやっているなということが確認とれましたので、今後は河川、富岡川から南の部分のその4工事、今はしきりにモニタリングを行っていますが、近いうちフォローアップ除染工事に入りますので、そこら辺についてもしっかりと現場を確認して線量低減に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 4番、堀本典明君。

○4番（堀本典明君） ありがとうございます。きちんとこれからも確認のほうしていただければというふうに思います。国では長期目標といたしましても年間1ミリシーベルトを達成するというふうにならずと言っております、町でもそういうふうなご答弁いただいておりますが、ほかの町村見ても解除されても継続しているというのもわかるのですが、これは本当に富岡町でも1ミリ以下になってもらうまで何年でもやってもらうというような思いというか、そういった担保をきちんと捉えているかどうか、最後町長、お聞かせいただけますか。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） フォローアップ除染、その4工事を除いてその2、その3工事ですか、9月いっぱいでもっと高いと言われるようなところを一応は終わると。その後、3月までの間に再び今度はそれらを見直しながらやっていくというようなことでもあります。そして、これが今年度でフォローアップ除染というのは終わるわけではありません。私としてもこれらについては環境省のほうと約束させていただいておりますので、今後も町民の方が不安に思う線量であれば当然継続してフォローアップ除染を進めていくというようなことでもありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 4番、堀本典明君。

○4番（堀本典明君） ありがとうございます。帰町判断というか、避難指示解除の判断というのは非常に難しいと思いますが、今後もきちんと除染の効果を検証して、そのほかいろいろなところも見据えながらやっていただけるということを確認できました。

以上で私の一般質問終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（塚野芳美君） 4番、堀本典明君の一般質問を以上で終わります。

午後1時まで休議いたします。

休 議 （正 午）

再 開 （午後 零時59分）

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

午前に引き続きまして一般質問を続けます。

続きまして、5番、早川恒久君の登壇を許します。

5番、早川恒久君。

〔5番（早川恒久君）登壇〕

○5番（早川恒久君） それでは、ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告のとおり質問させていただきます。

まず、私のほうからは大きく2つに分けて質問させていただきます。まず、1点目の太陽光事業につきまして、(1)、第2次復興計画「農地の再生・活用ゾーン」に基づいて3つの太陽光事業を進めているが、現在の進捗状況についてお伺いいたします。

(2)、設置基準の中に地域振興策の立案とその金額の提示と示されているが、具体的な内容をお伺いいたします。

(3)、それぞれの事業者が20年間で安定した経営ができるのか、具体的な収支計画は作成されているのかについてお伺いいたします。

次に、2点目になります。滝川ダムの有効活用について。(1)、第2次復興計画の中に滝川ダムを活用した水力発電の導入が示されているが、実現されるのかどうかお伺いいたします。

(2)、ダムの町債費はどの程度あるのかを、年間の返済額をできるだけ詳しくお示しいただきたいと思います。

以上につきまして質問させていただきます。できるだけ明確なご回答をお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 5番、早川恒久君の一般質問について、町長の答弁を求めます。
町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 5番、早川恒久議員の一般質問にお答え申し上げます。

1、太陽光発電事業について。(1)、第2次復興計画、農地の再生・活用ゾーンに基づいて3つの太陽光発電事業を進めているが、進捗状況はについてお答えいたします。まず、大石原、下千里地区におきましては、町政報告でもお話しいたしましたとおり、農地転用、地上権登記が完了し、早ければ7月下旬の工事着工を目指しております。また、高津戸、下千里地区及び杉内地区におきましては、農地転用の手続準備を進めており、両地区とも早ければことし秋ごろの工事着工を目指しているところです。

次に、(2)、設置の判断基準の中に地域振興策の立案とその金額の提示と示されているが、具体的な内容を示せについてお答えいたします。地域振興策については、3事業者から農業の復興策として農地の保全管理や営農再開に向けた実証、試験栽培の支援の提案を受けております。また、地域全体の経済活性化、復興のための町づくりなどについても資金を有効に活用いただきたいとする意向を確認しており、その金額につきましては現在当該事業者と協議中であります。

次に、(3)、それぞれの事業者が20年間で安定した経営ができるのか、具体的な収支計画は作成されているのかについてお答えいたします。当該事業を進め、また復興整備計画を策定する上では、事業者は事業計画を初め、20年間にわたる収支計画書を提出することが必要であり、本町においてはこれをもとに福島県の協力を得ながら事業内容の健全性などを確認しております。加えて、当該3事業者は再生可能エネルギー事業に関する補助金を申請しており、その中で金融機関を構成員として含む福島県が組織した協議会の審査を受けております。本町では、これらを総合的に判断し、当該事業者の経営の安全性を確認しております。

次に、2、滝川ダムの有効活用について。(1)、第2次復興計画の中に滝川ダムを活用した水力発電の導入が示されているが、実現されるのかについてお答えいたします。県営かんがい排水事業富岡地区、通称滝川ダムは、町内の恒常的な用水不足を補い、新規水源を確保するとともに、安定的な農業用水を供給し、地域農業経営の安定を図るために建設された農業用ダムであります。現状を申し上げますと、本体建設工事は完了しているものの、震災に起因する県による補修工事が必要であるなど、まだ町が県からその管理を受ける状況に至っておりません。再生可能エネルギーのうち、水力発電については、太陽光や風力と比べ気象に左右されにくく、発電効率が高いなどの優位性があることから導入の効果も大きく、管理が県から町に移管されれば、水力発電による収益のダム維持管理費への充

当など有効活用が可能となります。しかしながら、県では富岡町の避難指示の解除など、可能となった段階で県としての詳細検討を行うとの見解を示しており、今後継続的な協議が必要であります。このことから、町といたしましては現時点では滝川ダムの管理が移管される時期が未定であり、その活用について明確にお示しすることはできませんが、他自治体の諸水力発電の事例などを参考にしながら研究を続け、県や土地改良区などの関係機関と協議の上、水力発電導入の可能性を探ってまいります。

次に、ダムの町債費はどの程度残債があるのか、年間の返済額を示せについてお答えいたします。滝川ダムに係る地方債につきましては、平成27年度末現在で元金及び予定されている利子を含めまして2億3,355万1,000円の残高がございます。平成28年度の返済額は約1億1,200万円でありまして、町債の償還につきましては平成31年度で完了する予定であります。他方で滝川ダムにつきましては土地改良区においても借入をしており、平成27年度末現在の借入残高は予定利息を含め29億3,557万4,000円となっております。この償還につきましては、土地改良区において平成23年度以降償還金の平準化を行っており、毎年約1億2,360万円を返済する計画で、平成52年度に償還を終える予定でございます。

○議長（塚野芳美君） 再質問に入ります。

5番、早川恒久君。

○5番（早川恒久君） ご答弁ありがとうございます。まず、太陽光発電事業の（1）につきまして、進捗状況についてはあらかじめわかりました。その中で大石原、下千里地区については、前回の全員協議会でもご説明がありましたので、理解はしております。ただ、残り2つの杉内、高津戸については当初よりおくれが生じていると思うのですが、その辺はなぜおくられているのか理由をお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（菅野利行君） お答えいたします。

確かに議員おっしゃるとおり若干おくられているというような認識を持っております。それぞれ民間だったり会社でやっておるので、詳細はここではお示しできませんが、いずれにしても整備計画にはご報告のとおり、去年の11月と1月には着工と整備計画には記載されております。ただ、その後工事発注までには最終的な地権者の登記の問題だったり、あと融資の問題が解決つかないと工事着工までにはたどり着けないのです。その辺の調整を行っているということで報告は受けています。それがゆえに若干今おくられているという状況でございますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 5番、早川恒久君。

○5番（早川恒久君） 確かにいろいろな手順を踏まえた上で事業を進めていくわけですが、今ほど融資の問題というお話ありましたけれども、根本的に融資がなければ事業はできないと思うのですけ

れども、その辺は事業者に対してしっかり金融機関とうまくやれるようなことを町も介入してやっているのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（菅野利行君） 融資が危ないという意味ではなくて、県との関係では補助金等の申請もありますので、補助金申請受ける際には、例えばですけれども、総事業費の2分の1以上を県内で融資しろとかという条件があるのです。ですから、その辺融資条件としては整ってはいたのでしょうかけれども、その割合を大きくしたいという話がございます。ですから、それを別に補助金はいいですよということになれば、既に別な銀行等と話はあるのでしょうかから、そこでまとめればいいのだらうとは思っています。ただ、そういう補助金等の関係があるので、危ないとか何かではなくて、そういう補助金上の問題で対応できればなということで調整しているようです。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 5番、早川恒久君。

○5番（早川恒久君） 確かに今のお話を聞くと、多分県外の金融機関とやりとりされていたとは思いますが、そういうことって多分事前にわかっていることだったと思うのです。ですから、町としてもそれは説明不足ではないのかなと思うのですけれども、その辺はどうなのでしょう。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（菅野利行君） これだけの大きい事業でございますので、その辺は十分にやり手もわかっております。当初はいろんな収支上の問題でそれは受けなくてもいいというような経営判断もあったようなのですが、もらえればという言葉は悪いのですが、該当になれば一番いいのだらうと思います。そういう中での事業者の判断なので、当然それは町の説明とか何か以前の問題で、みずからが行ってきた状況だと認識しております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 5番、早川恒久君。

○5番（早川恒久君） わかりました。

それであと、この太陽光の候補地の除染というのはもう終了しているのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（菅野利行君） 基本的に農地除染そのものは終わっているとは認識しています。ただ、今聞いておるのは路肩とかそういう部分が一部残っているので、その辺をやるというような話が進んでおります。ですから、引き渡しちょっとおくらせている部分もあるようなのですが、ただ除染的には農地の面的には終わって、路肩部分でという話をお聞きしております。

○議長（塚野芳美君） 5番、早川恒久君。

○5番（早川恒久君） 路肩部分ということですが、路肩も終わらないと次に進めないと思いますので、その辺は町としても国のほうにしっかり除染を早く進めていただくようにお話ししていただ

きたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（菅野利行君） 当然この事業説明が必要なので、この間も一部地域については話ししたところがございます。今後も復興推進課のほうとももちろん連携して進めるわけですが、その辺産業振興課のほうでもやっていきたいと思えます。

○議長（塚野芳美君） 5番、早川恒久君。

○5番（早川恒久君） わかりました。

続きまして、(2)の地域振興策を立案ということで示されていたわけですがけれども、前回全員協議会の中では寄附金を基金にするというお話は出ておりまして、今回の定例議会でも案件として出ているわけですがけれども、地域振興策ということがちょっとなくなっているというか、とりあえず寄附金があればいいというふうな感じになっているのですけれども、その辺は町としてはどうなのでしょう。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（菅野利行君） 設置基準の判断の中にとすることは、それぞれの事業者があれだけの、今回の場合は農地なのですが、農地を転用することなので、この間もお話ししましたように農地限りではないですが、コントロールする側の東北農政局でもやはり農業とかそういう地域振興策やってくださいという話もございますし、そもそもこの再エネそのものが、制度そのものが地域振興策を、設備の認定とか、そういう経済産業省等にも受けるのですが、やっぱりその中の要件としても地域貢献というのがございます。ですから、町とすればいろんな意味で地域貢献策を判断するのが一つの基準になっておりまして、当初各事業者とも町の例えば農業とか商工業とか社会福祉、あるいは地元への還元策ということで提案を受けました。現在においては、例えばこの間ご説明しましたように農業のアクションプランとか、あとさまざまな生活とか、アクションプランつくっておりますので、それに整合するような形でご協力いただければなということで、今後協定書を結んでいきたいと、残る2つでございます。

一方の寄附金と申しましたが、これもこの間ご説明したとおりなのですが、お金が、売電益が入ってくるので、それをどこに振り分けるかという財政上の問題があるので、とりあえずというのは、今の時点では活用策というのは、これに沿ってアクションプランつくっている最中なので、受け皿がないので一回基金に受けるという意味もあります。寄附金は、下千里、大石原のはっきりと町が加わった部分なのですが、そこでしか寄附金はありません。あとは売電益とか、あと収益的には固定資産とか、そういったものが入ってきますので、固定資産は一般会計に入ってきますけれども、主に売電益とか、あと県の再エネ協議会に加わったときに拠出金を出すのですが、補助金等で返ってくる部分があります。それを基金に入れるかどうかは別なのですが、そういった別種類のお金が入ってくるのですが、主に売電益を一回ストックして、それをどこかに、今計画されたものに利活用しようというこ

とでございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 5番、早川恒久君。

○5番（早川恒久君） 今ちょっと課長の答弁で私も初めて聞いたような話なのですけれども、あくまで大石原、下千里とそれ以外の2つの事業者はやり方がまるっきり違うということですよ。そういうふうに解釈したのですけれども、我々議会のほうにもそういった説明がちょっとなかったような気がしたので、その辺はしっかりと説明をしておかないと、我々から町民にもお話をしなくてはいけないわけですし、その辺はやはりちゃんと説明をしていただきたいと思います。

それと、もう一点、これも前回の全員協議会の中で説明あったのですけれども、大石原、下千里については町民のファンドを募るということも出てきてあったと思うのですけれども、その辺も何かなくなってしまうような気がするのですけれども、それはどうなっているのか教えてください。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（菅野利行君） 済みません。ご説明がちょっと悪かったのかもしれませんが、まず、1点目、前段のほうなのですが、やり方が違うということはございません。寄附金を除けば拠出金、県の再エネ協議会に入れば拠出金を出して、それでそれに対して県から交付金が戻ってくる。交付金というか、お金が戻ってくる。それは3地区共通でございます。あと、売電益はそれぞれの事業者の事業経営の実態に基づいて、協定の話なのですが、お金が入ってくる。あとはいずれも固定資産は当然のごとく3業者とも入るということで、基本的な仕組みは変わっておりません。ただ、今回大石原と下千里については、言い方は難しいのですが、町とか入ってきた部分があるので、町と福島発電とJRで3者でやっていますよね。町も参画していますので、そういった意味で地元貢献というか、還元策を多くしたいということもありまして寄附金が入ってきたと。これは1回こっきりでございます。ですから、フレームとしては変わっていません。ほかと違いはなくて、たまたま地域貢献策を多くするのに寄附金をいただいたということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

あと、市民ファンド、私らも考えました。別な地区ではやっているのですが、これは市民ファンドの設定の方法とかいろいろあるし、どのぐらい集めるかということもあると思うのですが、一般的に私らの下千里、大石原地区という形で試算した場合には、町民だけに限定して集めれば町民に還元するということはあるのですが、結構いろんなシステムを入れたり、管理上の問題でファンドそのものがなかなか厳しくて赤字になるような試算もございました。ですから、あえてそこに踏み込まずに地域貢献策を考えられればなということもありましたので、下千里、大石原では採用しませんでした。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 5番、早川恒久君。

○5番（早川恒久君） 大体理解できたような、できないようなところがあるのですけれども、とにかく地域振興策というのは非常に大事なことでありますので、その辺は今後検討されるということな

のですが、なぜこういうことを申し上げるかといいますと、富岡町内には農業従事者がたくさんいらっしゃいました。その中で今回農地再生・活用ゾーンということでその地域が選ばれたという形になっているかと思っておりますので、やはり営農再開をする方は別として、営農再開を断念している町民にとってみれば自分の農地をうまく活用してほしいということは皆さん思っていることであると思いますので、特別扱いみたいな形で見られるのはやはり非常にまずいと思っておりますので、その辺は例えば町に貢献しているとか、そういったところをしっかりと町民に伝えていかないとやはり不満が出てくると思いますので、その辺しっかりと町から町民に発信していただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（菅野利行君） ご指摘のとおりその辺は十分に説明してまいりたいと思っております。

○議長（塚野芳美君） 副町長。

○副町長（齊藤紀明君） 私からも一言お答えします。最後の質問でございます。

議員のご質問の背景にはそういったことがあるというのは十分認識しながら今後取り組んでまいります。具体的に本来であれば太陽光発電事業をやったら売電益でこういう事業をするというのをあわせてセットで訴えれば、今のようなご懸念とかご指摘がまだ回避されるというか、そういったことなのですが、今ちょっと補足してご説明しますが、復興創生期で各種補助金がたくさんあります。結構これは以前にも増して自由度が高まってきています。ですから、我々としては財源は基金とはいえ我々の貯金になりますので、それを有効に活用するというのがどうしても先に働いて、売電益を活用した、イコール代替としてこういうことをやるというのがまだ打ち出せておりません。ですから、背景にはそういったことがあります。とはいえ今ご指摘ありましたように、せっかく太陽光をやって何をやるのだ、ただお金が入っただけではなかなか皆さんのご理解、ご懸念は解消されないと思っておりますので、ご指摘踏まえながらその辺の具体的な事業構築とPR、広報等セットでよく検討しながら進めてまいりたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（塚野芳美君） 5番、早川恒久君。

○5番（早川恒久君） わかりました。ぜひその辺をしっかりと発信していただきたいと思っております。

それでは続きまして、2の滝川ダムの有効活用について再質問させていただきます。先ほど町長から答弁があったように、滝川ダムは農業用水として震災前に完成して稼働がまだしていない状況であるということは私も存じ上げております。ただ、今避難指示解除ができないということで前に進んでいないことも、それも理解しております。しかしながら、第2次復興計画の中にもしっかりと示されておりますので、これはやはり再生可能エネルギーという観点からも早急に私は進めるべきだと思っております。先ほど、これ2番とちょっと一緒になってしまいますけれども、町債費も町としては2億3,000万円ということではありますが、土地改良区については29億円と莫大な額になっておりますの

で、それを少しでも少なくできるような形でやるためには、やはり水力発電をやるのが一番手っ取り早いと思っていますので、いろいろと県とのやりとりで難しいところがあるとは思いますが、町に管理が移行された暁には、ぜひ少しでも利益が出るような形で早急に進めていただきたいと思うのですけれども、解除しなくても前段階として調査とかそういうのはできるのではないかと思いますので、その辺はどうなのでしょう。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（菅野利行君） 議員おっしゃるとおり、我々も復興計画にのせたというのは多角的ないろんな、こういう状況でございますので、今後受益地の面積の減少とかいろいろ出てくると思います。ですから、少しでも利用できればいいなと思ってのことで掲載しております。一方で、さっき町長答弁申し上げたとおりでございますが、県のほうとしては避難指示解除後でないという話でございます。ただ、町が希望するのであれば話はしますよという、当然でございます。ですから、実はうちのほうもこれは今打ち合わせというか、この業者がどうのこうのではないのですが、県のほうからある業者の方が来ていまして、やっぱりこういう問題をという勉強会だったり、検討はさせていただいています。ですから、それだけで済むわけではないですが、当面はそういう勉強をさせていただいて、町が管理を受けるようになっても所有は県でございますので、やはり県とうまくやっていかなければならぬし、あと県のほうは最初小水力発電もいいけれども、今後滝川ダムどうしていくのか、受益地の減少もございますよね。やっぱりそういう認識ではあるので、それは当然なので、それとあわせて県のほうにも申し出て、できる検討は検討していきたいと思っています。

○議長（塚野芳美君） 5番、早川恒久君。

○5番（早川恒久君） おっしゃる意味はわかるのですが、一番問題なのは滝川ダムが放置されているということであって、例えば避難解除後に農業用水として活用できるかといったら、今現在ではほとんどの農業従事者が再開しないのではないかと私は考えております。そうすると、例えば農業者からの負担金というのも収入として見込めないわけですよ。そういうのも土地改良区にとっては一つの収入減となってくるわけですから、このままでいけば土地改良区が本当に返済していけるのかというふうに考えてしまいますので、それも踏まえた上で水力発電しか私はないと考えていますので、その辺もう一度答弁いただきたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（菅野利行君） 大変厳しいお話なのですが、現在農業のアクションプラン作成しているということなので、なかなか担い手をつくっていくのは困難だろうという考えを持っております。ですが、その中で何とか農業を再開していくということで、いいか悪いかは別にして、大規模化だったり、各個人が、人が少なくなってもできるようなのもあってもいいのかなと思っています。ですから、農業そのものが今ここを断念するわけではないので、やっぱりそれはそれで農水ダムとしても活用はしていきたいと思っています。ただ、一方ではおっしゃるとおり、受益地面積が太陽光とか、

そのほかにも計画町でありますので、減っていくのは間違いないので、町としてはですが、県はまた別にして、町としては多角的な利用ができればいいなと思っておりますので、その辺は議員ご指摘のとおり研究して、できるだけやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 私先ほど答弁したとおりなのですが、ここの水力発電の売電益みたいなもので、なかなかこれは町債費に充当する部分までは回らないのだろうというふうに考えています。と申しますのは、このダム当然1年間の維持管理費というものが、この震災前のシミュレーションでしたけれども、1,600万円程度かかる試算がなされています。その半分程度でも小水力発電等々で賄えればこれらのものが軽減できるというようなことでこの事業計画はなされたものですから、全くこれらの売電益で町債費を何とか減額していこうというところまでは追いつかないのだろうというふうに私は考えています。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 5番、早川恒久君。

○5番（早川恒久君） 私は、全部を賄うということは一言も言っておりませんので、少しでも足しになればということでお話ししておりますので、それはご了承いただきたいと思います。

やり方として国でも今ESCO事業というのも推進していますので、いろいろ手間のかからないようなやり方もありますし、それ以外にも電力会社に例えば丸貸しして地代を、使用料をもらうとか、いろいろ方法はありますので、今産業振興課長から勉強していくということでもありますので、ぜひ少しでも勉強していただいて、水力発電を早急にできればいいなと私は思っています。やはり復興計画の中で新たなエネルギーの創出というのを掲げておりますので、再生エネルギーをつくり出して、この富岡町が世界にも注目されるような、そういった町になればいいなと私も感じておりますので、ぜひその辺は強くお願いしたいと思えます。

以上で私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（塚野芳美君） 以上で5番、早川恒久君の一般質問を終わります。

続きまして、6番、遠藤一善君の登壇を許します。

6番、遠藤一善君。

〔6番（遠藤一善君）登壇〕

○6番（遠藤一善君） ただいま議長より発言の許可を得ましたので、通告のとおり一般質問をさせていただきます。

一般質問の内容なのですが、桜の観光拠点整備についてということでもあります。桜の中心地であります夜の森地区は帰還困難区域に入っているわけですが、第2次復興計画の資料編の中にも、短期の部分、中長期の部分というようなことで出ている中にも、やはり桜というものを残していきたいとい

うような町民の意見も多々出ております。富岡町を考えますと、この桜というものが非常に有用な、有効な観光資源であるということは皆さんご存じのとおりだと思います。対外的な観光の資源であると同時に、町民の心や富岡のふるさとの誇りでもあるというような意識が非常に高いわけで、これを再生して、なおかつ発展させていくということをもう考える時期に来ているのではないかと、具体的に進めていく、そして夜の森地区を拠点として整備していくということが必要ではないかというふうに考えておりますが、町の考えはいかがなものかということでお聞きいたします。

(2)、当然帰還困難区域の夜の森の中の桜並木を維持管理、そして再生させていくというのも必要なことではありますが、やはり町全体にそれを広げていくスタートをするべきではないかということで、1つ提案ではありますが、今桜通りから八間道路につながっている桜通りを富岡の役場まできちっと並木を連続させる。そのときもソメイヨシノで並木をつくるのではなくて、ソメイヨシノと開花の時期がずれるような桜並木を新たにつくることによって、さらなる桜の町富岡を発信していくべきと考えますが、町のお考えは。

以上2点お答えいただきます。

○議長（塚野芳美君） 6番、遠藤一善君の一般質問について、町長の答弁の求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 6番、遠藤一善議員の一般質問にお答え申し上げます。

1、桜の観光拠点整備について。(1)、町の優良観光資源である夜の森の桜を中心とした観光拠点整備を進める時期に来ていると考えるが、町の考えはについてお答えいたします。夜の森の桜は、富岡をふるさと思う多くの方々の誇りと心のよりどころであり、本町のシンボルとして後世に伝え、残してまいらなければならないものと認識しております。第2次復興計画においても夜の森の桜並木を守り育て、本町復活の象徴と桜を通じた心の復興を図ってまいるとしており、まずは多くの方々が集うことのできる環境の確保のため、夜の森桜並木を中心とした沿線の一定程度範囲の除染が必要と、環境省を初めとして国に強く要望してまいりました。その結果、町政報告においてもお知らせしたとおりであります。先般環境大臣より桜並木と夜の森公園、桜並木の主要接続道路に沿った道路の端からおおむね50メートルを含む広がりを持った地域の除染を本年度において実施するとの回答を得たところであります。なお、観光拠点として整備を進めるためには、桜並木のみならず夜の森地区を初めとする帰還困難区域の除染方針の提示と実施が必要と考えており、継続して国にも強く求めてまいりますとともに、帰還困難区域の方々の初め、多くの方々と観光拠点としてのあり方を含め、地区の将来像を検討してまいりる考えであります。

次に、夜の森の桜並木を役場まで連続させ、開花時期の違う桜並木を新たにつくることにより、今まで以上の桜の町富岡の発信をすべきと考えるが、町の考えはについてお答えいたします。議員ご承知のとおり、福島県農林種苗農業協同組合様において、現在夜の森桜並木の直系子孫を育て、全国に

広めていくプロジェクトが進められております。生産された桜苗木の2割程度は町へ無償提供されることとなっており、町といたしましてはこれら苗木を活用し、既存桜並木の植えかえや今後整備を計画する交流公園などへの植樹を計画してまいりたいと考えております。ご質問の新たな桜並木や桜並木の延長については、第2次復興計画においてもその構想を提示しており、ふるさと富岡を思う方々の心のつながりのためにも必要なことと考えております。今後、樹木管理のあり方や将来にわたる良好な道路通行環境の確保などを含め、多方面からの検討を行い、実現の可能性を議論してまいる考えでありますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 再質問に入ります。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） ご説明ありがとうございます。ただいまの町長の答弁の中で、一般質問始まる前の町政報告でもありましたということで、一定程度の除染ということで50メートルという話が出ました。これは、桜を見に行く人のためには非常に50メートルというのは大きな第一歩なのかなというふうに思っております。ただいまの答弁の中でもありましたように、帰還困難区域の除染の方法が示されないという意見もございましたが、この50メートルというのは確かに沿道として、桜としては問題はないわけですけれども、皆さん6年前、7年前を思い出していただきますと、多分役場の職員の皆様が駐車場係をしたり、いろんなことをしたかと思うのですが、桜の並木のところに人が来ると、あそこをやはり歩いて通ったりとか、車を若干とめるということになりますと、その周辺の駐車場というのが非常にあります。50メートル範囲内の駐車場だけで本当に間に合うのか。実際に使っていたときのことを考えれば、いろんなところの駐車場、当然民間の家、家族の人とか知り合いの人が来たときには、自宅にとめさせて歩いていくというようなことが行われていたかというふうに思います。それを考えますと、一歩進んだ50メートルということではあるのですが、この新たな帰還困難区域の除染のためにももう少し踏み込んだものを考えていかなければならないというふうに思うのですが、その辺のことにしましては町のほうとしてはどのような考え、とりあえず車が通ればいい、人が歩ければいいという考えなのかどうかちょっとお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） ご質問の内容が除染ということテーマにして地区のにぎわいということのご質問というふうに捉えましたので、私からお答えをさせていただきたいと思っております。

議員おっしゃるように、従前夜の森地区全体で桜については見ていただくというような対応をしておりました。そういう意味でいえば、道路端から両側50メートルでそういうにぎわいが取り戻せるのかということについてはいささか疑問のところはございますが、まずは帰還困難区域の除染の第一歩であるというふうに前向きに捉えまして、まずはその一歩を踏み出したい、踏み出すことを環境省が言ってくださったということで、我々としては大変ありがたく思っているところでございます。あわせて今後夏ごろには示されるであろう帰還困難区域のあり方について、その方向性を示すということ

を国に申ししておりますので、そこをしっかりと見きわめながら、議員のご質問にあるように
ぎわい、それから地区の再生というところについて検討してまいりたい、皆様と議論を重ねてまい
りたいというふうに思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 当然夏に帰還困難区域の方針が出なければ、今私が言ったところまで広げる
というのは難しいかとは思いますが、町執行部のほうも同じような考えを持っているということな
ので、安心してこれからの状況の交渉をお任せしたいというふうに思います。

それから、一定程度の除染の50メートルという話が出たわけですが、この除染を行う時期
というのはどのような予定になっていくのか、わかる範囲でお知らせください。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 除染ということでございますが、今環境大臣から実施についてご連絡が
あったという状況でございます、詳しい実施の時期等々についてはこれからの協議になろうかと思
います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） これからといっても、一月単位でのことではなくて、年度内とか年内とか来
年とか、そのような状況でもいいですので、教えられれば。

○議長（塚野芳美君） 副町長。

○副町長（齊藤紀明君） 経過は先ほど来お話ししているとおりで、その交渉経過の中での議論でま
さにそういった議員ご指摘の点についても我々確認してまいりました。ただ、今結論から申し上げま
すと、年内とか来年とかという除染の実際の着手時期については今申し上げることはできないので
すが、先ほど町政報告ありましたように早期に事前調査に入ることなので、それに向けた準備作
業はしっかりこれから早急に着手するということは確認しております。あとは、これは実際これまで
もそうですが、所有者様、地権者様との事前協議、了解というのが必要ですから、そういった作業に
どれだけかかるかということにもよるのです。実際工事に入れるかどうか。ですから、それが短くな
ればなるほどそれは前倒しになりますし、なかなか除染オーケーだよと交渉に応じていただけないと
いうのが長引いてしまうと、着手も若干おくれるという状況は客観的に言えるということでございま
す。いずれにしても夏ごろに困難区域全体のどうか、方針が出されると聞いておりますが、そ
れに先立つ形でしっかりと桜並木の除染についての事前調査を含めて着手するということは、先ほど
議員おっしゃったように大きな一歩だと捉まえております。時期についてはそのようなやりとりがあ
った。あとは、今の段階では、着手という意味では調査は早急に着手していただけるものと認識して
おりますが、実際の発注とか除染工事については今のところ明確には申し上げられませんので、状況

のほうはご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 今避難指示解除準備と居住制限区域の除染のスタートを考えれば、当然同じようなことがあろうとは思いますが、当然前のときと同じようにこの帰還困難区域の50メートルというところに関しましては町のほうで環境省に対して全面的に協力をしながら進めていくということになるということで、町が相当一生懸命一緒にやってくれるということで考えてよろしいのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 復興推進課長。

○復興推進課長（深谷高俊君） 昨年より始まりました居住制限と解除準備区域の除染のスタートに当たりましては、復興推進課職員が現地に赴いて除染の同意取得に努めました。ほかの町と比べても遜色ない、それ以上に進捗したと考えております。今議員ご指摘いただいた居住制限と帰還困難区域に入ってまいります、ここについても町職員が積極的に同意取得に努めて、早急に同意率が上がるように対応してまいりたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） ありがとうございます。副町長の中にも日にちはなかなか決まらないということがあったのですが、できれば年度内にそういうところが終わって、来年の桜のシーズンにはある程度桜が見えるようなことが始まればなというふうに思いますので、ぜひともよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それから、先ほどの答弁の中で帰還困難区域というか、夜の森も観光も含めて地区の将来像を考えるというようなことがあったのですが、具体的に地区の将来像を考えるといいますと、アクションプランのようなものためのいろんなところで委員会をやっているというような形があらうかと思うのですけれども、そういうような形である程度町民も含めた将来像を考えるというようなことを想像してしまうのですが、大きな方針をちょっとお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 困難区域の中の将来像ということを考えていく際には、まずは地区の皆様とともにお話をしていくことが一番最初の工程だろうというふうに思っております。そのお話の中で地区の将来像ということについて大きな方針を固めていく、そして何をすべきかというところを検討していく、そんなような流れになろうかと思っております。今年度につきましては、年度の下半期になりますが、下半期から困難区域、それからそこにかかわる方々と懇談をしながらそのところを進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 年度の中にそういうスタートが始まるということですので、ぜひとも観光拠点とした桜並木を生かした町づくりがまたできるような形の委員会が活発に議論がされるように、町民の方々にも公募をしていただいで進めていただきたいというふうに思います。当然住民に声をかけるときには沿線の人とかだけではなくて、ある程度地域の中で指名ではなくて公募というような形もっていただきたいと思うのですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） ご提言としてお聞き受けしたいと思います。公募するかしないか、それからどういう選定の仕方をするのか、そもそも委員会形式での検討をするのかということも含めて、まず前段で地区の皆様、それからかかわる皆様と膝を交えながらお話をしてみたいというふうに思っているところです。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） その件に関しましては了解いたしました。ぜひとも活発な意見が出る形をとっていただきたいというふうに思います。

続きまして、新たな桜並木ということなのですけれども、これは除染が完了しているところでございますので、いろいろ具体的に話をしていけるのかなというふうに思います。震災前、富岡町を売り出すために桜里園マップというような町内の桜の並木だったり、桜の単体の木だったり、ちょっとまとまっているところだったりということで町内の桜をプロットしたマップがあったかと思うのですけれども、町でつくったのではなかったもので、町のホームページからはちょっと桜里園マップ探し出せなかったのですけれども、あのときのことを思い出していただければ、町内至るところにやはり桜というのがあります。やはり今先ほども申しましたように一番古い桜通りがあって、我々が生まれたときにはあったところ、そしてその後小学校とかのときに新たな今の八間道路の桜並木ができてきてということで、年数的に考えますとちょうどもう一回新しい並木があってもいい時期に来ているのかなというふうに思います。やはり古くなってくれば手入れもしなければいけないですので、そういう並木がふえたように、桜通りから八間道路にふえたように今度は八間道路とイノベーション・コースト構想の中心にもなる、そして町の中心でもある役場をつなぐというステップに入ってもいいのかなというふうに思うのですが、それに関してはどうでしょうか。再度質問させていただきます。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） ありがとうございます。議員未来志向のご質問、それからご提言ということで大変ありがたく思います。前段のほうにありました桜里園マップの中にも桜ということ以外にさまざまな象徴的な花木を示しながら散策マップとして使えるようなものがございました。帰町後改めてということになります、そういう取り組みも必要ですし、そういうところに力を入れていくことによって町民皆様の心をつないでいくということにもつながると思いますので、そのようなことを

検討してまいりたいと思います。

それから、並木のことでございますが、議員おっしゃるようなことで新たな並木という未来に向かったお話も必要だというふうに認識しておりますし、2次復興計画の中でもその構想をお示ししているところではございますが、現在ある並木でもさまざま問題ございますのは管理の問題、それから道路通行環境の問題ということもございますので、町長答弁の中にもありましたが、それらを含めて多方面から検討してまいるといふ、それから議論してまいるといふことが必要だろうと思います。一足飛びに並木をつくりましょうといふのもなかなか難しいところがございますので、後ろ向きではなくて未来に向けた形で前を向いて議論、検討してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 前向きに検討するという答弁なのですが、やはりここはちょっとこだわりたいところなのですが、2次復興計画のときに資料編をお渡しいただいているわけですが、そこに2014年の子どもアンケートというのがありまして、実は2013年、14年というのがあるのですが、10歳、12歳、小学校高学年、中学校、高校という年代の3つに分けているのですが、これを見ますとやはり16、18、高校年代になると圧倒的に夜の森の桜並木や夜ノ森駅のツツジが富岡町の好きのところ、誇れるところに入ってくるわけです。多分ここにいるいろんな人たちもそうなのですが、やはり小学校、中学校のころはあれが当たり前のようにあって、高校でちょっと町を離れると、みんないいね、いいねというところで初めて富岡の桜ってすごいのだということがあって、そういうふうに褒められると子供たちはやっぱり誇らしくなっていくというような形でいくのだと思います。ですから、大人のアンケートでも桜の並木というのが富岡の誇れるものということで出てきているというふうに考えていったときに、これは夜の森だけということではなくていかなければならないのかなというふうに思います。今とりあえず中心は富岡の役場までというふうになりましたが、私の中では一足飛びに富岡まで全部つなげろということではなくて、とりあえず一つ一つつないでいくということで、将来的には、長期的にはやはり桜の町としてきちっといろいろ考えていく。つながなくてもいろんなところにそういう桜を町全体、桜里園マップにあったところからまた一歩進めていく。そうなりますと、長い年月かかります。20年、30年という、自然の木を育てるわけですから、なっていくしますので、ある程度これからの富岡町ということを考えていくときにそういう部分も一つとして考えていくことによって、富岡町に再び戻ってこれる人、戻る人という人がやっぱり桜の富岡に住もうというような気持ちも出てくるのではないかなというふうに感じておりますので、ぜひともその辺を進めていただきたいというふうに思います。当然目の前のこと、短期的な、中期的なことをしなければいけないわけですが、長期的にそういう桜を生かしていくというような考えはあるのかどうか、最後に町長にお聞きしたいのですが。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 議員ご指摘のように、富岡町何といっても桜が本当に町民のよりどころだというふうに考えております。そういう意味では富岡町の桜通りの桜、これらが100年経過しておりますので、いずれは郡山市の安積山公園にある古木のように大きな幹が枯れていくような状況に至るのだと思います。そういう意味では、これらの再生のためにもう既に対策を打たなければならないということも考えておりますし、それからこの桜というものが富岡町のどの道路にどういうふうに植樹をしてそれを育てていくかということも大変重要なことでもありますから、今後はこれらについても皆さんにご協議をいただきながら進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） ご答弁ありがとうございました。繰り返しになりますが、今やらなければいけないことは確かに山積みなのですが、やはり桜というような木ということを考えますと、本当に30年、40年先を考えないといけないというふうに思いますので、今町長のほうからも力強い答弁をいただきましたので、ぜひともそういう長期的なことも考えながら町づくりを進めていきたいというふうに私も思いますので、今後ともよろしくお願ひします。

以上をもちまして私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（塚野芳美君） 6番、遠藤一善君の一般質問を以上で終わります。

続きまして、8番、宇佐神幸一君の登壇を許します。

8番、宇佐神幸一君。

〔8番（宇佐神幸一君）登壇〕

○8番（宇佐神幸一君） 議長に発言の許可をいただきましたので、通告どおり質問させていただきます。私は、富岡町の帰還に向けて町民の家屋、土地等の問題は重要と考えております。そのことから今回の質問をさせていただきます。

1、富岡町内の空き地、空き家対策。（1）、帰還に向けた町内の空き地、空き家対策と固定資産税の課税の方針はについて町のお考えをお聞かせください。ただ、忘れてはいけないことは空き地、空き家についても町民の個人の財産であり、プライバシーの保護の中でも行政が政策を進めるには難しいこととは十分存じておりますし、十分理解しておりますので、その旨を踏まえてお答えください。

○議長（塚野芳美君） 8番、宇佐神幸一君の一般質問について、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 8番、宇佐神幸一議員の一般質問にお答えいたします。

1、富岡町内の空き地、空き家対策。（1）、帰還に向けた富岡町内の空き地、空き家対策と固定資産税の課税方針はについてお答えいたします。帰還開始後に生じることが想定される町内における空き地、空き家については、それをそのまま放置することが町民の大事な財産をいたずらに朽ちさせることにとどまらず、その周囲に対する安全や衛生、町の景観にも悪影響を及ぼすものであるとその対

策の必要性を認識しているところであります。町といたしましては、空き地や空き家を町復興のための資源として最大限活用できるよう、民間事業者による空き地利用や町民の帰還や一時帰宅、新たな住民の住宅利用など、個人資産の民間取引が活性化されるような環境整備に努めてまいります。

また、後段のご質問である固定資産税の課税方針についてですが、固定資産税の算定において空き地、空き家であることをもって評価額を減額することはありませんが、震災及び原子力発電所事故を踏まえた不動産鑑定評価による適正な時価の算定及び家屋の損耗等による減点補正を行い、適正、的確な固定資産税の算定に努め、納税者のご理解を得てまいりたいと考えております。なお、損壊した住宅については、環境省が行う家屋解体を促進して危険性の除去に努めるなど、魅力ある町づくりを進める観点からも効果的、効率的な対策を進めてまいる考えでありますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 再質問に入ります。

8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） ご回答ありがとうございました。では、再質問させていただきます。

私は、せんだって町のほうから総合的な町内の住環境整備の概要についてご説明いただきました。その中にも空き家・空き地バンク等についても記載をされておりました。これについてもどのようにしていくのか具体的にわかる範囲で、これからの検討が主だと思いますので、町が出せる範囲で出していただきたいと思います。

それとあと、福島県には今空き家・ふるさと復興支援事業というのがたしかあるはずですが、これはあくまでも過疎地を対象にかもしれませんが、富岡町、今の状況においてもこういう事業が使えるのかどうかを教えてください。

あと、今実施している南相馬、あと楡葉も最近実施されていますが、その現状を把握されているかどうか教えてください。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） それでは、お答えします。

空き家・空き地バンクの件でございますが、端的に申し上げますと、現在のところ具体的なお話ができるような検討の進みぐあいにはなってございません。ただし、議員ご質問の中にもありましたが、南相馬市、それから浪江町、楡葉町等々でも空き家・空き地バンクについて体制を整え実施しているところがございますので、他市町村の状況をよくよく研究しながら制度、それから体制については検討してまいりたいというふうに思っているところでございます。

それから、2番目に福島県事業の空き家対策ということがございました。これについては、例えば富岡町内に空き家があって、そこを活用したいという方々、それは町外の方でも町内の方でも同じことでございますが、空き家を活用することについては制度上、その制度を適用できるということでございます。例えば富岡町民がいわき市にある空き家をリフォームするその他、活用するのだということ

ころもそこは対象になるというふうに承知しているところでございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） ありがとうございます。私としては、町民がこれから自分の所持している富岡町内にある空き地、空き家をできるだけ効率よくするためにはそういう補助金を、またその支援策をぜひとも活用していただきたいと願っております。そのためには今言うような形の支援策をぜひとももう少し町民に知られるようにご努力をお願いしたいと思います。

それと、富岡町には民間のはっきり言いますと賃貸的な住宅、集合住宅、一般的にはアパート等になるかと思うのですが、そういう活用方法の中で基本的にどういう形が今現在進んでいくか、その動向は把握されているのか。それと、民間の集合住宅を活用することによって富岡町に人がもちろん入ってくるということと、またそこで家賃が発生することによって各町民が、後でも質問させていただきませんが、固定資産税、また税金を納めるに当たってある程度心的にゆとりができるのではないかと思うのですが、その点ちょっとお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） まず、前段の町内の民間の賃貸住宅についてのご質問でございますが、我々といたしましてはいつとき町営住宅、公営住宅の代替としてそういう民間住宅を使えないかということで、比較的新しい、築年数が浅いものの調査は拠点地区内で行ったところでございます。その活用につきましては、今ほど申し上げました活用の仕方、公的な住宅として転用できないかというところの活用の仕方も検討の中に一つはありますが、主体的には民間取引の中で活用されるべきものであろうというふうには考えております。そういうところを、その取引というか、そういう活用を活性化させていく、そこのお手伝いができることがあれば町のほうでもしていかなければならないと思っております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 税務課長。

○税務課長（三瓶雅弘君） 後段の借家に関する固定資産税、そちらのほうに資するのではないかということなのですが、あくまでも家屋は収益税ではなくて資産の所有に対して着目して課税される税目でございます。ですから、そこに借り主が入れば貸しているほうに家賃が入りますので、それはそちらのほうに資するということは、そういうことは考えられるのかなと思われま。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 8番、宇佐神幸一君。一問一答でやってください。複数問質問しないで一問一答をお願いします。

○8番（宇佐神幸一君） わかりました。まず、空き地、空き家対策の件で実際的に今説明いただいたことに対して理解はできます。ただ、私としてはこれから富岡町も町民も戻られますが、やっぱり

作業する方も相当富岡に居住する方が多くなってくると思いますので、その点で一応前回の方も出ましたが、リフォームを含めて、この前リフォームのことはお話しいただきましたが、これからぜひとも町の指導をもっていろんな形をやるに当たって、南相馬の実例をこの前議員も視察させていただきました。そのときにある程度の基準、またある程度のやり方というのが町民にわかりやすく提示されていることにすごく興味を感じております。そのためにはぜひとも早急にそのような検討案を、そういう実例を調査していただきまして、ぜひともそれを使っていたきたいと思うのですが、南相馬の実例はもちろنگ存じだと思っておりますが、もし実施する場合富岡と違いがあるのでしたら教えていただきたいのですが。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 南相馬の事例、その他の事例を参考にさせていただきつつ、今検討を進めているといったところでございます。町と南相馬の違いは何なのかというご質問でございましたが、町のほうでまだ検討段階ということで、町がこうする、こうすべきだということまでは至ってございませんので、そこについては今ご回答できる状況にはありません。ではありますが、前段で議員がご指摘いただいたように南相馬のよいところというところも取り入れながらさまざま検討してまいりたいということでございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） ありがとうございます。ただ、今町民の方々は富岡の町を解体をしたいという方が大分多くなってきていると。それをリフォームして使うという方は今現状わからないのも当然だと思っておりますが、今の現状下におきまして、これから29年、町が向こうの業務に移っていくという状況の中で、町民が家を建てたりする、新築をしたいという申請というのはどういう状況になるのでしょうか。通常的にももちろんできると思うのですが、その点ちょっと教えていただきたいのですが。

○議長（塚野芳美君） 復興推進課長。

○復興推進課長（深谷高俊君） 新築というお話だと思いますが、今現状においても新築を希望される方については建築確認申請を県の建設事務所なり、あるいはセンターなりに提出することによって新築は可能となっております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） ありがとうございます。

それとあと、空き地、空き家対策の中において、この前も私の入っている委員会から出たものなので、質問するのはどうかと思うのですが、ただはっきりした回答をいただかなかったので、あれからどうなっているかと思って質問させていただきますが、福島県の原子力被災事業者事業再開等の中の支援金において、各事業所がもとのところに帰り事業をする場合、その改築、新築等ができるという

ことになると、空き家対策の改築という形で絡んでくると、この前の説明の中に事業所の幅、簡単に言うと全ての事業所が対応するのかわからないのかということに対してご回答をいただかなかったのですが、その点わかれば教えていただきたいのですが。

○議長（塚野芳美君） ちょっとお待ちください。今の分は私が無理やり関連づけようとしても、提出されている一般質問とは関連性が厳しいので、その点はちょっと質問の方向を変えていただきたいと思います。

8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） 失礼いたしました。では、変えさせていただきます。では、空き地、空き家対策については今の各課長からの回答で理解させていただきます。

次に、固定資産税の件なのですが、私は1点だけお聞きしたいのですが、これから町民が住居確保に当たって、富岡に戻る方はそのまま富岡に戻って自分の家にお帰りになると思うのですが、どうしても事情で戻れないという場合にあったときに、ほかの町村に居住を求める。そのときに富岡の固定資産税はどうなるのかということには不安に思っていると思うのですが、一応先ほどの説明では通常的にももちろん徴収いただきますと。ただ、少しでも固定資産税を払うに当たって、優遇してくれということではなく、ある程度払いやすい方法的なものの考慮というのは、できるかできないかわかりませんが、町としてどのように配慮できるのか、わかる範囲でいいですから、教えてください。

○議長（塚野芳美君） 税務課長。

○税務課長（三瓶雅弘君） 先ほどの町長の答弁のほうにもあったのですけれども、空き地、空き家であることをもって評価額を減額することはございません。不動産鑑定による適正な価格を算定及び家屋の消耗等による減点補正を行って、適正、的確な固定資産税の算定に努めて納税者のご理解をいただくとということで、こういうことになりますので、よろしく願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） ありがとうございます。町民としては、今の富岡町の家々の状況、また問題についてはすごくこれからもかかわってくる問題であり、また自分に対しての心的な問題にもなってくる方もいらっしゃると思うのです。高齢者の方は特にそうだと思うのですが、できればこれからは今のお話どおりに、もちろん正しいことは追求はされて結構だと思います。ただ、町民が払いやすい、また納税しやすい方向性というものはもちろん十分考えていただいて、ぜひともご指導いただければと思っています。

私としては、今のお話を聞いて納得しましたので、基本的にこの2つの質問については十分理解できたと思っております。これで私としては一般質問の内容が理解できましたので、一般質問を終了したいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（塚野芳美君） 8番、宇佐神幸一君の一般質問を以上で終わります。

2時30分まで休議いたします。

休 議 (午後 2時19分)

再 開 (午後 2時29分)

○議長(塚野芳美君) 再開いたします。

続いて、1番、渡辺英博君の登壇を許します。

1番、渡辺英博君。

[1番(渡辺英博君)登壇]

○1番(渡辺英博君) ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。

1、除染について。(1)、フォローアップ除染について数値目標を設定してはどうか。

(2)、困難区域の現在の線量レベルは大部分が居住制限レベルまで低下しており、除染するべきと考えるが、町の考えは。

(3)、安心して生活できるように里山も除染すべきと考えるが、町の考えは。

2、賠償について。(1)、精神的損害について町民間の格差是正が必要と考えるが、町の取り組みは。

3、管理型処分場の活用にかかわる自由度の高い交付金について。(1)、交付金の用途は完全に自由なのかどうか。

(2)、有効利用について具体的プランがあれば示せ。

以上質問しますので、明快な回答をお願いします。

○議長(塚野芳美君) 1番、渡辺英博君の一般質問について、町長の答弁を求めます。

町長。

[町長(宮本皓一君)登壇]

○町長(宮本皓一君) 1番、渡辺英博議員の一般質問にお答えいたします。

1、除染について。(1)、フォローアップ除染について数値目標を設定してはどうかについてお答えいたします。環境省が行っているフォローアップ除染は、本格除染後のモニタリングで宅地内の空間線量率の平均が毎時1マイクロシーベルトを超える場合、重点的に線量調査を実施し、除染することとなっております。町といたしましても現在実施しているフォローアップ除染の手法については、比較的高い線量のエリアを優先して除染することで住民の被曝線量低減につながるものと理解しております。今後は追加被曝線量1ミリシーベルト以下を達成するため、国の線量低減対策をいかにスピード感を持って実施するかが課題であると考えております。また、国の放射線量低減に向けた取り組みを町は現場に足を運んでしっかり確認するとともに、町内での除染実施状況をいかにわかりやすく町民に伝えるかが重要であると考えております。そして、これまで同様に除染及び自然減衰により低減される線量の数値目標は、第2次復興計画に明記している年間1ミリシーベルト以下を目指すもの

とし、目標値の実現に向けてできる限り線量を下げることには尽きるとの考えであります。

次に、(2)、困難区域の現在の線量レベルは大部分が居住制限レベルまで低下しており、除染すべきと考えるが、町の考えはについてお答えいたします。町内帰還困難区域内の放射線量は、原発事故より5年以上が経過し、自然減衰などにより大幅に低減しております。夜の森の桜並木や日本一に輝いたJR夜ノ森駅のツツジなどは重要な観光拠点であり、帰還困難区域の再生は当町全体の復興を加速させると考えております。議員ご承知のとおり、町では平成27年6月に復興大臣に対し、また昨年12月には町除染検証委員会の提言に基づき環境大臣に対し、帰還困難区域を含む町全体の早期かつ丁寧な除染を実施する旨の要望書を提出するなど、機会を捉えて国に求めているところでございます。また、帰還困難区域の町民からも早期の除染を求める声が寄せられており、このような中、先ほどの町政報告で申し上げたとおり、環境大臣より居住制限区域に隣接する困難区域エリアの除染を実施する旨連絡を受けたところです。さらに、国は夏前には困難区域の再生方針を打ち出すとしており、町といたしましては引き続き帰還困難区域全体の早期除染実施に向け、しっかりと強く国に対して求めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、(3)、安心して生活できるように里山も除染すべきと考えるが、町の考えはについてお答えいたします。昨年末に環境省の環境回復検討会から森林における放射性物質対策の方向性についてが示されましたが、それに対し福島県や県内の関係団体などから森林、林業の再生についてさまざまな要望が提出されたところであります。このような状況を受けて、国ではことし2月に福島の森林、林業再生のための関係省庁プロジェクトチームを設置し、環境省、復興庁、農林水産省、林野庁などが連携し、森林、林業の再生に向け取り組むことになりました。その中で里山除染については里山再生モデル事業を実施することが示され、現在町内のモデル事業実施箇所の選定を進めており、夏ごろまでに実施箇所を決定し、今後3年程度で実施事業を行うこととしております。また、除染検証委員会においても住民が日常的に立ち入るエリアについては空間線量率を低減するため、地元の要望を踏まえ、表土を剥ぎ取るなどの手法により丁寧な除染を実施するべきとのご意見をいただいておりますので、町といたしましては町民が安心して生活できる良好な住環境の回復に向け、広域的かつ効果的な里山除染の実施を今後も強く求めてまいります。

次に、2、賠償について。(1)、精神的賠償について町民間の格差是正が必要と考えるが、町の取り組みはについてお答えいたします。現在、避難指示の解除のめどを早ければ平成29年4月とする中で、予定どおり避難指示が解除されたとしても、町民が生活を営み、事業を再開していく上で直ちに避難前と同様の環境を取り戻すことは困難であると考えております。一方、避難指示解除後の賠償継続期間としてのいわゆる相当期間の1年間につきましては、4次追補において当時避難指示を解除しようとしていた自治体に対する当面の目安として示されたものであり、避難指示解除の状況が異なる場合は、実際の状況を勘案して相当期間について柔軟に判断していくことが適当であるとされております。今後、本町においても議員ご質問の点を念頭に、避難指示解除後の状況を勘案した上で生活や

事業再建に必要な相当期間を確保するよう国に求めてまいりたいと考えております。

次に、管理型処分場の活用に係る自由度の高い交付金について。(1)、交付金の用途は完全に自由なのかどうかについてお答えいたします。国が行う管理型処分場を活用した特定廃棄物の埋め立て処分事業に関して福島県より交付される極めて自由度の高い交付金は、埋め立て処分事業の実施により長期にわたる風評対策や地域振興事業が必要であるとして交付されることとなるものです。しかし、交付金の使途の自由度が高いと言われていたとはいえ、一般論としては国や県からの交付金には一定の制限はあるものと考えなければならないと受けとめているところであります。

次に、(2)、有効利用について具体的プランがあれば示せについてお答えいたします。町といたしましては、福島県の交付目的に沿う事業などで既存の交付金などが活用できない事業へこの交付金を充当してまいりたいと考えておりますが、現在のところ福島県予算に歳出未計上の状態であり、配分額の決定もなされていないため、現段階では具体の充当事業などについてお答えできる状況にはありません。今後、具体の充当事業などその使途について検討し、相談してまいることと考えるので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 再質問に入ります。

1番、渡辺英博君。

○1番（渡辺英博君） 除染につきましては、あらかじめ町長のほうから非常に前向きな答弁をいただきましたけれども、(1)、フォローアップ除染について数値目標、この件についても一度質問したいと思います。

前回の環境省から説明を受けた富岡町除染の効果、平均線量ヒストグラム、町の議員の皆様もこれ持っていると思いますけれども、宅地につきましてはとにかく平均1.92から0.71下がったよと、63%下がったよと。それで、平均は0.71でございますが、このグラフをずっと見ていきますと、私ちょっと目が悪いもので、2.3とか2.4、年間にしますと、これはフォローアップ除染前でございますが、10ミリを超える場所も出てくるわけです。例えば2.4とか。線量につきましては、あともう一つ、例えば原子力災害がない場合、電離放射線障害防止規則、年間5ミリ、2マイクロ掛ける2,000時間という規定があったわけでございますが、これあくまでそこで仕事をして、報酬をもらってなりわいとしている人がそれに該当するわけで、町民のように先祖の土地に帰ったとか、あるいは前住んでいたところにどうしても帰りたいという人も自動的に放射線は受けるわけでございます。その辺から鑑みまして、フォローアップ除染をしたとしても、全部5ミリ以上のところがなくなるかどうか私断言できませんが、例えば5ミリ以上のところがあっても、これは政府の言う20ミリ以下であるから、とりあえず帰還時においてはよしとするのか、あるいはこれではとても高過ぎるよと、よその町村の帰還の線量はおおむね5ミリ以下でございますので、それ以下にならないと難しいよという判断をなされるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 復興推進課長。

○復興推進課長（深谷高俊君） 今町内では鋭意フォローアップ除染ということで現場スタートして、今後どんどん進捗していくものと思います。今議員質問されました5ミリ以上がなくなるかどうかということについては、なくなるように、そういう取り残しがないように全て除染していくことは環境省からもしっかり伺っているところでございまして、なくすように対応していくということで考えてまいりたいと思います。また、現地においてもそのようなところがなくなるようにしっかりと確認のほうをさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 1番、渡辺英博君。

○1番（渡辺英博君） 今まで除染の仕方とかいろいろ書いてございますけれども、長期的に1ミリを目指すというのは町役場でも議員もみんな賛成でございます。あと、4番議員の質問の中にございました中で、1ミリを目指して来年も再来年もとにかくやるよということは反対するものでございませぬ。大いにもろ手を挙げて賛成でございます。しかし、問題となりますのは例えば解除時期に、問題は除染の仕方ではなくてその結果どうなったかでございますので、その結果によって帰った住民が影響を受けるわけでございますので、例えば私今5ミリと言いましたけれども、町も議員もいろんな考えがあると思います。それで、結果的にこのくらい、六十何%下がったよとか、もともと高いところは下がってもまだまだ高い状態であることも考えられますので、これ町も議会も含めて具体的に一番高いところでもこの線までは必ず除染しますよというか、数値目標などをみんなで議論して設ける考えはあるのかどうか、その辺お伺いします。

○議長（塚野芳美君） 復興推進課長。

○復興推進課長（深谷高俊君） まず、目標値の設定ということでございしますが、町内の現状を見てこれについては判断していくことになると考えておまして、今国の本格除染が議員ご承知のとおり3月までにおおむね完了したということで、除染検証委員会でもこの辺については検証しておまして、除染による相当の効果は出てきているという結論は出ております。しからばどの程度かということにつきましては、これは全員協議会でも示させていただいたとおり、先ほど議員からもお話があったとおりのヒストグラムという形であらわしております。このヒストグラムの数値を見ますと、全体では0.87 μ Sv/h、宅地に限定しますと0.71 μ Sv/hということで、この数値は当然5ミリを下回ってまして、3ミリとか4ミリという数字でございます。したがって、現状でこの数字であり、今後とにかくできる限り線量を下げていくというこれまでと同様の考えのもと、先ほども町長の答弁にもありましたとおり、目標数値というものについては1ミリシーベルトを目指していくということが今の町内の現状、あるいは国が行った本格除染による効果を検証した結果においてそのように今後も進めていきたいと思いますので、ご理解いただければ幸いです。

○議長（塚野芳美君） 1番、渡辺英博君。

○1番（渡辺英博君） まず最初に、この環境省のデータでございしますが、今フォローアップ除染を

しないで最初の除染が終わった段階でございますが、年間5ミリ以上といたしますと、宅地の面積ではございませんけれども、全体で6万3,243ポイント測定してございますが、そのうちの18%が5ミリ以上に当たるわけなのです。宅地のケースではちょっと言えないですけれども。それで、年間4ミリ以上となると6万3,243ポイントの32%が該当するわけでございます。ですから、その後フォローアップの結果どのようになるかは私はここで知るすべもありませんけれども、とにかく1ミリを目指しますよというのは住民も議会もみんな賛成でございます。それで、来年も再来年もずっと続けてそれを目指してやるよというのは賛成でございます。私が聞いているのは、29年の4月を帰還の目標としておりますので、その時点において例えば5ミリ以上のところはもう富岡には存在しないよとか、困難区域を除いてですね、4ミリ以下になっていきますよとか、やっぱり目標をただ目指すだけで具体的な数値がないと無責任なことになりますので、帰る人は生きた住民でございますので、具体的な数字は私5とか4とか言いましたけれども、その辺は議会と町でしっかりもんで具体的な数字を定めるにしても、私は具体的な目標を決めるべきと考えていますけれども、その辺お伺いしたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 復興推進課長。

○復興推進課長（深谷高俊君） 今議員からご指摘いただいた点は、年間5ミリを極力下げるとか、年間4ミリ極力下げる、大変重要なことだと思っております。町民の皆様にも例えば目標値を示すに当たっては、一般的にはやはり平均値であらわすのがいいのかなど。例えば最大値、最小値、平均値といろいろな数字を示してもなかなか混乱を招いたりということで、数字のあらわし方というのはやはり慎重にしなければならないという点も実際はあると考えております。平均という数値でやはり示すとなると、今先ほども申し上げましたとおり、例えば宅地でいきますと年間3.何ミリという数字が環境省から示されておまして、これをいかに1ミリに持っていくかということが一番重要で、そのための情報の公開や、あるいは国に対してはスピード感を持ってとにかく除染をしてくださいと、追加除染をしてくださいというようなことで我々も現地に足を運んで確認していくと。あくまでもある程度の線量の段階に来ておりますので、途中の数値をなかなか示すというのも誤解を招いたり、あるいは例えば環境省から今後のフォローアップ除染、町はそれでいいのかなというような誤解を得ても大変まずいと思っております、やはり今の段階になりますと1ミリシーベルトを目指すということで、しっかりこの目標を持って対応してまいりたいと思っておりますので、ご理解いただけると幸いです。

○議長（塚野芳美君） 1番、渡辺英博君。

○1番（渡辺英博君） 課長から累々と答弁もらってなかなかかみ合わないのでございますが、私は1ミリを町として目指してはだめだとか、そういうことは一言も言っていません。あくまで目指すのは1ミリです。それは全町民も納得する、理解の得られる数字だと思っております。ただ、帰還時点においてはとにかく居住制限区域といってもかなり広いわけでございますので、このヒストグラム見ればわかると思いますけれども、あくまで平均というのであればこの平均の近傍の人は確かに課長の言

うような安心、安全になると思いますけれども、近傍でなくて今2とか2.2とか2.3の地点、どこかわかりませんが、そういう数値のところにご帰還なさる方は年間5ミリを超える場合もあると。そういう場合は非常にまずいのではないかと。これでこの件はやめますけれども、私が言わんとしていることは、とにかく一番高いところでも帰還時点においては5ミリ以下になるよと。帰還の時点でね、一番高いところにおいても。もちろんそれ以外のところはどんどん1ミリに近いほどいいわけですので、この点については何度も答弁ももらっていますので、ひとつもう一度だけお願いします。

○議長（塚野芳美君） 復興推進課長。

○復興推進課長（深谷高俊君） 先ほど私の説明がちょっと不十分だった点がございましたことをお詫び申し上げます。ヒストグラムの数値は、これはポイント、ポイントでとっておりまして、例えば宅地の平均値が2とかということでございまして、この中には例えば雨どいの下とか、舗装の打ち継ぎ目とか、そういう局所的に線量高い箇所、ポイントはそれが1点ということで計算していますので、平均的にこの数値になっているということではございません。平均としてはやはり高いポイントはあるものの、宅地全体としてみればある程度平準化する中でおさまっているという数字になっているものと思いますので、そういう形でこのグラフはそういう意味をあらわしているものでございます。

それから、数値云々の話でございますが、確かに今後どうしていくかということについてはいろいろ議論、考え方というのはあることも承知しております。ただ、今の現状が環境省から示された数値が宅地で既に3ミリ程度という数値になっているので、これからフォローアップしていく中でやはり1ミリを目指すという、3から1になるわけですが、その数値を目指していくと、これは第2次復興計画でもしっかり明記しているものでございまして、それがやはり町民の皆様にも数値をあらわす上では一番わかりやすいのかなと思っております。これが例えば今現状が年間10ミリ、15ミリとかというような平均値があればまた別なのですが、もう既にある程度の線量までは除染のそれなりの効果というものは見られてきているものですから、今現状においてはやはり1ミリという目標を堅持してお示ししていくのが一番わかりやすいのかなと思っておりますのでございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 副町長。

○副町長（齊藤紀明君） 私からも一言ご説明したいと思います。

目標値の設定、手段として目標値を設定する云々については答弁繰り返になりますので、控えませんが、先日の国の資料の中の平均値が出ているヒストグラム、これはあくまで28年5月20日でございます。それ以降、今フォローアップ除染を徹底してやっているところです。町としましても現地になるべく赴くとか、いろんな手段あるいは環境省に強い申し入れをして徹底してやっていくということでございますので、そこはご理解いただきたいと思っております。

あと、先ほどご質問の中で年間5を超えるところの人が逆に不安がると。平均に近い方はそれなりの線量の低減が。高いところどうするのだ。そこについては、フォローアップ除染とは何ぞやの議論

でもあるのですけれども、フォローアップ除染は、答弁でもお話ししましたように、まずフォローアップ除染の対象の考え方は、毎時1マイクロシーベルトを超える場合を重点的に優先してやるということなので、おっしゃるとおり平均より高いところを優先してどんどん、どんどんやりますので、今議員おっしゃった不安に思っている方というのは非常に私も共感します。それは不安だと思います。ですから、まず手順として優先的にフォローアップ除染は毎時1マイクロ、0.23の5倍だと年間という放射線が5とかに近い数字なのですが、そういったところから優先してやっていますので、あとそれ以外のほとんど絶対数もかなり低くはなっておりまして、そういったところ全体見きわめながら長期目標の1ミリ、これをぶれることなく徹底してやるのが最善だという考えでございますので、その辺ご理解をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 1番、渡辺英博君。

○1番（渡辺英博君） （1）につきましては、それなりにお話は理解しました。ただし、納得はしていませんので、また別の機会にいろいろあると思っておりますので、その辺で質問させていただきたいと思っております。

それから、(2)、困難区域の除染についてでございますが、これをおおむね町長の答弁で理解しております。富岡は、大きく分けて夜の森方部と富岡方で大体8,000、8,000、1万6,000の人口でございましたが、その中で夜の森地区の駅前とか、重要な観光資源である桜並木とか、富岡町の復興に大変重要な場所がございます。富岡町の復興につきましては、復興計画でいろいろたってございまして、夜の森の復興、除染なくして富岡町の復興はないと私は考えておりますので、その辺町長答弁にありましたように町長を先頭に頑張ってくださいたいと思っております。よろしく申し上げます。

あと、里山については今試験的に行うよというようなお話ございましたので、それで了解いたします。

賠償につきましては、現在帰還困難区域でトータル1,450万円ですか。それであと、居住制限あるいは解除準備で約600万円の差がありまして、850万円を平成30年までもらっているわけでございますけれども、町長答弁にありましたようにその格差をできるだけ小さくするように、是正するように今一層ご努力をお願いしたいと思います。

それからあと、3番の交付金、これいろんな縛りがあったのでは自由な交付金ということではございませんけれども、この前の説明会の中でもちょっとどこまで自由なのかということは論点になったことと思います。有効利用については、具体的に今から総枠70億円とか80億円とか、その中で皆さんで討議していけばいいことではございますが、私ここで1点だけ申し上げたいのは、例えばこの管理型処分場に関する自由度の高い交付金というものは、富岡全体の風評被害なりなんなりに対して交付されたものと理解しております。それで、それは富岡に帰る人、あるいは帰りたくても当分しばらく帰れない人、あるいは町外にうちを求める人、あるいはうちを求めることを断念した人も含めて、全体でみんなが恩恵をこうむるような方策というか、部分も、お金全部とは言いませんが、ごく一部でも

私は必要なのかなと考えております。例えば広野町では10万円ですか、商品券を配布してございましたけれども、その例を採用するかどうかは別にして、10万円ですと約1万5,000で15億円ですね。ですから、70億円、80億円のうちの大部分は復興に回すとしても、生活の再建のほうに回す部分もあってもいいのではないかと私は考えますので、その辺研究していただきたいと思いますが、何か具体的なプランがあればお願いします。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） お答えします。

議員のご質問の中にもございましたが、この交付金いろんな縛りがあるってはいけないと、我々もそう思っていますし、この交付金の説明の際、福島県からおいでになった生活環境部長も我々の状況、状態をよく聞き取って、交付金の使い道、交付金の縛りというか、使い方についてはよく我々と話し合っていきたいというふうにおっしゃっていただきましたので、そのところは我々も期待しているところでございます。ただ、町長答弁にもございましたが、いずれ国、県からの交付金は国民の税金が入ったものでございますので、全く縛りがないということはないということをご理解いただきたいというふうに思います。

それから、後段の質問の町民すべからくこの交付金の効果に浴することが必要であるというふうなご質問だったと思いますが、私どももそのように考えております。ただ、町民皆様に直接的にその交付金が配分されるかどうかということについては、ここは皆様ともよくよく相談しなければならないというふうに思っております。町内のふるさとを取り戻すというところの観点からこの交付金を使っていくことが実は町民全ての、それから富岡にかかわる方々全ての利益につながるというふうにも考えられますので、こここのところはその後皆様ともよくご相談して使い方を考えていきたいというふうに思っているところです。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 1番、渡辺英博君。

○1番（渡辺英博君） 課長の答弁で大体あらまし予想していた答弁でございますが、もちろん交付金は町の復興に大部分を使うべきであるというのは私は異存のないところです。しかしながら、復興計画に皆さん、富岡町の人口、旧富岡というか、何人想定しますか。2,500から4,000とか、そういう数字ですよ。震災前は1万6,000いたのです。ですから、将来20年、30年後にはその数字に戻る可能性もゼロではございませんけれども、その間よその地域で働いたり、あるいは家族を伴って県外に出てみたり、いろんな人がいるわけでございます。また、そういう家屋とか求めないでいわきなり郡山の復興公営住宅に入るよとか、いろんな人がございます。そういう人も含めてこの交付金の恩恵は一定割合、ごく一部でございますが、その辺はどのくらいやったらいいかはみんな議論すればいいことでございますし、一定割合はやっぱり帰るのを断念した人もよその町で新生活を始めた人も含めて恩恵をこうむるべきだと私考えておりますので、一定の縛りがあるから、広野では現金でなくて商

品券にしたのかなと私は捉えておりますけれども、その辺は公表してちょうだいとは言いませんので、十分研究していただきたいと思っておりますけれども、その辺答弁をお願いします。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 私の言い方、もしかすると誤解を招くような言い方だったかもしれませんが、例えば帰町を断念された方々には使えませんというようなお答えをしたつもりではなく、町、町民の皆様、それから富岡町にかかわる皆様に恩恵が出るような使い方を皆様と相談してまいりたいということでございますので、ご理解をいただきたいと思っておりますし、第3の道のアクションプランの中でも当面帰町をとどまる方々、それからやむなく断念された方々に対する施策ということも考えていかなければならない、今検討しているところでございます。そこの手当てとしてこの交付金を充てていくということも考え方の一つだと思っておりますので、使い方、それから使い道についてはやはり皆様と今後ご議論をしていく、それからご相談をしていくということだと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 1番、渡辺英博君。

○1番（渡辺英博君） 1番から3番までおおむね前向きな回答をいただきましたので、一部はちょっと食い違うことがございましたけれども、この辺で私の一般質問を終わりたいと思っております。除染、賠償については非常に熱心に来年の4月に向けて取り組んでいるようでございますので、なお一層全力で取り組むことをご期待申し上げて、一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（塚野芳美君） 1番、渡辺英博君の一般質問を以上で終わります。

続いて、2番、高野匠美君の登壇を許します。

2番、高野匠美君。

〔2番（高野匠美君）登壇〕

○2番（高野匠美君） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。

その前に、今般の改選により議員にさせていただきました。初の定例議会ということで非常に緊張しております。何分初めてでございますので、温かく見守りながら答弁をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それではまず、子育て世代の方々の支援について。(1)、多くの町民が避難しているいわき市に子育てされている親御さんが気軽に子供を連れて親同士が話せる場所を設置してはどうかということをお聞きします。

2番、消防団パトロールについて。(1)、解除後もパトロール体制とパトロールのあり方は変わらず続けるのかということをお聞きします。

(2)、安否確認、一声かけなどをして町民の安全、安心のためにしてはどうかということをお聞

きします。

(3)、帰還された町民もパトロール業務につけないか。雇用にもなると思うので、町民とともに富岡の新たな町づくりをしたらどうかということをお伺いします。

○議長（塚野芳美君） 2番、高野匠美君の一般質問について、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 2番、高野匠美議員の一般質問にお答えを申し上げます。

1、子育て世代の方々の支援について。(1)、多くの町民が避難しているいわき市に子育てされている親御さんが気軽に子供を連れて親同士が話せる場所の設置をしてはどうかについてお答えいたします。議員ご承知のとおり、いわき市には現在6,000人を超える多くの町民が避難生活をしており、そのうちゼロ歳から6歳の未就学児の数は本年4月1日現在364人です。未来ある富岡町の子供たちのために親同士が交流を持ちながら子育てができる環境づくりは避難先においても重要であると考えております。町としては、避難先で子育てしている親御さんにも気軽に集い、交流ができる場を提供するため、いわき市内に交流サロンやいわき支所に多目的集会所施設の整備を進め、これら施設を利用して子育て支援活動を展開しているところであります。具体的には、いわき市で生活する未就学児を持つ世帯全員に連絡して、毎月1回親子交流会と幼児相談会を実施し、子供と親同士の交流、そして子育て相談事業を実施しております。子供が小さくて参加できない親御さんには家庭訪問事業を実施しております。また、NPO法人さくらスポーツクラブでは、誰でも参加できる親子交流事業として、今年度からは週1回と回数をふやし、1歳からの親子リトミック教室を実施しております。避難先における子育て支援は親への意識づけと町関係機関の連携が大切であると考えられることから、今後は親御さんのニーズを把握し、事業内容を工夫した魅力あるものとするとともに、参加者間の交流の輪を広げて、より多くの親御さんが参加していただけるようPRしてまいりたいと考えております。このようなことから、帰還目標を来年の4月とした当町といたしましては、今後いわき市内に子育て支援のための場所を新たに設置していくのではなく、町が運営する既存の3カ所の交流サロンと多目的集会所施設の有効活用を進めていきたいと考えております。

次に、2、消防団パトロールについて。(1)、解除後もパトロール体制とパトロールのあり方（業務内容）は変わらず続けるのか。(2)、安否確認、一声かけなどをして町民の安全、安心のためしてはどうか。(3)、帰還された町民もパトロール業務につけないか。雇用にもなると思う。町民とともに富岡の新たな町づくりをしたらどうかについて、関連がありますので、一括してお答えいたします。消防団のパトロールについては、パトロール隊として編成した平成25年3月以前から行っているものであり、その内容につきましては、町内全域の警戒巡回及び火災時の初期消火を主たる業務としております。業務の性質上、全ての場面でできるものではありませんが、町民からの軽微な要請への対応や一時立ち入りをしている町民をお見かけした際の声かけなども行っており、町民の安全、安心のた

め今後も継続していく考えであります。しかしながら、避難生活も6年目となり、再就職や家庭の事情などによりパトロール隊、ひいては消防団活動を続けることが困難な団員も出てきており、現在帰還を見据え、町民の生命、財産を守るため、町にとって欠くことのできない組織である消防団の再構築の検討を進めております。加えて、帰還する全ての町民や事業者などが見守りや声かけの協力者となり、警察や消防、消防団などと連携を図りながら、高齢者などを地域全体で見守っていくネットワークを構築し、町民が住みなれた地域で安心して暮らせる町づくりを町民とともに進めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 再質問に入ります。

2番、高野匠美君。

○2番（高野匠美君） ご答弁ありがとうございました。1つ、子育て世代の方々の支援の中で、要するにいわき地区のほうは確かに月1回親子交流すくすくサロンやっております。でも、私的には回数と言ってしまったら申しわけないのですけれども、もう少し皆さんが集まりやすい状況をつくれないのかなという思いがあります。先ほど町長さんがサロンとかそういうところを開放とはおっしゃいますが、いわきサロンもありまして、行っている方々というのは、どうしても私は赤ちゃんを連れてきているという方は余り見かけたときないのですけれども、なかなかそういうサロンに赤ちゃんを連れていくというのは人に迷惑かけるのではないのかなとか、赤ちゃんをだっこしておっぱいとか、そういうふうにやるということはなかなかできないと思うのです。それで、今若い人たちはそういう子育てして、知らない町で、避難しているところでやっぱり1人でこもっている若いお母さんたちというのは私は少なからずいると思うのです。私も子育てして、富岡で子育てしたときは当たり前のように富岡町の施設、公園、いろんな場所に行って富岡の人たちとお友達になりました。それで、そのお友達になった人は今本当に大切に、後に今も私の本当に力強い、すごく頼りになる存在になっております。それが今の若い人たちには必然的に避難されて友達もばらばらになってしまった。そういうことを考えると、本当に子育てというのは大変だと思うのです。だから、もう少しそういう子育ての方々に寄り添うということを考えていただきたいなと思って、やっぱりそういうところが常日ごろ言える場所があったらなと思って質問しました。その辺をちょっともう一度お願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（猪狩 隆君） ただいまの質問の中でなかなか子育て、特に赤ちゃんを連れていくところがなくて大変だというようなご質問でございます。こちらに関しましては、私たちもつくづく長期化する避難生活の中では非常に大変なことだろうというふうに考えておるところでございます。そのような中で町では、先ほどもご説明申し上げましたけれども、未就学児を持つ親御さんを対象に今、毎月でございますけれども、親子交流会ということで事業を展開しております。それから、いわゆる赤ちゃん、2歳ぐらいまでの赤ちゃんを持つ親御さんに対しては、幼児相談会ということをもた別に実施しております。月1回実施しております。特に新生児を持つ親御さ

んについては、子育てが初めての体験であるとか、子育てがなかなか難しいとかというふうなことで相談できる相手がないということもありまして、町の保健師が家庭訪問を実施しまして、そういった事業を展開しておるところでございます。それらのことから、集まる場というのは町のほうではいろいろ提供しているつもりではございますが、なかなか気軽に集まれる状況ではないということであるということも聞いておりますので、そういったものも含めまして町のほうでできる限りのことは現在やっておりますけれども、その内容等につきましてなかなかニーズに合わないとか、そういったことであれば、内容をこれから工夫して対応していきたいなというふうに考えておりますので、これからよろしくお願ひしたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 2番、高野匠美君。

○2番（高野匠美君） ありがとうございます。1点ちょっと気になるのですけれども、新生児の生まれた方の家庭訪問、お子さんを持っている家庭訪問とはおっしゃいますけれども、大体新生児に対して月何回とか、何カ月は何回とかというのはあるのですか。ちょっとその辺お聞きします。

○議長（塚野芳美君） 健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（猪狩 隆君） 乳幼児の家庭訪問というのは、町の保健師活動の事業で事業を展開しておりますが、基本的には生後4カ月までには必ず行くというのが基本でございますが、富岡町では生後2カ月までに必ず1回は行くというような形で事業を実施しております。それで、そういった事業を実施している中で、やはり発達に異常が見られるとか、いろんな問題が出てくるお子さんについては継続して訪問事業を展開しているところでございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 2番、高野匠美君。

○2番（高野匠美君） ありがとうございます。お子さんの、新生児2カ月に1回は行くと今聞いたのですけれども、新生児を持っている親御さんの話もやはり同じく一緒に聞いていらっしゃるのでしょうか。その辺ちょっと。

○議長（塚野芳美君） 健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（猪狩 隆君） 今説明がちょっと悪かったのかもしれませんが、生後2カ月までには必ず1回は訪問するというところでございます。そこで発達障がいとかいろいろな障がいがあった場合には継続して観察をしていくというふうな形で対応しております。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 2番、高野匠美君。

○2番（高野匠美君） ありがとうございます。ただ、私は子育てというのは、子供って一日一日変わるのです。言葉悪いかもしれないけれども、今体に異常、障がいのある方にはずっと訪問なさるとはおっしゃっていただきましたけれども、私それよりも毎日毎日ちっちゃい子を抱えているお母さ

んの悩みというのは本当に大変なのです。そういうことをやっぱり細かく聞いてあげるのが、今だからこそ町に私はそれが大事なのではないのかなと思います。子育てというのは、本当に一日一日子供は日々違いますから、それを話す場がないということは、今風にこういうことまで言ったら申しわけないのですけれども、やっぱりストレスを抱えてしまって、お子さんに体罰とか、そういうことになってしまったらばとてもつらく感じます。だから、本来だったらばいろいろすすくサロンとか、そういうところに来てくれている親御さんに町はこういうことをして、こういう話を聞いてくれたのだよということをやったり来てくれた人が友達にちゃんと言ってくれるような町の支援というのも大事なのかなと思います。それがうまく伝わらなくて申しわけないのですけれども、若い人たちの一緒の話というのは、話し合えるというのはすごくやっぱり大事だし、これから若い人たちが富岡の話をしなくなるというのは一番つらいのです。やはり親が富岡の話をして、私たちはそうやっていかないと子供たちにちゃんとしたものも伝えてもいけないし、つなげていけないのではないのかなと思いますので、今後若い人たちの話というのをやっぱり聞く場をつくってほしいなと思います。ということでよろしくをお願いします。

○議長（塚野芳美君） 健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（猪狩 隆君） ありがとうございます。昨年もいろんな事業を展開しまして、町のほうとしてもいろんな反省点もございますので、それから今議員からご指摘ありましたような内容につきましても今後十分検討していきたいなというふうに考えております。

それから、小さなお子さん、確かに毎日毎日発達の段階で変化していくのだろうというふうに思っております。町のほうでもそのほかに、事業のほかに健康相談事業ということでいつでも受け入れる体制はとっておりますし、相談を受けたときには必ず町のほうでも保健師なり助産師なり訪問して指導するというをやっておりますので、そういったときには気軽にご連絡いただければなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

先ほど町長の回答の中にもありましたように、NPO法人のさくらスポーツクラブというのがありまして、こちらのほうでは親子リトミック教室ということで親子で触れ合う、また親子で楽しむ教室も実施しておりますので、こちらのほうは昨年月1回実施していたものが今年度から週1回実施するというので、回数をふやして実施しておりますので、ぜひそういったところにも参加していただきまして、そういった中で友達の輪をつくっていただければ、町のほうでもつくれるように努力はしていきたいなというふうに思ひますので、ご理解いただきたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 2番、高野匠美君。

○2番（高野匠美君） ありがとうございます。1つというか、今回富岡に28年3月に発行されました保健・福祉アクションプランを拝見させていただきますと、平成30年より再開として、子育て支援拠点整備の推進として、富岡保育所の一部を活用した子育て支援及び相談窓口を整備しますとのこ

とですが、現在避難されている方の子育て世代の方々がよく話されていることは線量なのです。やっぱりそういう安心感はあるのか、安全に暮らせるのかということにまだ時間がかかりそうだとよく聞きます。そこで、富岡のほうもなかなか難しくなるかなとは思いますが、いろいろこれから検討していただくということなので、質問は終わらせていただきますが、検討に関しての検討された答えというのはいつごろいただけますか。それは欲しいのです。よろしくお願いします。

○議長（塚野芳美君） 健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（猪狩 隆君） 富岡町の保健・福祉アクションプランということで、実は昨年、27年度にこのプランを作成いたしました。こちらのほうのプラン作成に当たっては、町内の有識者であるとかによってつくられたわけですが、その中で一番この問題でご指摘があった内容は、やはり親御さんが富岡を思う心がなくならないように、そういった気持ちが薄らいでいかないうような努力はすべきであろうというようなご指摘がございました。そのような中で町といたしましては即座に富岡の子供たちを帰還させると、また帰還状態に持っていくというのではなくて、そういった環境づくりのためにそういった支援ができる、また相談ができる窓口というものを富岡町内にまずは設置して対応していきたいというようなことでございますので、よろしくご理解いただければなというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 2番、高野匠美君。

○2番（高野匠美君） ありがとうございます。では、子育て支援のほうについては終わります。

次、消防団パトロールについて、いろいろとこれから、消防団パトロールの団員の方々には本当に感謝申し上げます。中には避難先より朝早く出て町内のパトロールに従事され、ご苦労されていると思っております。それで、もう少しパトロールというか、今の体制というのをちょっと詳しくお聞きしたいのですけれども、よろしくお願いします。

○議長（塚野芳美君） 安全対策課長。

○参事兼安全対策課長（渡辺弘道君） 今聞きたい内容詳しく聞いてお答えしたいと思いますので、聞きたい内容をちょっとお聞きしたいと。

○議長（塚野芳美君） 2番、高野匠美君。

○2番（高野匠美君） 今現在のパトロールというのは、一般町民の方がよく話されているのは、ただと言ったら申しわけないのですけれども、こうやって回っていつている、それ以外にどういうことをしているのかなという話を聞くので、常日ごろやっている、こういうことをしてこっちのほうに行っているとか、コースというのは言えないのはわかるのですけれども、今の状況をちょっと教えていただきたいなと思ったのですけれども。

○議長（塚野芳美君） パトロールの内容ということでよろしいですか。

○2番（高野匠美君） はい。

○議長（塚野芳美君） 安全対策課長。

○参事兼安全対策課長（渡辺弘道君） お答えいたします。

パトロールの内容につきましては、具体的には今午前3班、午後3班ということで町内を巡回して回るといって巡回しております。帰還困難区域を含めて町内全域巡回をお願いしています。その中にも声かけということありますけれども、町長が先ほど答えたとおり、全てには声かけできませんけれども、できる限りの中で声かけして町内を巡回しております。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 2番、高野匠美君。

○2番（高野匠美君） ありがとうございます。声かけということで、私は前避難して、解除に向けて町民の方が富岡町に結構作業で帰っている方が多いと思うのです、今。それで、この時期暑い時期になりますので、今までは2人とかで一緒に帰っている方がいたのですけれども、1人で帰っている方も多いと思います。そういう方のためにやはりちょっと見かけたら、毎回毎回でなくてもいいのですけれども、そういう声かけしていただけたらと思います。

それとあと、解除になり、これからのパトロール、要するに町民も帰ったときに町民も一緒にそこに参加してパトロールができないかということのを改めて質問させていただきます。

○議長（塚野芳美君） 安全対策課長。

○参事兼安全対策課長（渡辺弘道君） ご質問2点あったかと思えます。まず初めに、声かけにつきましては、先ほどお話ししたとおり引き続き消防団に、パトロール隊をお願いしたいと思います。繰り返しになりますけれども、全てに対して声かけはできませんけれども、道路上から声かけを行っていききたいと思います。

あと、2点目の解除後のパトロールのあり方につきましては、消防団だけではありませんので、確認ですけれども、消防団としては引き続き今の体制の中でなるべく続けていくということをお願いしたいと思います。先ほど町長が申したとおり、高齢者を地域全体で見守っていくネットワークを構築するということをお話ししました。また消防団とは別に帰還後についてはそういう体制づくりを検討するということで考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 2番、高野匠美君。

○2番（高野匠美君） ありがとうございます。パトロールというのは消防団がやるということですか。

○議長（塚野芳美君） 安全対策課長。

○参事兼安全対策課長（渡辺弘道君） 確認ですけれども、パトロールというのはあくまでも消防団のパトロールということによろしいでしょうか。消防団のパトロールにつきましては、基本的に初期消火という業務がありますので、火災初期消火ということでもありますので、現在パトロール車で消防団のほうでパトロールしているということです。同じく消防団のパトロールにつきましては、引き続

き消防団でパトロールするという考えでございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 2番、高野匠美君。

○2番（高野匠美君） パトロールはわかります。そのパトロールに町民と一緒にやるということはあるのですかということをお願いします。

○議長（塚野芳美君） 2番さん、町民というのは消防団員も町民なのですが、消防団ではない人もという意味でよろしいですか。

○2番（高野匠美君） はい。

○議長（塚野芳美君） 安全対策課長。

○参事兼安全対策課長（渡辺弘道君） 消防団のパトロールにつきましては、繰り返しになりますけれども、消防団員としてパトロールするということです。町民につきましては、また別な組織、町民だけの消防団とは別な組織でパトロールなどを、見守りというか、安否確認というか、そういう別な組織を別に検討するというところでよろしくをお願いします。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） パトロールそのものが2つの組織ということで、当然消防団にお願いするパトロールにつきましては万が一の火災が発生したときの初期消火というものがありますから、これらについては消防の団員にお願いする。それから、高齢者等、あるいは帰還している町民の皆様の安否確認みたいなパトロールというものも必要だと思います。こういうものに対しては町民の中から募集をして、そしてパトロール隊として発足させていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 2番、高野匠美君。

○2番（高野匠美君） やっとお話がわかりました。ありがとうございました。

いろいろとこれからも本当に富岡に住むということは、町も町民もお互い協力しながらいかなければならないと思っております。新たな町が、しっかり町が復興していく姿をやはり町民の方々にも見続けていってほしいと思います。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（塚野芳美君） 2番、高野匠美君の一般質問を以上で終わります。

以上をもって一般質問を終了いたします。

○散会の宣告

○議長（塚野芳美君） 本日はこの程度にとどめ、明日午前10時より会議を開きます。

これにて散会いたします。

散 会 （午後 3時39分）

平成28年第6回富岡町議会定例会

議事日程 第2号

平成28年6月14日（火）午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

発議第 4号 議員派遣の件について

報告第 4号 平成27年度富岡町継続費繰越しの報告について

報告第 5号 平成27年度富岡町継続費繰越しの報告について

報告第 6号 平成27年度富岡町繰越明許費繰越しの報告について

報告第 7号 平成27年度富岡町繰越明許費繰越しの報告について

報告第 8号 専決処分の報告について

議案第63号 損害賠償額の決定及び和解について

議案第64号 富岡町再生可能エネルギー寄附金等による復興まちづくり基金条例について

議案第65号 富岡町副町長の定数を定める条例の一部を改正する条例について

議案第66号 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第67号 富岡町なかよし広場設置条例の一部を改正する条例について

議案第68号 平成28年度富岡町一般会計補正予算（第1号）について

日程第3 委員会報告

1、総務常任委員会報告

2、産業復興常任委員会報告

3、議会運営委員会報告

4、議会報編集特別委員会報告

5、原子力発電所等に関する特別委員会報告

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

発議第 4号 議員派遣の件について

報告第 4号 平成27年度富岡町継続費繰越しの報告について

- 報告第 5号 平成27年度富岡町継続費繰越しの報告について
報告第 6号 平成27年度富岡町繰越明許費繰越しの報告について
報告第 7号 平成27年度富岡町繰越明許費繰越しの報告について
報告第 8号 専決処分の報告について
議案第63号 損害賠償額の決定及び和解について
議案第64号 富岡町再生可能エネルギー寄附金等による復興まちづくり基金条例について
議案第65号 富岡町副町長の定数を定める条例の一部を改正する条例について
議案第66号 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
議案第67号 富岡町なかよし広場設置条例の一部を改正する条例について
議案第68号 平成28年度富岡町一般会計補正予算（第1号）について

追加日程第1 議案第69号 富岡町副町長の選任につき同意を求めることについて

日程第3 委員会報告

- 1、総務常任委員会報告
- 2、産業復興常任委員会報告
- 3、議会運営委員会報告
- 4、議会報編集特別委員会報告
- 5、原子力発電所等に関する特別委員会報告

○出席議員（14名）

1番	渡辺英博君	2番	高野匠美君
3番	渡辺高一君	4番	堀本典明君
5番	早川恒久君	6番	遠藤一善君
7番	安藤正純君	8番	宇佐神幸一君
9番	山本育男君	10番	高野泰君
11番	黒澤英男君	12番	高橋実君
13番	渡辺三男君	14番	塚野芳美君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

町長	宮本皓一君
副町長	齊藤紀明君

教 育 長	石 井 賢 一 君
参 事 兼 者 会 計 管 理	佐 藤 臣 克 君
参 事 兼 長 総 務 課	伏 見 克 彦 君
企 画 課 長	林 紀 夫 君
税 務 課 長	三 瓶 雅 弘 君
参 事 兼 長 健 康 福 祉 課	猪 狩 隆 君
住 民 課 長	植 杉 昭 弘 君
参 事 兼 長 安 全 对 策 課	渡 辺 弘 道 君
参 事 兼 長 産 業 振 興 課	菅 野 利 行 君
復 興 推 進 課 長	深 谷 高 俊 君
復 旧 課 長	三 瓶 清 一 君
教 育 総 務 課 長	石 井 和 弘 君
い わ き 支 所 長	小 林 元 一 君
抛 点 整 備 課 長	竹 原 信 也 君
統 括 出 張 所 長	三 瓶 直 人 君
参 事 兼 長 生 活 支 援 課	林 志 信 君
総 務 課 長 補 佐	遠 藤 博 生 君
代 表 監 査 委 員	坂 本 和 久 君

○事務局職員出席者

参 事 兼 議 会 事 務 局 事 務 長	志 賀 智 秀
議 会 事 務 局 庶 務 係 長	大 和 田 豊 一
議 会 事 務 局 庶 務 係 主 任	藤 田 志 穂

開 議 (午前 9時59分)

○開議の宣告

○議長(塚野芳美君) ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより平成28年第6回富岡町議会定例会2日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の報告

○議長(塚野芳美君) 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○会議録署名議員の指名

○議長(塚野芳美君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

7番 安藤正純君

8番 宇佐神幸一君

の両名を指名いたします。

○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

○議長(塚野芳美君) 次に、日程第2、議案の趣旨説明、質疑、討論、採決に入ります。

初めに、発議第4号 議員派遣の件を議題といたします。

議会事務局長より朗読を求めます。

事務局長。

〔議会事務局長朗読〕

○議長(塚野芳美君) お諮りいたします。

発議第4号 議員派遣の件について、ただいま事務局長からの朗読のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(塚野芳美君) 異議なしと認めます。

よって、発議第4号 議員派遣の件については原案のとおり決しました。

次に、報告第4号 平成27年度富岡町継続費繰越しの報告についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長(塚野芳美君) 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○参事兼総務課長（伏見克彦君） おはようございます。それでは、報告第4号 平成27年度富岡町継続費繰越しについてご報告を申し上げます。

平成27年9月定例議会において、継続費として議決いただきました一般会計第2款総務費、第1項総務管理費、事業名、庁舎機能回復事業、総額12億5,697万6,000円、平成27年度年割額9億6,997万6,000円のうち、平成27年度支出済額4億6,915万9,619円を差し引いた5億81万6,381円を平成28年度へ繰り越しましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告いたします。

○議長（塚野芳美君） ただいまの報告に対して質問を許します。質問ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質問なしと認めます。

これをもって報告第4号 平成27年度富岡町継続費繰越しの報告についての件を終わります。

次に、報告第5号 平成27年度富岡町継続費繰越しの報告についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を復旧課長より求めます。

復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） おはようございます。それでは、報告第5号 平成27年度富岡町継続費繰越しの報告について内容をご説明いたします。

平成27年9月定例議会において、継続費として議決をいただきました公共下水道事業特別会計第1款事業費、第1項下水道事業費、事業名、浄化センター改修工事委託料、総額30億円、平成26年度年割額3億5,000万円のうち、支出済額1億2,900万円を差し引いた2億2,100万円を平成27年度へ逓次繰り越ししました。平成27年度年割額11億5,000万円のうち、支出済額8億5,200万円を差し引いた2億9,800万円を平成28年度へ逓次繰り越しましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（塚野芳美君） ただいまの報告に対して質問を許します。質問ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質問なしと認めます。

これをもって報告第5号 平成27年度富岡町継続費繰越しの報告についての件を終わります。

次に、報告第6号 平成27年度富岡町繰越明許費繰越しの報告についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○参事兼総務課長（伏見克彦君） それでは、報告第6号 平成27年度富岡町繰越明許費繰越しの報告について内容の説明を申し上げます。

平成27年11月臨時会並びに平成28年3月定例会において議決いただきました一般会計繰越明許費設定事業について、第2款総務費、第1項総務管理費、事業名、町づくり活性化事業費3億4,379万9,000円、事業名、交流拠点整備事業費1,136万1,000円、事業名、システム管理運営費3,557万6,000円、第3款民生費、第1項社会福祉費、事業名、年金生活者等支援臨時福祉給付金支給事業158万2,200円及び第7款商工費、第1項商工費、事業名、商業拠点施設整備事業費6,010万2,360円について、地方自治法施行令第146条第1項の規定により平成28年度へ繰り越しましたので、同条第2項の規定に基づきご報告いたします。

○議長（塚野芳美君） ただいまの報告に対して質問を許します。質問ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質問なしと認めます。

これをもって報告第6号 平成27年度富岡町繰越明許費繰越しの報告についての件を終わります。

次に、報告第7号 平成27年度富岡町繰越明許費繰越しの報告についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を復旧課長より求めます。

復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） それでは、報告第7号 平成27年度富岡町繰越明許費繰越しの報告について内容をご説明いたします。

平成27年12月定例議会において議決いただきました農業集落排水事業特別会計の繰越明許費設定事業、第1款集落排水事業、第1項集落排水事業、事業名、集落排水災害復旧事業費1億6,346万3,200円を1年間延長して執行するため、地方自治法施行令第146条第1項の規定により平成28年度へ繰り越ししましたので、同条第2項の規定に基づき報告するものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（塚野芳美君） ただいまの報告に対して質問を許します。質問ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質問なしと認めます。

これをもって報告第7号 平成27年度富岡町繰越明許費繰越しの報告についての件を終わります。

次に、報告第8号 専決処分報告についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○参事兼総務課長（伏見克彦君） それでは、報告第8号 専決処分報告についてご説明申し上げます。

報告第8号別紙、専決第6号 専決処分書をごらんください。本件は、本町職員が平成27年11月13日、公務出張のため町有車にて郡山市田村町字金屋地内の国道49号線を走行中、渋滞により停車していた西白河郡中島村在住のハタケヤマ氏所有の車両に追突し、玉突き事故を発生させた結果、相手方所有の車両に損傷を与えたものであり、損害賠償の額は41万3,650円であります。

本件については、町側に全面的な過失があると決定し、平成28年3月18日に和解したものであります。

以上のとおり専決処分いたしましたので、ご報告いたします。よろしくお願ひします。

○議長（塚野芳美君） ただいまの報告に対して質問を許します。質問ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質問なしと認めます。

これをもって報告第8号 専決処分報告についての件を終わります。

次に、議案第63号 損害賠償額の決定及び和解についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○参事兼総務課長（伏見克彦君） それでは、議案第63号 損害賠償の額の決定及び和解についてご説明申し上げます。

本件は、本町職員が平成27年11月13日、公務出張のため町有車にて郡山市田村町金屋地内の国道49号線を走行中、渋滞により停車していた車両に追突し、玉突き事故を発生させた結果、相手方所有の車両に損害を与えたもので、報告第8号で報告いたしました被害車両が追突された弾みで、さらに前方に停車していた郡山市田村町在住のアンドウ氏の車両に衝突した事故であります。その結果、相手方及び相手方所有の車両に損傷を与えたものであり、本事件については町側に全面的な過失があると決定し、車両の修理費用及び治療費等として70万7,726円を支払うことで和解いたしたく、地方自治法

第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものであります。

説明は、以上であります。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） マイクの調子がちょっとこちらでコントロールうまくいかなかったものですから、暫時休議いたします。

休 議 （午前10時25分）

再 開 （午前10時27分）

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） この議案第63号も、その前の報告第8号も、同じこれ事故かなと思うのです。追突で玉突きで。これ損害の協定、被害者のほうから加害者に対してこれだけ損害しましたと、前のほうは物損で、後のほうは物損と人身両方絡んでいるのかなと思うのだけれども、こういった場合に相手の言いなりで金額を払うのか、こちら町側にも顧問弁護士のような人がいて、やはりちゃんと精査して納得した上での協定金額なのか、その辺ちょっと教えてください。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○参事兼総務課長（伏見克彦君） お答えいたします。

一連の事務、それから事故の査定といいますか、そういったものについては、町で行うのではなくて共済組合のほうでの担当者が行っていただいております。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。

○7番（安藤正純君） はい。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

9番、山本育男君。

○9番（山本育男君） ちょっと関連になってしまうかも知れませんが、前の専決処分の和解は3月18日で、それからこの次の議案63号については今議題に上がったということで、この間、11月の事故にしては随分時間がかかっているのかなと思うのですが、その辺の経緯についてもしわかれば教えていただきたいと思っております。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○参事兼総務課長（伏見克彦君） 先ほど申し上げましたように、事故の事務と申しますか、そういった部分については共済組合のほうで行っておりますので、詳細についてはわかりませんが、3月18日に最初の物損のほうの和解をした以降に障がいといいますか、事故で受けたけがに対する部分で調整といいますか、調停がうまく進まなかったというふう聞いております。

○議長（塚野芳美君） 9番、山本育男君。

○9番（山本育男君） そうすると、やっぱり最後に後遺症が発生した場合はということで、別途協議というのはそのことなのですね。けががあるということですね。それで理解してよろしいということですか。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○参事兼総務課長（伏見克彦君） けががあるということでのことでございまして、この一文がなくても最高裁の判例ですと、なくても後に出た後遺症等についても請求できるということにはなっておりますが、最近の示談書のつくり方としては最後にこれを入れるというような形になっているというふう聞いております。

○9番（山本育男君） 終わります。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。そのほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第63号 損害賠償額の決定及び和解についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号 富岡町再生可能エネルギー寄附金等による復興まちづくり基金条例についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を産業振興課長より求めます。

産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（菅野利行君） それでは、議案第64号 富岡町再生可能エネルギー寄附金等による復興まちづくり基金条例についてご説明いたします。

本条例は、再生可能エネルギー発電施設の立地による寄附金等、農業を初めとする産業の振興や環境の保全あるいは人づくりなど、町の復興事業に広く活用できるよう基金として積み立てるために設

置しようとするものです。

議案第64号をごらんください。第1条は、当該条例について、農業の復興及び環境保全を初めとする復興まちづくり事業の経費に充てるためという設置目的を規定したものです。

第2条は、積み立ては再生可能エネルギー発電施設の立地による寄附金、その他の収入等のうち、一般会計予算で定めた額とすることを規定したものです。

第3条は、基金は金融機関への預金あるいは最も確実、有利な有価証券等で管理する旨を規定したものです。

第4条は、必要な場合は繰りかえ運用ができ、またその方法についての規定です。

第5条は、基金の運用益の処理の方法についての規定です。

第6条は、基金の処分については、第1条の設置目的に沿った事業経費の財源に充てる場合に限り行えるという規定です。

第7条は、この条例の施行等において、必要な事項は町長が定めることができるという町長への委任規定です。

附則においては、この条例の施行日は公布の日とするものです。

説明は以上です。ご審議方よろしく願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第64号 富岡町再生可能エネルギー寄附金等による復興まちづくり基金条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第65号 富岡町副町長の定数を定める条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○参事兼総務課長（伏見克彦君） それでは、議案第65号 富岡町副町長の定数を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回の改正は、本町の復旧、復興事業が本格化する中、除染や廃棄物処理、賠償問題、避難指示解除、さらには将来を展望した町づくりなど、山積する課題にスピード感と戦略性を持って対応するとともに、政府、民間を問わず増加する関係機関、要人等への対応、さらには多様な町民の声を丁寧に聞き取り、政策に反映するための改正で、第1条中、現行1人を2人以内に改め、附則において条例の施行日を公布の日としております。

今回の改正では、前回の改正案を見直し、その定数を2人以内とすることにより、復興の進捗などその時々状況に応じ、柔軟に対応し得ることを条例上において明文化したものであります。

説明は以上であります。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

9番、山本育男君。

○9番（山本育男君） 今課長の説明の中で、戦略性という言葉が出ましたが、この戦略性というのはどういう想定をしているのか、教えていただきたいと思いますが。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○参事兼総務課長（伏見克彦君） 戦略性という言葉についてでございますが、これは国、県あるいは関係するいろんな企業等、町の復興事業を進める中でいろいろと町が対応していかなければならない事案あるいは事業、そういったものがございまして、それについて戦略性を持って対応していくということでございまして、決して国、県と敵対するために何らかということではなくて、より事業をスムーズに進めるためにそういった戦略を練ってというような考えでございます。

○9番（山本育男君） 終わりです。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。そのほかございませんか。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 今課長のお話の中に、住民の多様な意見を聞くというような言葉があったのですが、今までも、今まで町当局の行政というかやり方を見て、エコテックなんかのときにやはり住民説明会を開いた上で国、県のほうに引き受けをすべきだったのかなと。あと今度国が買い取って、管理型処分場の件に関して、もっと地域住民の意見を聞くべきだというふうに提案しても、やはり余り住民説明会を開くというようなほうには方向性は見受けられないのです。ということは、今度2人体制になれば、そういった住民説明会をいっぱい開いて、多様な意見を聞く方向にかじを切ると、そういうことなののでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○参事兼総務課長（伏見克彦君） ご質問にお答えいたします。

ただいま議員おっしゃいましたように、2人体制をとることによってより身近に、例えばいわき、富岡、そして郡山ということで、より身近に町長、副町長がいるというようなこととなりますので、例えばいわき支所あるいは郡山を訪れる町民に対しても、よりその町民の声を聞くことができますし、また地区でそれぞれ会合等あった場合にも積極的に参加していけるというふうを考えております。そういう意味での町民の声をより丁寧に聞き取るということでございますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。そのほかございませんか。

11番、黒澤英男君。

○11番（黒澤英男君） 1問だけ。甚だ申しわけないのですが、勉強不足でちょっとお伺いいたしますが、第1条の1人を2人以内に改めるという文言なのですが、2人以内というのはこれ震災時だから、震災以降いろんな復旧事業にこれから向かっていくわけなのですが、それは理解できるのですが、例えば四、五年後、もう一段落して町の役場も富岡町のほうに移動してなった場合に、この人口3,000人とか今言われている3,500人の人口の中で2人副町長というのは、財政的に見ても今は交付金事業でいろいろと復興、復旧がなされていますが、今後においてこの2人以内とするのはいつでも1人に戻せるのかどうなのか、その辺やはり将来的な面が絡んできますので、ちょっと詳しくお答え願えないでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○参事兼総務課長（伏見克彦君） それでは、お答えいたします。

副町長の定数につきましては、地方自治法の中で条例で定めるということにされております。今回2人以内ということでご提案をさせていただいておりますが、この場合の以内というのは1人あるいは2人というふうに解釈しております。ただいま町に戻っていかうということでご質問がございましたが、将来的な2人にするか1人にするかという部分につきましては、町に戻って、そして復興の進捗の状況などを勘案しながら、適切に判断してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。

○11番（黒澤英男君） はい、結構です。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第65号 富岡町副町長の定数を定める条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（塚野芳美君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第66号 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

なお、この件はさきの全員協議会で説明を求めていますので、内容の朗読を省略し、提案理由の朗読のみとさせていただきます。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を税務課長より求めます。

税務課長。

○税務課長（三瓶雅弘君） それでは、議案第66号 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案は、地方税法施行令の改正と平成28年度の国民保険税の課税額算定のために所要の改正をするものであります。

まずは、平成28年度国民健康保険税税率算定についてご説明申し上げます。税率設定としましては、所得割3割、均等割、平等割の4方式を持ち、応能割、応益割の割合を50対50として税率算定を行っております。なお、収納率については、平成28年度においても原発事故に伴う避難により全額減免となり、保険税については国費で補填されるため100%で算定を行っております。

次に、28年度必要額については、国から低所得者数に応じた自治体への財源支援が拡充されたこと、また被保険者数の減額に伴い約3,700万円の減となっております。

次に、平成28年度国民健康保険税率については、必要額を確保するため、平成28年度の税率案で算定しますと、総額では1人当たり12万1,565円、1世帯当たり20万7,895円となるものです。平成28年度の税率については、全てにおいて引き下げとなっております。

それでは、次に条例改正案についてご説明申し上げます。議案第66号別紙資料、富岡町国民健康保険税条例新旧対照表よりご説明いたします。2ページをお開きください。本則第2条の改正については、地方税法施行令の改正により、第2項において医療一般の課税限度額52万円を54万円に、第3項において後期高齢者支援金の課税限度額17万円を19万円にするものです。

次に、第3条から第5条の2にかけましては、医療一般に係る規定でありまして、第3条では所得

割100分の5.15を100分の5.10に、次に3ページをお開きください。第4条では、資産割100分の26.84を100分の26.50に、5条では均等割2万8,700円を2万8,600円に、第5条の2では均等割2万2,700円を2万2,000円に、特定世帯では1万1,350円を1万1,000円に、特定継続世帯では1万7,020円を1万6,500円にするものでございます。

次に、4ページをお開きください。第6条から第7条にかけましては、後期高齢者支援金に係る規定でございまして、第6条では所得割100分の2.15を100分の2.04に、第7条では資産割100分の11.22を100分の9.88に、第7条の2では均等割1万2,000円を1万1,500円に、第7条の3では平等割9,500円を8,800円に、特定世帯では4,750円を4,400円に、特定継続世帯では7,120円を6,600円に改正するものでございます。

次に、第8条から第9条にかけましては、介護給付金に係る規定でございまして、第8条では所得割100分の1.65を100分の1.64に、9条では資産割100分の8.65を100分の8.35に、次に5ページをお開きください。第9条の2では、均等割1万2,800円を1万2,700円に、第9条の3では平等割7,100円を7,000円にするものです。

次に、第23条は国民健康保険税の減額規定でございまして、まず、23条の改正は、課税限度額において医療一般52万円を54万円に、後期高齢者支援金17万円を19万円にするものでございます。

次に、第23条第1項の改正は、7割軽減とする世帯の減額の改正であります。税率税額については、アからカの記載のと通りの改正となっております。

次に、6ページをお開きください。同条2項の改正では、5割軽減とする世帯額の減額等の改正であり、減額対象となる世帯の軽減判定所得の算定において乗ずる金額を26万円を26万5,000円と改正し、税率、税額についてはアからカの記載のと通りの改正となっております。

次に、7ページをお開きください。次に、同条第3号の改正は、2割軽減の減額対象となる世帯の規制であり、軽減判定所得の算定において乗ずる金額を47万円から48万円に改正し、税率、税額についてはアからカのと通りの改正となります。

次に、改正条文に戻りまして、附則第1条において、施行期日について平成28年4月1日から施行とし、第2条において国民健康保険税の適用区分を制定したものでございます。

説明は、以上のとおりでございまして、審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第66号 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第67号 富岡町なかよし広場設置条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

なお、この件につきましても別表の朗読は省略してください。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を健康福祉課長より求めます。

健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（猪狩 隆君） それでは、議案第67号 富岡町なかよし広場設置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回の一部改正は、太田第二なかよし広場への消防屯署建設及び毛萱集会所なかよし広場の津波流失に伴い、当該なかよし広場を廃止するため、所要の改正をするものであります。

議案第67号別紙資料9ページをごらんください。富岡町なかよし広場設置条例の一部を改正する条例新旧対照表よりご説明いたします。町内に12カ所あるなかよし広場のうち、住民の生命及び財産を保護する消防団の詰所であります上郡山消防屯署の移設のため、太田公民館入り口にある富岡町大字上郡山字太田257番地の2、太田第二なかよし広場379.98平米を廃止するものであります。

また、東日本大震災による津波流失に伴い、災害危険区域及び移転促進区域となりました毛萱集会所内にあります富岡町大字毛萱字前川原85番地、毛萱集会所なかよし広場550平米を廃止するものであります。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

9番、山本育男君。

○9番（山本育男君） このなかよし広場のほかにも帰還困難区域の中にもあるなかよし広場とか、それから町民が戻るにしても、今後なかよし広場を使うか使わないかといういろいろな意見が出るかと思うのですが、そのときに今例えばなかよし広場を廃止して、その広場の部分をほかにも使えるというようなことがあったときに、この条例を改正して廃止していくという方法は考えているかどうか、その辺

1点お願いします。

○議長（塚野芳美君） 健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（猪狩 隆君） お答えいたします。

なかよし広場につきましては、ご存じのとおり児童に健全な遊び場を提供するために設置したものでございます。現在12町内に12カ所ございますが、今回の廃止につきましては、先ほどご説明申し上げましたように、緊急性を伴うなかよし広場の廃止でございます。こちらにつきましては、今後につきましては、町の復興状況等を十分勘案しながら対応していきたいというふうには基本的に考えております。

それから、なかよし広場につきましては、町内の富岡町の所有地だけではなくて、民間の所有地もございますので、こういったものにつきましては行政区とも十分協議しながら、今後進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 9番、山本育男君。

○9番（山本育男君） 今後の有効な利活用ということで、お願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（猪狩 隆君） ただいまご意見ありがとうございます。

今後町の復興状況を含めながら、見きわめながら、なかよし広場の有効利用も考えていきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） なかよし広場の廃止ということで、毛萱のなかよし広場は津波にやられて、当然JRから東側は住めなくなるという状況の中で、これは当然しょうがないのかなと思うのですが、太田第二なかよし広場ということで、消防の屯署が建設が急がれるということで、そういうような状況を町としては一番楽な方法をとってきたのかなと思うのですが、政策的に考えると、これなかよし広場、子供が集って遊ぶ場所ということで、どうも帰町を口にする割には、ちょっと前向きではないのかなと思うのです。この辺ある程度土地当たって、なくて、もう町が押さえている、持っている、その場所に建設するという考え方はわからないわけではないのですが、この辺の土地を当たった経緯はあるのですか。もうなかよし広場、子供帰ってこないからなかよし広場要らないよと、人が帰ってこないからそういうもの要らないよという考え方にとられてもおかしくないですね。この辺が変えていけないと、富岡町非常に帰っていく場所が難しくなるのです。そういう意味で言ったら、後退の政策なのかなと思うのですが、どうなのでしょう。

○議長（塚野芳美君） 安全対策課長。

○参事兼安全対策課長（渡辺弘道君） お答えします。

この設置場につきましては、地元行政区、両行政区としっかり相談しながら、もちろん消防団員とも相談しながら、設置は場所については決定させていただきました。

なお、今後の話、なかよし広場につきましては、地元太田行政区と今後のあり方についてはこれからしっかりお話ししていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） いや、安易にそういう広場を潰してつくるのは、一番簡単でいいと思います。ただ、その前に土地の屯署のつくる場所の選定やら何やらで努力した経緯ありますかということで、ここにつくった後、なかよし広場が必要になったらまたつくりますよと、そういう安易な考えがちよっと無理なのかなと思うのです。安全対策課、なかよし広場所管ではないですので、所管のほうでも何のためになかよし広場というのあるのかということをよく考えれば、その辺をやっぱり細かい点からきちっとやっていっていただかないと、私は将来的に1万6,000の人口に戻そうという努力が見えないということなのです。どうです、町長。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 議員ご指摘の部分は十分に理解できます。これらについては、いろいろな精査をしまして、今回太田地区に新たな広場を、大きな公園施設をつくる考えであります。そういう意味で今回の屯署の設置ということで、まだこの公園ができる猶予期間のうちには子供たちの帰還というものはなかなか望めないのかなというような考えで、ここを設定させていただきました。設定する間につきましても行政区、廃止になる上郡の行政区とも、それから今回新設になります太田行政区ともいろいろと議論を重ねてまいりまして、その中で決定したものですから、決して町としてこれをおろそかにしたものではありませんし、それから将来的になかよし広場をなくすようなことを考えているわけではありませんので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） わかりました。

今あそこの地区に、太田地区、太田になるのか、下郡の地区になるのか、公園を考えているということで、まさに我々その公園に関しては議論していますので、その意味合いわかります。ただ、今後の政策として、やっぱり戻す努力をしているのですから、なくすほうはできるだけ今後なかよし広場だけではなくて、公共施設の部分をできるだけなくさないで、一人でも多くの人、子供が帰ってくるような政策を組んでいただきたいと思います。

ありがとうございます。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。
討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第67号 富岡町なかよし広場設置条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（塚野芳美君） 11時15分まで休議いたします。

休 議 （午前11時07分）

再 開 （午前11時15分）

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

次の議案に入る前に、企画課長から発言を求められておりますので、発言を許可いたします。

企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 済みません。お時間いただきまして、申しわけございません。

来る7月の6日の日でございますが、災害公営住宅1期分の安全祈願祭、それから起工式を予定してございますので、ご案内申し上げます。後に詳細については、ご招待状とともにお知らせということにさせていただきますので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 次に、議案第68号 平成28年度富岡町一般会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○参事兼総務課長（伏見克彦君） それでは、議案第68号 平成28年度一般会計補正予算（第1号）の内容についてご説明いたします。

本補正予算につきましては、当初予算において年間予算を編成したところでありますが、特に緊急性が高く、町政執行上、真に必要とされるものについて、既定の歳入歳出予算にそれぞれ3億3,923万

円を追加し、予算総額を201億9,954万5,000円とするものであります。

3 ページをお開き願います。初めに、歳入についてご説明申し上げます。第9款第1項地方交付税2,637万2,000円の増額は、震災復興特別交付税の増額であり、今回歳出予算に計上しております災害派遣職員、旅費及び工業団地事業費の財源として予算計上したものであります。

第13款国庫支出金1億9,854万2,000円の増額は、第2項国庫補助金において福島再生加速化交付金1億928万2,000円の増、第3項国庫委託金において福島原子力災害避難区域等帰還再生加速事業委託金6,767万円の増、福島避難解除等区域生活環境整備事業委託金2,159万円の増によるものです。

第17款繰入金、第2項基金繰入金1億1,431万6,000円の増額は、町内環境回復支援事業の財源として福島県市町村復興支援交付金を原資とする災害復興基金繰入金1億1,711万3,000円の増、震災の記録等の収集・整理・保存、夜の森町並み計測事業の財源として東日本大震災復興交付金基金繰入金809万6,000円の増となる一方で、事業費及び財源等の精査により財政調整基金繰入金1,089万3,000円を減額したことによるものであります。補正総額は、3億3,923万円の増額となったものであります。

次に、歳出について申し上げます。4 ページをお開きください。第2款総務費、第1項総務管理費1,751万1,000円の増額は、災害派遣職員旅費116万8,000円の増、町有施設長寿命化基本計画策定委託費として1,500万円の増などによるものです。

第3款民生費200万円の増額は、第3項災害救助費において災害公営住宅募集案内パンフレット作成に係る経費を計上したものであります。

第4款衛生費、第1項保健衛生費1億1,711万3,000円の増額は、町内住宅清掃費用補助など町内住環境回復支援事業費の増額によるものです。

第7款第1項商工費8,336万6,000円の増額は、産業団地交流公園に係る不動産評価鑑定及び基本設計業務委託費などを計上したものであります。

第8款土木費1億1,624万円の増額は、第4項都市計画費において生け垣等推進事業費補助金470万円、第5項住宅費において災害公営住宅第2期分の用地購入費など1億1,154万円を増額したことによるものです。

第9款第1項消防費300万円の増額は、上郡山消防屯署移転に係る経費を計上したことによるものです。

第3款民生費、第1項社会福祉費、第6款農林水産業費、第8款土木費、第1項土木管理費、第2項道路橋梁費及び第10款教育費は、財源更正による計上であり、歳出の補正総額を3億3,923万円としたものであります。

以上が今回の補正予算の概要でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入りますが、質疑の方法につきましては、慣例によりまして、歳入歳出とも項別審査を行い、その後に総括審査を行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、そのような順序で審議を進めることにいたします。

それでは、歳入の部から入ります。10ページをお開きいただきたいと思います。10ページ、11ページ、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 12、13ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 14、15ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 16、17ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 18、19ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 20、21ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 2点ほどお聞きします。

まず、教育のほうなのかなと思うのですが、文化センター、体育館、あそこのスポーツ施設の整備、ゼネコンさんが借りていて、3月31で終わって、町に戻ったのかなと思うのですが、今年度整備するというのでどの程度の整備を考えているのか。といいますのは、あそこは一連の体育施設であり、現在の富岡町にとっては一堂に会せる場所というのはあそこしかないのです。きのうの一般質問の中でも夜の森公園など議論が上がっていましたが、やっぱり夜の森公園、以前にあそこの膨大な体育施設を戻すことが一番早い第一の手段なのかなと私考えておりますので、どの程度の整備を考えているのか、お聞かせください。

あと1点なのですが、今年度今期の議会に富岡町の災害公営住宅50戸のパフレット作成とか、いろいろそういう予算も絡んできておりますので、この場で私言いたいのですが、当初の50戸に関しては、全協の中でありましたが、50戸に関しては1人世帯は入居できませんよと、多分そういうパフレット作成になるのかなと思うのです。私もちょっとまずいのではないかという話はさせていただきましたが、本来であれば一番借りたいと言っている人が1人世帯の人たちがかなりふえてきているのです。夫婦世帯というのもかなり今は町に戻りたいと、復興住宅をつくっていただけるのであればぜひ

入らせてほしいという人が結構数にふえてきておりますので、町としても2期分からは1人世帯も入れるようにしますよという意向、それは十分尊重を私はしたいと思いますが、まず1期分にかなりそういう1人世帯が申し込みが出てくるのではないかなと思ひまして、ぜひそういう人たちを私は救済してやりたいという気持ちあるものですから、法的に根拠があるのであれば話は別ですけれども、法的に根拠がないのであればその辺をもう一回見直していただきたいと思ひます。

よろしく願ひします。

○議長（塚野芳美君） 教育総務課長。

○教育総務課長（石井和弘君） お答え申し上げます。

町総合体育館につきましては、今議員おっしゃるとおり3月で貸し出しを終了してございます。今現在修繕に向けました実施設計を行っているところでございます。今年度につきましては、スポーツ施設の中の町総合体育館につきましては実施設計を行ひまして、修繕まで行っていきたくと思ひてございます。その他施設、例えば武道館、テニスコート、ふれあいドーム等につきましては、被害状況を見ながら今後修繕等も考えていきたいということなので、今年度につきましては町の総合体育館を第一に機能回復したいというふうを考えてございます。あわせまして、文化交流センター学びの森につきましては、今月初めに災害査定を受けまして、今年度中に修繕工事に入りまして、今年度中の機能回復を目指して取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 生活支援課長。

○参事兼生活支援課長（林 志信君） それでは、お答えいたします。

災害公営住宅の募集を担当しておりますので、私のほうからまず回答させていただきます。町内に住むことを希望しておりますが、住めない住宅、住居がない方の住宅支援策として今回災害公営住宅を整備しておりますが、今回募集する第1期分の50戸につきましては、前回の全員協議会でもご説明いたしましたが、戸建て住宅で敷地が広く、駐車場も2台分確保されており、またあわせて緑地帯や遊歩道、集会所など入居者用の供用施設が整備されております。これは、町の復興拠点に位置する住宅であり、周辺のにぎわいを醸成するためにも、幅広い世代の町民と一緒に生活できるように住環境を整備した側面がございます。また、良好な環境を維持するためには、敷地や供用部分の管理につきましても、原則入居される方々で管理していただくこととなりますけれども、費用とか労力の面で相応の負担が発生いたします。これらを考慮いたしまして、今回の1期分につきましては2人以上での申し込みということをお願いしてございますが、なおお一人でも入居されたいという方のための住居につきましては、2期で募集いたしますというふうなご案内も一緒に記載するような形で町民の方にご案内させていただきたいと思ひています。

以上です。

〔「法的な根拠あるの」と言う人あり〕

○参事兼生活支援課長（林 志信君） 失礼しました。

法的な根拠につきまして、町の町営住宅の条例の中では年齢等もありますが、ご家族で居されるということを前提にしておりますけれども、今回の震災におきましてその辺の条件が緩和されるというところございまして、申し込みに関しては1人でもということは可能になってございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 説明はわかりました。

文化センターの一連の体育施設に関しては、体育館は今年度中に整備するということですが、町が29年4月帰町を目指すのであれば、やっぱり一堂に会す場所がなければ私はちょっとまずいのかなと。今桜の時期によその町村をお借りして、花見などをやるような状況になっていますので、やっぱりその辺もしっかり考えていただいてほしいなと。といいますのは、若い世代は、若い人は帰らない、子供は戻れない、今のままではそうなのです。やっぱり行政は、戻ってもらう、戻す政策しているわけですから、あの辺の一連の体育施設を全部除染をし、整備し、小学生から集えるような場所にするにはどうすればいいかという、やっぱりもう完全な除染です。あの辺は、そんなに高い場所ではありませんので、富岡全体から考えますと。除染すればかなり数字下げるとは、私は可能なのかなと思うのです。建物ももちろんですが、外回りも舗装とか植栽とかそういうもの全面に取っ払って再舗装するとかすれば、かなり震災前に私は近づくのかなと思うのです、震災前の数字に。何でそのくらいの規模に大がかりな整備予定を立てないのか、私不思議でしょうがないのですが、体育館を全部きれいに直してもいけるのですか。駐車場は線量高い、表は線量高い、誰も寄っていけないではないかなと私は思うのです。その辺をよく考えていただきたいと。今野球場なんかは、使っていたゼネコンさんがかなりきれいに除染して、整備して返すようですが、あそこを4年も5年も使っていた、占用していたゼネコンさんは、除染は一切関係なし、汚すだけ汚して返しますよの話なのかなと思うのですが、その辺のやりとりもしたとすればお聞かせください。

あと災害公営住宅なのですが、1人でも申し込み可能という言葉出ましたよね。それだったら私何の異論もないのですが、可能だとすればそれを何で排除しなくてはならないのか、その辺どっちかはっきりお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 教育総務課長。

○教育総務課長（石井和弘君） お答え申し上げます。

スポーツセンターにつきましては、今年度総合体育館を主に改修していきたいというふうに考えてございます。ほかの施設につきましても、平成27年度中に調査を行っておりますので、その状況に応じて今後行って、改修等も行っていきたいとは考えておりますが、まず28年度につきましては町の総合体育館を考えて進めているところであります。

なお、3月までに総合体育館のほうにつきましては貸し出しをしてございました。その返却に伴っ

た清掃等の実施状況でございますが、体育館内部につきましては、当然床の拭き取り等の清掃、除染を実施していただきました。あと体育館外につきましては、駐車場、植栽等につきまして、ロードスイーパーと人力によって清掃、除染というようなことを行っていただいたところでございます。

なお、先ほどお話がありました野球場につきましても、フレコン置き場として設置したわけなのですが、当然フレコンバッグを撤去いたしまして、それにフレコンバッグを置いたことによって影響のあった箇所につきましては、修繕してお返しいただくというようなことで今作業を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 生活支援課長。

○参事兼生活支援課長（林 志信君） お答えいたします。

まず、先ほど入居可能ということで申し上げましたけれども、これにつきましては入居基準の資格の特例措置ということで、東日本大震災に係る被災市街地特別措置法の中でそのようになってございます。今回繰り返しになりますけれども、第1期分として戸建て住宅50戸、それから同じ年度内に第2期分として戸建て住宅や、それからひとり暮らしの方に適した間取りの集合住宅約100戸が用意される計画になってございます。これにつきまして、決してひとり暮らしの方を排除するわけではなくて、これら1期分、2期分を合わせた形での町内での災害公営住宅の整備というふうに捉えてございますので、このような形でそれぞれの家族構成に合わせた住宅に入居していただくことで、より多くの方がこの町内での生活をスタートできるものというふうに考えてございますので、決して排除するものではないということをご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 文化センターエリアに関しては、順を踏んで整備していきたい、それはわかりました。ただ、順番に整備していきたいといっても、ある部分をきちっと一部の部分をきちっと整備しないと、体育館だけ修繕、災害復旧しても恐らく使う人がいないのではないかと思います。駐車場の線量やいろいろ問題出てきていますので、それだったら体育館の前の駐車場は全て舗装を剥ぎ取って、植栽も取って整備し直しますよとか、そういう部分的にやっていかないとやっても意味がないのかなと思いますので、ぜひそういうことまで考えてやっていただきたいと。本来であれば、1回に全部やってもらうのが一番いいとは思いますが、予算が生じる問題ですので、それはなかなかできない部分もわかります。ただ、全体的な構想がきちっと決まっているのかどうか、最後にそれお聞かせください。例えば解体するエリアとか、サッカー場なんかは全面芝剥がしてやり直すとか、グラウンドゴルフ場とか、そういうのいっぱいありますので、全体的な構想をきちっと聞かせていただければありがたいと思います。

災害公営住宅に関しては、まさに課長の言っていること、町執行部が考えていることわかるのです。

にぎわいを取り戻すために、やっぱり1人よりは2人のほうがいいし、2人よりは10人のほうがいいし、3人、5人家族が入れるような施設つくっても、1人しか入れないのではなかなかにぎわい構成できないと、それは十分理解はできるのです。ただ、そういうことを災害公営住宅の議論になったときに言っただけならば、私らも町民との話し合いの中でそういう言葉出していれば、抵抗感なく受け入れることは可能だったのかなと思うのです。それそういうこと全然今まで出ていなくて、ここに来てぽつと「ひとり暮らしは入れないよ」という言葉が浮上したわけです。その辺が私は理解できないのです。一番町内に戻りたくて待っている人は、1人世帯の人が多いですよということだけは受けとめていただきたい。それを受けとめているからこそ、2期分で準備しますよというのは、私は理解できません。当然そういう部分もやってもらわなくてはならないと思っていますが、その辺どうなのでしょう。

○議長（塚野芳美君） 復興推進課長。

○復興推進課長（深谷高俊君） 総合スポーツセンター付近の除染の状況でございますが、体育館のすぐ東側にあります公園、それから野球場のすぐ西側のサブグラウンド、それからふれあい広場、このあたりについては表土を剥いだ状況で、まだ土の入れかえは行っておりませんでした。今環境省と詰めておりまして、基本的にはツツジやサツキなどは除染をする際にやはり支障となって、しっかり土の入れかえができないということから、全て植栽は取って除染をすると、全て取っ払って除染をするというような流れになりまして、現在植栽は全てほぼ撤去している状況でございます。

それから、駐車場を含めた舗装についてでございますが、線量等を測定しておりまして、基本的には文化センターの前にあるモニタリングポストの数値が平均的な数値でございます。約0.6程度なのでございますが、ただこれにつきましても今回追加的除染の対象区域でございますので、そこらあたりはしっかりモニタリングした結果もございまして、それを見て再舗装する場所等については、除染でできる範囲は極力除染で舗装のし直しも含めて対応してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 教育総務課長。

○教育総務課長（石井和弘君） スポーツ施設関係の今後の計画といいますかについて若干ご説明をさせていただきますと思います。

議員ご承知のとおり、あの辺にはスポーツ施設がいっぱいあるということで、まず先ほど申しましたように体育館が使えるような状況にしたいということでございますが、スポーツ交流館、旧文化センターでございますが、につきましては、築年数も大分経過してございまして、雨漏り等もあるということでございますので、今回解体を予定しているところでございます。スポーツ交流館の上に重要な施設といいますか、高架水槽だったりいろいろなものがありますので、今回体育館の改修に合わせましてそれらのものを移転しまして、体育館が使えるような状況にしたいというふうに考えております。

あわせて、今復興推進課長がお話ししたとおり、体育館を利用するための駐車場、または近隣の公園等については除染をさらにお願ひしたい。そのほかに、ふれあいドーム、武道館につきましても被害の状況に応じまして、今後修繕計画を立てていきたいというふうに考えてございますので、ご理解いただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 教育総務課長、サッカー場、それからグラウンドゴルフ場も言っていますので。

教育総務課長。

○教育総務課長（石井和弘君） 大変失礼いたしました。

グラウンドゴルフ場につきましては、やはりフレコンバッグ等を置いたりしていた場所に近接しておりまして、芝の張りかえを環境省にさせていただくような形になってございます。夏以降に芝の張りかえが終わって、利用できる状況にはなるかと思ひます。サッカー場につきましては、徹底した除染をまずお願いしておりまして、それが下がらない状況になりましたら、さらに人工芝の張りかえ等々も今後検討していきたいというふうには考えてございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 議員のご指摘のことと、計画当初からそういうことを説明いただきかったところについては、大変申しわけなく思っているところでございます。1人世帯、2人世帯の考え方につきましては、先ほど生活支援課長より説明があったとおりでございますが、私どもとしては2期以降100戸についてお示した時期に間違いなく完了させるように努力いたしたい。可能であれば前倒しということも模索はしていきたいというふうには思っているところでございます。

また、繰り返しになりますが、計画当初より今ほどの話をご説明できなかったことについては、大変申しわけなく思っております。議員初め住民の皆様は落胆をさせてしまったことということについては、大変申しわけなく思っているところでございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） そのほか。

生活支援課長。

○参事兼生活支援課長（林 志信君） 現在生活支援課といたしまして、仮設住宅等回りながら、住民の方の住宅再建等につきましても、いろいろお話を伺いながら検討しているところでございます。この中で、今回の町の災害公営住宅の計画等につきましてもご説明しながら、ひとり暮らしの方でそういうところを希望されている方もたくさんいるのは承知しておりますので、十分説明をしながら回りまして、ご理解いただきながら住宅再建に努めていきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

11番、黒澤英男君。

○11番（黒澤英男君） 今除染作業について詳しく説明いただいて、ありがとうございます。私も認識を新たにしました。

それと、一番の私町民から今言われているのは、被災家屋の解体業務なのですが、これは環境省の管轄ですが、町も我々が所管でいろいろと今まで何回となくおこなっていると、この原因はどうかということ富岡町の帰還に向けた町の取り組みと富岡町の現状を見ますと、この9ページを見てわかるとおり、受付受理件数が1,345件で、解体済み件数が471件なのです。残件数が843件あって、これから28年度、どんどん、どんどんまだふえてくると思うのです。ということは、28年度ということは29年4月には帰還が始まるわけです。ということは、これだけ残ってその後に、例えばこの被災された方々が富岡町に戻ってここへ住宅をつくるとして、おくれおくれになっていてできないような状態が続くわけです。ということは、もう帰還にやっぱり著しくこれは障害が生じるのではないかなと、なぜおくれをとっているのか、大手業者が大半を占めると思っているのですが、大手ゼネコン、これが請け負う件数、それと町内業者が少々あると思うのですが、その辺の割合もちょっとお聞かせ願って、抜本的な対策を練っていただけないかどうか、この辺をお伺いしたいと思います。まず最初に、なぜこれだけの件数が、残件数が残っているのか、再三これ申し出にかかわらず、こういう現状が残っているということをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 復興推進課長。

○復興推進課長（深谷高俊君） 町内で行われております解体事業でございますが、事業がスタートする以前より町からは解体は除染よりおくれずに、むしろ先に解体をしていただいて更地を除染してくださいということは再三申し上げてきました。それにもかかわらず、なかなかスタートができなくて、やはり除染が決まらないうと解体ができないというような国の議論、考え方というのが根底にありまして、なかなか進んでいないというのが現状でございます。今年度の予定でございますが、今年度、28年度は町長の町政報告にもございましたとおり、約800件を予定しているというふうに伺っております。その内容でございますが、今年度約三十数件の家屋解体については業者が第1回目ということで決定いたしまして、着手に入ると伺っております。その後の予定でございますが、その後は約300件、そして200件という数字、ある程度大きな規模でございますが、これを予定していると環境省からは聞いております。これらについても、町の業者さんも当然指名に入ることはできるというような内容でお聞きしているところでございます。それから、避難指示が解除目標まで10カ月切るという状況の中で、まだまだ残って例えば新築に影響があるではないかというご指摘でございます。私どももそれについては大変心配しているところでございまして、環境省には解体をして、今後解体を希望される方が富岡に戻って新築したいと、引き続き新築したいというような考えの方いらっしゃいまして、そういう方については、極端な話を申し上げますと、いつ解体されても構わないというか、1年おくれ

でもいいよというような方よりも優先して、新築を予定されている方については優先して解体業務に対応することが可能だという環境省からの回答を得ておりますので、そこらについては町といたしましても状況をよくお聞きしながら、あくまでも申し込み順ではないというようなところもございますので、町民の皆様の現状に即した形で対応できるように進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 11番、黒澤英男君。

○11番（黒澤英男君） ありがとうございます。

でもまだ800件今年度に発注する予定ということなのですが、38件、それから300件、200件と、まだまだあと二百何件残っているのですが、これは最後になるのかどうなのか。それと、私2つ目に聞いていますこの大手業者がどのぐらいの割合で受注しているのか、町内業者は全然入っていないのかどうか、余りにも大手ゼネコンが占める割合が大きいのですが、これは環境省発注ということなのですが、その辺に原因があるのかなど。昨年度、今年度もそうなのですが、町内業者が受注した件数は確実にこれは処理していますよね。ゼネコンだけなのですよ、こういう延ばし延ばしやっているのは。この辺どういうふうな考えなのか、その辺割合ちょっとわかれば教えていただけないですか。

○議長（塚野芳美君） 復興推進課長。

○復興推進課長（深谷高俊君） 大手ゼネコンさんの割合ということでございますが、昨年度は発注約四百数十件解体したわけですが、そのうち大手業者さんは1件、三百数十件の住宅の解体工事1件を落札して作業に当たられました。なかなかやはり地元の対応という意味では、地元業者さんがやるよりは、なかなか密着した地元の立場に立ってやるというところでは、私どもの感覚からすると少し距離があったかなというような気持ちはいたします。

それと、今年度の予定でございますが、先ほど申し上げたとおり、今月戸数300件、それから次200件、その後もまた200件程度予定している、200件または300件予定していると伺っております。この300とか200件程度の解体工事についての業者さんでございますが、これについては町の富岡町内の事務所これまでございまして、建設建築工事等に当たられていた業者さんもJVを組むという形で入札に参加することが可能だということをお聞きしておりますので、そこについてはやはり単純に総合評価的なものでの競争ということになりますが、あくまでも地元業者さんが入れるように、町としてはやはり地元業者さんの育成という意味、それから地元の町民の立場に立って作業のほうをやっていただけるという期待も込めまして、そこらあたりは環境省に強く申し上げておりましたところ、今年度の工事からは地元業者さんも入札に参加できるという、規模の大きな工事についても参加できるというようなことでお聞きしております。

それから、数十件以下の工事については、もちろん地元業者さんが札を入れることが可能でございますが、昨年度は地元業者さんを中心に落札されましたが、一部は大阪の業者さんがとったということもございましたが、そういうような状況でございまして、町といたしましても地元ということを

しっかり考えながら対応していかなければならないと思っています。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 11番、黒澤英男君。

○11番（黒澤英男君） ありがとうございます。

非常に地元業者も入札にJVを組んで入れるということは、大変これはありがたいことで、少し工事の解体件数もどんどん、どんどんふえていくのかなという感じはするのですが、あと最後に1点だけお伺いしますが、この大手ゼネコンというのは1社だけなのかどうか。今までずっと見ていると、ほとんど解体は鹿島建設1社ということなのですが、これは環境省のいろんな地区の割合、富岡とか浪江とか大熊とか、この双葉郡全体を見渡しての配慮でそうなっているのかどうか、それと東北地方は鹿島が一番強いとか何かとかいうことがあってそうなっているのかどうか、ちょっと1社だけなのかどうか、その辺詳しくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 復興推進課長。

○復興推進課長（深谷高俊君） 昨年度の三百数十件を大きく出した工事につきましては、一般競争入札でございますので、どここの業者さんというようなことはなくて、広く環境省としては公告しているとお聞きしております。今年度においても、そのような形で進めるということをお聞きしているところです。ただ、昨年度の1件につきましては、札を入れた業者さんは極めて少なかったということをお聞きしておりますが、なぜそうなったかについてはちょっと町では把握しているところではございませんが、環境省としては広く募集しているというふうにお聞きしているところです。

以上です。

○11番（黒澤英男君） 終わります。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第68号 平成28年度富岡町一般会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休議いたします。

休 議 （午前11時56分）

再開 (午前 11時 57分)

○議長(塚野芳美君) 再開いたします。

ただいま町長より緊急を要する事件として、議案第69号 富岡町副町長の任命につき同意を求めることについてが提出されました。

この後休議をし、休議の中で直ちに1階会議室において議会運営委員会を開いていただきます。

午後1時まで休議いたしますけれども、議運は行ってから休憩に入っていたきたいと思います。

休議 (午前 11時 59分)

再開 (午後 零時 59分)

○議長(塚野芳美君) 再開いたします。

○日程の追加

○議長(塚野芳美君) 先ほど休議の中で議会運営委員会を開催し、町長から提案のあった議案第69号 富岡町副町長の選任につき同意を求めることについてを日程に追加し、追加日程第1として議題にすることに決しました。

お諮りいたします。議案第69号 富岡町副町長の選任につき同意を求めることについてを急施の事件と認め、日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(塚野芳美君) 異議なしと認めます。

よって、議案第69号 富岡町副町長の選任につき同意を求めることについてを追加日程第1として日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

暫時休議いたします。

休議 (午後 1時 00分)

再開 (午後 1時 01分)

○議長(塚野芳美君) 再開いたします。

○議案第69号 富岡町副町長の選任につき同意を求めることについて

○議長(塚野芳美君) 議案第69号 富岡町副町長の選任につき同意を求めることについての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 提案の理由を町長より求めます。

町長。

○町長（宮本皓一君） 追加議案について提案理由を申し上げます。

本定例会における議案につきましては、初日に6件の議案を提案したところでございます。本日議案第65号 富岡町副町長の定数を定める条例の一部を改正する条例について議決をいただきましたことを受け、副町長を選任したく、同意案件として富岡町副町長の選任につき同意を求めることについての1件を追加提案させていただきました。

内容につきましては、審議の際に詳しくご説明させていただきますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第69号 富岡町副町長の選任につき同意を求めることについての件を採決いたします。

採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（塚野芳美君） ただいまの出席議員は13名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（塚野芳美君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（塚野芳美君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記入の上、点呼に応

じて順次投票をお願いいたします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により否とみなします。

点呼を命じます。

局長。

〔事務局長点呼により投票〕

○議長（塚野芳美君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（塚野芳美君） 開票を行います。

富岡町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に9番、山本育男君、10番、高野泰君、11番、黒澤英男君、以上の3名を指名いたします。

よって、立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（塚野芳美君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数13票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち賛成8票、反対5票、以上のとおり賛成が多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○副町長就任の挨拶

○議長（塚野芳美君） お諮りいたします。

ただいま同意をいただきました滝沢一美さんがおいでになっておりますので、ここでご挨拶をいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

それでは、そのようにいたします。

暫時休議いたします。

休 議 （午後 1時11分）

再 開 （午後 1時12分）

〔副町長（滝沢一美君）入場〕

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

滝沢一美君、ご挨拶をお願いいたします。

〔副町長（滝沢一美君）登壇〕

○副町長（滝沢一美君） このたびは、ご同意いただきましてありがとうございます。また、本会議中の貴重な時間をいただきまして、ありがとうございます。

私これまでの経験を生かし、富岡町の復興、再生のため精いっぱい頑張りますので、皆様方のご指導方よろしくお願いを申し上げます。本当に本日は、このような席に上がらせていただきまして、ありがとうございます。これからもひとつよろしくお願ひ申し上げます。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（塚野芳美君） ありがとうございました。

〔副町長（滝沢一美君）退席〕

○議長（塚野芳美君） この後休議をいたしますが、休議の中で各委員会を開いていただきます。それでは、委員会の開催時間と場所について申し上げます。この後、直ちに1階会議室において、まず総務常任委員会、産業復興常任委員会を開催していただき、その後原子力発電所等に関する特別委員会、議会報編集特別委員会、最後に議会運営委員会の順で開催していただきますようお願いいたします。

それでは、1時30分まで休議いたします。

休 議 （午後 1時13分）

再 開 （午後 1時25分）

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

○委員会報告

○議長（塚野芳美君） 日程第3、委員会報告に入ります。

初めに、総務常任委員会の報告を委員長より求めます。

5番、早川恒久君。

〔総務常任委員会委員長（早川恒久君）登壇〕

○総務常任委員会委員長（早川恒久君） 報告第22号、平成28年6月14日、富岡町議会議長、塚野芳美様、総務常任委員会委員長、早川恒久。

閉会中の継続調査の申し出について。

本委員会は、6月14日午後1時14分より富岡町郡山事務所桑野分室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記、1、所管事務の調査。(1) 総務課に関する件、(2) いわき支所に関する件、(3) 企画課に関する件、(4) 税務課に関する件、(5) 健康福祉課に関する件、(6) 住民課に関する件、(7) 教育委員会に関する件、(8) 出納室に関する件、(9) 議会事務局に関する件。

2、調査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、庶務係長。

3、調査の結果。調査未了につき、当委員会において閉会中の継続調査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続調査の申し出をいたします。

○議長(塚野芳美君) お諮りいたします。

ただいま総務常任委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(塚野芳美君) 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、産業復興常任委員会の報告を委員長より求めます。

13番、渡辺三男君。

〔産業復興常任委員会委員長(渡辺三男君)登壇〕

○産業復興常任委員会委員長(渡辺三男君) 報告第23号、平成28年6月14日、富岡町議会議長、塚野芳美様、産業復興常任委員会委員長、渡辺三男。

閉会中の継続調査の申し出について。

本委員会は、6月14日午後1時15分より富岡町郡山事務所桑野分室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記、1、所管事務の調査。(1) 復旧課に関する件、(2) 復興推進課に関する件、(3) 拠点整備課に関する件、(4) 農業委員会に関する件、(5) 産業振興課に関する件、(6) 安全対策課に関する件、(7) 生活支援課に関する件。

2、調査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務の出席者、議会事務局長。

3、調査の結果。調査未了につき、当委員会において閉会中の継続調査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続調査の申し出をいたします。

○議長(塚野芳美君) お諮りいたします。

ただいま産業復興常任委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(塚野芳美君) 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、議会運営委員会の報告を委員長より求めます。

6番、遠藤一善君。

〔議会運営委員会委員長（遠藤一善君）登壇〕

○議会運営委員会委員長（遠藤一善君） 報告第24号、平成28年6月14日、富岡町議会議長、塚野芳美様、議会運営委員会委員長、遠藤一善。

閉会中の継続審査及び調査の申し出について。

本委員会は、6月14日午後1時18分より富岡町郡山事務所桑野分室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記、1、審査及び調査事件。（1）会期、議事日程、議案の取り扱い、発言等議会の運営に関する件、（2）議会関係例規類の制定、改廃に関する件、（3）議長の諮問に関する件。

2、審査及び調査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議長、議会事務局長、庶務係長。

3、審査及び調査の結果。審査及び調査未了につき、当委員会において閉会中の継続審査及び調査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査及び調査の申し出をします。

○議長（塚野芳美君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、議会報編集特別委員会の報告を委員長より求めます。

4番、堀本典明君。

〔議会報編集特別委員会委員長（堀本典明君）登壇〕

○議会報編集特別委員会委員長（堀本典明君） 報告第25号、平成28年6月14日、富岡町議会議長、塚野芳美様、議会報編集特別委員会委員長、堀本典明。

閉会中の継続審査の申し出について。

本委員会は、6月14日午後1時17分より富岡町郡山事務所桑野分室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記、1、審査事件。議会報の編集等に関する件。

2、審査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議長、議会事務局長、庶務係長。

3、審査の結果。審査未了につき、当委員会において閉会中の継続審査の要ありと決したので、富

岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申し出をいたします。

○議長（塚野芳美君） お諮りいたします。

ただいま議会報編集特別委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、原子力発電所等に関する特別委員会の報告を委員長より求めます。

8番、宇佐神幸一君。

〔原子力発電所等に関する特別委員会委員長（宇佐神幸一君）登壇〕

○原子力発電所等に関する特別委員会委員長（宇佐神幸一君） 報告第26号、平成28年6月14日、富岡町議会議長、塚野芳美様、原子力発電所等に関する特別委員会委員長、宇佐神幸一。

閉会中の継続審査の申し出について。

本委員会は、6月14日午後1時16分より富岡町郡山事務所桑野分室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記、1、審査事件。（1）原子力発電所並びに東日本大震災に関する件。

2、審査の経過。出席委員、13名、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議長、議会事務局長、庶務係長。

3、審査の結果。審査未了につき、当委員会において閉会中の継続審査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申し出をいたします。

○議長（塚野芳美君） お諮りいたします。

ただいま原子力発電所等に関する特別委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

○動議の提出

〔「議長、1番」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 1番、渡辺英博君。

○1番（渡辺英博君） この際、議決の結果生じた字句等の整理について議長に委任するため動議を提出いたします。

〔「賛成」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） お諮りいたします。

ただいま1番、渡辺英博君より動議の提出がありました。所定の賛成者がいますので、動議は成立いたしました。

内容の説明について、1番、渡辺英博君より説明を求めます。

○1番（渡辺英博君） 本定例会において議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理について、富岡町議会会議規則第45条の規定により、議長に委任いたしたく発案いたします。

○議長（塚野芳美君） お諮りいたします。

ただいまの動議のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、字句、数字等の本筋を失わない範囲における修正等について、富岡町議会会議規則第45条の規定により、議長に一任することに決しました。

○閉会の宣告

○議長（塚野芳美君） 以上をもって本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって平成28年第6回富岡町議会定例会を閉会いたします。

閉 会 （午後 1時36分）